

平成20年9月18日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里巳
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	末次隆裕
次長	黒川和広
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
副		市	長	古	賀		滋
副		市	長	大	田	芳	洋
教		育	長	浦	郷		究
総	務	部	長	大	庭	健	三
企	画	部	長	角			眞
営	業	部	長	前	田	敏	美
く	ら	し	部	國	井	雅	裕
こ	ど	も	部	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	く	松	尾		定
山	内	支	所	永	尾	忠	則
北	方	支	所	浦	郷	政	紹
会	計	管	理	森		基	治
教	育	部	長	古	賀	雅	章
水	道	部	長	宮	下	正	博
市	民	病	院	樋	高	克	彦
市	民	病	院	伊	藤	元	康
総	務	課	長	山	田	義	利
財	政	課	長	久	原	義	博
企	画	課	長	橋	口	正	紀

議 事 日 程 第 4 号

9月18日（木）9時開議

日程第1 市政事務に対する一般質問

平成20年9月武雄市議会定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
11	14 小 柳 義 和	1. 病院職員の処遇について 2. 入札制度について
12	22 平 野 邦 夫	1. 武雄市民病院事業について 2. 介護保険事業について 3. 後期高齢者制度について
13	3 山 口 裕 子	1. 環境問題について 1)佐賀県ごみ処理広域化計画について 2)武雄循環型社会計画について 2. 教育問題について 1)小学校、中学校、長期欠席者について
14	6 宮 本 栄 八	1. 市民病院問題について 2. レモングラス事業計画書提出について 3. 区画整理について 4. 下水道等について 5. 土地利用計画について 6. 屋外広告物関係について
15	30 谷 口 攝 久	1. 武雄市民病院に関する諸問題について 1)現状と対応について 2)公立病院の理念はどう活かされているか ほか 2. 教育・文化行政について 1)教育行政の独自性について 2)戊辰戦争140年と篤姫について 3. 農林・商工行政と町づくりについて 1)八百屋さんと朝市について 2)猪・鹿・蝶とカブト蟲について

開 議 9時

○議長（杉原豊喜君）

皆さん、おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を続けます。

日程から見まして、本日は30番谷口議員の質問まで終わりたいと思います。

それでは、通告の順序に従いまして、14番小柳議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問する前でございますけれども、台風13号が九州に今夜未明に上陸というふうなことで聞いておりますが、被害が最小限に食い止められるように、また、私としては、九州から遠ざかることを望んでいるような次第でございます。

今回の質問内容は、市民病院の職員の処遇について、次に、入札制度についての2項目を質問させていただきます。

最初に、職員の処遇を質問するようにはしておりましたけれども、入札制度を先にさせてもらって、そして、その後、職員の処遇を後にさせていただきます。

それでは、入札制度が厳正、公平、公正に行われているか、質問いたします。

武雄市の建設工事入札参加者の資格に関する規則で、建設工事施工能力基準表があると思っておりますが、基準表の等級について、まず最初に質問をいたします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。お答えいたします。

まず、業者選定におきましては、施工能力等級基準というのを採用しております。これは、県において企業の施工能力を客観的に査定されまして、総合的に点数化を行い、評価したものでございまして、特A級、A級、B級、C級及び級外がございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、特A級、A級、B級、C級、級外と等級があると説明を受けましたけれども、また、種類には土木工事一式とか建設工事一式、舗装工事一式、電気工、管工、それから、鋼構造物一式、造園工事一式、その他の工事一式と、このように区分をされていますが、その中の種類では土木工事一式について、等級ではC級、級外について、そして、私の質問は、C級、

級外の関連についてお尋ねしてまいりたいと思います。

そこで、まず、基準表の請負額について説明をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

施工能力別に請け負うことができる金額は、入札参加者の資格に関する規則で、工事の種類別に金額を定めているところでございます。

御質問の土木工事一式では、特A、A級は2,500万円以上、B級は800万円以上3,000万円未満、C級は1,200万円未満、級外は600万円未満の工事ということで規定をしております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今説明を受けましたけれども、そこで、私が今、ここに持っている資料の中で、年間のC級7社の金額状況を見てみますと、請負額の低い順に申し上げますと、A社が699万5,100円、B社が1,027万500円、C社が1,138万円、後、省略します。D社が1,296万円、E社が1,329万円、F社が1,390万円となっておりますけれども、差について、今、私は6つ申し上げましたが、その6社の差を見てみますと、一番多いF社で1,390万円、そして、一番低いのが699万円、そこで約691万円ぐらいの差が生じています。最高額のFから、一番低いのを外して2番目に低いとの差を見てでも360万円の差があると。それで、工事が附属工事とか、追加工事とか、災害応急工事ほか、工事の性質上やむを得ないと認めたとしても、1年間の金額は大差があってははいけないと。しかし、基準での請負額のうちにはおさまっておりますが、余りにも差があるように感じます。

そこで、格差が生じている原因について説明を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

土木工事一式、今、C級の中で差が生じているんじゃないかなということでございます。

まず、平成19年度の土木工事一式の業者指名件数で、その平均でございますけれども、C級では13.3回と、それぞれの指名を見てみますと、地域別の要件で若干ばらつきがあるところもありますが、平均した回数で指名は行っているというふうに理解をしております。

そういう中で、請負額に差が生じているということは、業者間の競争、企業努力の結果であるというふうな理解をしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、業者間の競争の結果、企業努力の結果とお答えいただきましたけれども、企業努力とはどのように解釈していいのか、説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

この土木工事、すべてでございますけれども、指名競争入札ということで行っておりますので、落札に対する努力ということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

わかりました。

それでは、同じく級外についてもお尋ねしていきたいと思います。

その級外にも、私は級外の落札者の会社の中から9社を比較してみました。級外で一番少ない方が年間202万6,500円、B社が527万1,000円、これは低い順です。C社が689万8,500円と。それでは、高い順は、2番目がH社で1,210万5,450円、一番高い請負金額はI社で2,210万4,600円となっております。ここでも、一番低いA社の202万6,500円は除いたとしても、2番目に低いB社の527万1,000円と、一番高いI社の2,210万4,600円の差を見れば、1,683万6,000円の歴然とした差が生じていると。その原因と、これもC級と同じく、その原因はどこにあるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

基本的には、先ほど答弁させていただきましたC級の場合と同じでございます。特に、C業者、級外業者につきましては、地域的な部分も考慮しながら指名をするということもございます。

そして、もう1つ、このC級、級外業者につきましては、表現はちょっとおかしいかもわかりませんが、経営規模が小さくて、現場員の数も少ない企業が多いということで、現場代理人の配置に苦慮されている状況でございます。そういうことで、複数の工事を受注するためには、現場代理人を兼ねて施工する必要があるというような状況下にあるというふうに理解をしております。

特に、災害復旧など、小規模で複数の工事を請け負う機会の多いC級、級外業者の利便性というものを確保するため、施工現場に近接する地元の業者を優先して指名するというようなことも配慮しながら指名をしているところをごさいます、特に、施工場所が、特に災害箇所等でごさいますけれども、1地域に集中した場合は、その地域の業者が多く指名されるというようなことも、その年々によっては生じてきているわけをごさいます、そういう中で、あとは先ほど申しましたように、業者間の競争、企業努力の結果であるというふうに理解をしているところをごさいます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、地域別とか、企業の大きさ、災害復旧、地元優先と、あるいは大規模工事の減少というようなことが原因であると答弁されました。

この入札について最後の質問ですが、今先ほど原因は説明を受けましたけれども、私が見た目では、C級の方よりも級外が余計とっておられると。それで、特A、A、B、C、級外とあるというようなことで、今、内容の説明を受けましたが、一般的に考えれば、級外よりもC級、C級よりもB級というのが年間工事は多くなるのではなかろうかと、私の単純な考えですけれども、そのように思うんですが、その辺についての見解はどのようになっていますか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

発注件数につきましては、やはり、級ごとの施工金額を決めておりますので、どうしても大型の工事というのは発注件数が少ないというふうになります。しかし、請負金額別でいきますと、A級、それから特A級の請負金額が45.2%、それから、B級の請負金額が全体の35.3%、それから、C級が全体の10.5%、級外が8.9%というふうに、請負金額では特A、Aの順から、B、C、級外というような順序になっております。

施工金額の差は、そういうふうに大きな企業からの順というふうになっているところをごさいます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

ありがとうございます。

それで、だれが見てでも、だれから言われてでも、厳正、公平、公正であることを証明できるように、規則の見直しでもしてもらいたいというふうな考えを持っております。

入札制度については、ここでとどめまして、次の職員の処遇についてお尋ねをいたします。市民病院の職員の処遇についてです。今後及び22年の2月1日以降について、質問をさせていただきます。

20年7月28日に、武雄市立武雄市民病院の移譲に関する基本協定書が市長と池友会との間で締結されました。基本協定の第6条に、市民病院職員の採用として、「池友会は、引き続き勤務を希望する職員について、全員を採用しなければならない。」となっておりますが、全員採用の契約の内容、内訳、条件について、市長は池友会に対してどのようなお考えを示されるのか、答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

22年2月1日以降の職員の処遇について、お尋ねがございました。

この件については、非常に大切なことだというふうに思っております。事務的には、今、池友会から、こういった条件でということ包括的に私どもの事務方のほうに話が来ており、そして、これはさきの議会でも御答弁申し上げましたけれども、看護師さんを中心に、どういった勤務形態を希望するかということの聞き取り等をきめ細かく、今行っているところであります。（211ページで訂正）

いずれにしても、今そういう状態でありますので、私どもといたしましては、まず方針はきちんと、そういう協定を守っていただくというのが一番大切なこととあります。その上で、これは個々の皆さんたちの処遇に係ることとありますので、具体的なことに関しては、特に看護師の皆さんたちの処遇ということについては、私自身も池友会にきちんと物を申したいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、私の一般質問の基本的なところを市長は答弁していただきましたけれども、ここで、職員の処遇からちょっと違った方向より質問をさせていただきたいと思っております。そして、最後にもう一度、核心の職員の処遇について戻って質問させていただきたいと思っております。

ことしの5月20日に民間移譲方針を発表され、5月30日の臨時議会で民間移譲が可決されました。その後、現在、いろいろな方向から情報が飛び交っております。1つの新聞の記事を紹介しますと、これを一々読めば長くなりますので、大きな見出しだけを紹介いたしますと、「武雄市民病院現地説明会に2業者、別の業者も自主見学」、これは池友会と敬愛会のことだと私は思います。そして、また同じく武雄市民病院問題で「市長が説明不足陳謝、医師会は選考協力拒否」、そして「再議論すべき」と。そして、これは市長だと思っておりますが、

「武雄市民病院民間移譲、樋渡市長に聞く、赤字市政運営に影響大」と。また、「2法人公開説明会、選考委に計画提出、市長に公開質問状」、それから、「武雄市民病院移譲で応募2法人とも移転新設、交通利便性求め、医師確保策など提案」「民営化ありきに戸惑いも、市民、安心安全守って」、そして、「医師不足、赤字経営、公立病院再編へ、検討会が初会合」これは大きな見出しですね。それから、「最終答申来週以降に、移譲先検討委員見直し」。このように、私は新聞記事を切り抜いております。まだいっぱいありますが、ここでは省略をさせていただきますけれども。

市は、8月1日より池友会から医師2名の派遣、8月11日は5名の医師派遣で、救急医療再開と聞いております。そこで、8月1日の2人の医師派遣は、何月何日に辞令交付をされたか、また、何月何日が辞令交付日になっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

その前に、先ほどの処遇の話でございますけれども、すみませんが、ちょっと修正をさせていただきますと思います。

基本的には、先ほど私は方針を述べておまして、まず、大卒、池友会からこういう条件でということがあって、その後、今、私は個々の看護師さんに行っているというふうに言いましたけれども、それは今後のことであります。これは、謹んで訂正をしたいと、このように思っております。

その上で、先ほどの、いつ辞令交付日かということにつきましては、7月28日でございます。

以上でございます。——すみません。8月1日付で、7月28日に辞令を交付しております。よろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

辞令交付日が7月28日ですね。辞令交付が7月28日、辞令交付日も一緒ですね。辞令交付をされた日、8月1日に2名の医者にですね……。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

すみません、私の説明が悪くて。

7月28日に辞令を交付しました。その文面に、私の名前のところ8月1日付ということ

を書いておりますので、7月28日に実際に辞令を交付して、8月1日から医療統括監ですよということで辞令を交付したところであります。よろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

その辞令内容交付が8月1日からですね。

そのようになっておれば、ちょっとここですね。8月1日から2人の医師の方は業務につかれるわけですね。そこで、私が耳にしたことは、基本協定書が交わされた7月28日の次の日、29日の日に、派遣された契約医師が職員に対し、指導、注意をされているとのこと。その夜に、携帯電話でしたけれども、正職員ではない方ですが、泣きながら、職員の方がひどく注意をされてかわいそうですというようなことがあったんです。

そこで、私が思うのは、今、市長は8月1日の日からの辞令交付を渡されたというのに、8月1日前に、単なる医師の方がそういうふうな指導監督ができるのかというようなことを私は疑うわけです。その辺について、説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは、二通りに分けて御答弁申し上げたいと思います。

1つ目は、医療統括監としての指揮命令は、議員と私、これは意見を同じくしていると思いますけれども、8月1日からということになります。じゃあ、その上で、私はつまびらかに、そういったことは承知しておりませんが、それが事実であったとするならば、私は、それは当該医療従事者、蒲池統括監だと思いますけれども、その方の熱意のあらわれだというふうに私は思っております。やはり、命にも一刻の猶予もない、一日も早く、私に対しても早く辞令を交付してくれということは再三おっしゃっておられました。そういった意味から、それは熱意のあらわれだというふうに、私は解釈をしております。

だから、今、もし、小柳議員がそういう電話を受けられたということは、私もそれは重く受けとめたいと思います。ですので、今、どういう状況かというのをまたさらにお尋ねいただければありがたいと思っております。少なくとも、今は物すごく、やっぱりよくなったと、皆さんの目をぜひ見てほしいというふうに思っております。

そういう意味では、これは私も申しわけないとは思っておりますけれども、それはぜひ、熱意のあらわれということで御理解をしていただきたいと。それは、市民病院をよくする、よくしたい、一刻でも早くよくしたいという気持ちのあらわれだというふうに、私は理解をしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、市長から、熱意のあらわれと、こうおっしゃいましたが、それはそれで、そのように解釈をされておりますが、私から言わせれば、勇み足ではないかと。なぜならば、8月1日からという辞令交付を市長が出されておるにもかかわらず、その前に、熱意のあらわれでもようございますけれども、そこで8月1日までのうちには、やはり普通の方ではなかったかなと、私は思う。だから、それは熱意のあらわれということでございますけれども。

それでは、統括監に蒲池氏、そして、正久氏を救急救命部長に新設されました。その理由と、その役割、なぜ新設までしなくてはいけなかったかということについて、お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁を申し上げます。

まず、医療統括監についてでございますけれども、これは、基本的には、市民病院の再建、立て直し、そして、救急告示病院としてふさわしい病院にさせていただくための指揮命令の最高責任者と、医療面では現場の最高責任者ということの職務を負っていただくと。主には、平たく言えば、私からお願い申し上げたのは、市民病院の中、特に今までの患者様に対する対応であるとか、あるいは、お医者さんたちが本当にふさわしい医療をしていただくように、それは池友会、蒲池統括監の深い見識に、ぜひ指導してほしいということで、それは私もお願いをし、そして、それが今効果が出ているというふうに認識をしております。

それと、救急救命部長でありますけれども、やはり私は、これは見解の相違はあるかもしれませんが、やはり、市民が何を望むか、これは黒岩委員長の特別委員会から早く救急を再開してほしいと、イの一番に救急を再開してほしいということの趣旨を受けて、これは議会の総意だというふうに私は理解をしましたので、まず議会の総意を受けて、救急救命部長というポストを新設したところであります。

いずれにしても、議会、そして市民、とりわけ社会的、肉体的に弱い患者の皆さんたちが何をまず望むかということ、まずそこで土俵をつくった上で、私は、次のステップに移行できるような体制をまずつくりたかった。これが任命権者としての私の意向であります。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

なぜ、統括監と救急救命部長を、このようなものをつくられたかということについては、それについて、ちょっと私は疑問があるんですけれども、私が7月31日に企画課に、統括監

としての職務、責務について教えてくださいと、統括監とはどういうことかわからなかったものだから、私は電話で尋ねたんですよ。そこで、事務方は、市長の決裁を受けないとお渡しすることができないと。市長の決裁。もちろんですね。しかし、決裁を受けないといけないということは、もうそこでは規約はでき上がっていたわけですね。決裁を受けなくてはいいと事務方がおっしゃったということは、ああ、もう統括監として規約が作成されていたんだと、私は判断したわけです。

その後、翌日、同僚議員、先輩議員と申しますか、その方が私の目の前で同じようなことを事務方にお尋ねされたんです。私の目の前で。そんならね、作成中と言うんです、事務方が。私には、市長の決裁を受けなくてはいいけない。翌日の8月1日に事務方は、作成中と。ああ、でけとらんたいえと。私には、でけたごと言うとって。というのは、統括監とか救急救命部長をするには、その規約をつくってから、市長が統括監、あるいは救急救命部長に任命しますと、私はこう思うんです。私のときには、規約は市長の決裁を受けないと渡すことができませんと、翌日は作成中と。今回の私の質問の中でも、これが一番の問題なんですよ。

普通ならば、一般の会社とか、例えば、市の採用試験においてでも、規約に基づいて採用し、規約に基づいて会社運営ができると、規約が先だと私は思うんです。私のときまでは、市長の決裁だからいいんですよ。しかし、翌日の今作成中ですということに、私はひっかかったんです。

じゃあ、統括監と指名をしてから規約をつくってもいいのかと、ここでも私はクエッションを持つわけですよ。何事においてでも、最初の地盤として規約をつくった後に市長は、あなたを統括監として任命しますと、そして、市民病院を救急医療について立て直してくださいと、これが私は筋道ではないかと、市長、思うんです。それについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、小柳議員が7月31日に、これは企画部だと思いますけれども、言われたときに、市長の決裁待ちだということについては、それはそのとおりでございます。次、同僚先輩議員がどなたを指されているかわかりませんが、その方が、これも企画部だと思いますけれども、話をして、作成中だと、これは我々からすると同じ意味なんですね。

と申し上げますのも、案としてはあります、もちろん。決裁は、私が起案をみて、私がサインをする、全部するわけじゃありません。行政は、担当官が起案をして、原案をつくって、それで徐々に上に上がっていきます。最終的な決裁権者は、専決がない限り私になります。

したがって、私がサインをするまでは、それは決裁待ちであるし、作成中だということについては、それは行政的な言葉で言うと、それは同じ言葉なんです。だから、それは、私どもの言い方が多少悪かったかもしれませんが、考え方は一緒だということにはぜひ御理解をさせていただきたいと思えます。

その上で、規約を改正した上で任命ということでもありますけれども、これは過去の事例もありますけれども、基本的に、これはスケジュールの問題があります。出すほうと出されるほうの関係、そしてもう1つが、これは8月1日付で規約というのを施行期日の規則改正を行っておりますので、そういう意味からして、それは許容の範囲内だというふうに私は思っております。これがもし仮に、私が任命をして、その規約改正が、例えば、一月後とか、施行期日が2週間後といったら、それは問題になると思えますけれども、二、三日のずれというのは、それは日程の調整の都合があります。そういうことで、これもぜひ御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

私は、やはり協定書を結ぶ前に、先をしっかりと読んで協定書をして、そして任命をし、そして運営に当たるのが手順ではないかなと。しかし、今説明のあったような事例もあるんだなというようなことで。

そこで、8月1日の医師2名の派遣は、診療に当たる医師ではなかったのではないかと、診療に当たっていないのではないかとというようなことを思うわけです。

そこで、蒲池統括監と正久救急救命部長は、8月1日、任命を受けた日から8月10日までの間に、市民病院にいられて診察をされたか。答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

小柳議員の御質問にお答えします。

先ほど市長が説明しましたとおりで、統括監につきましては、まずもって経営、並びに運営というのを見ていただく関係で、10日間だけじゃなくて、今もってですけれども、基本的には外来診療は行わないことにしております。

また、正久部長につきましては、行橋の院長を務められておりました関係で、8月1日の辞令交付をいたしましたけれども、着任は9月1日ということで、御質問の期間については外来診療については行ってはおりません。

〔30番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

ちょっと、今の答弁の中で、議会としてきちんと聞いておかんといかん問題があるような気がします。

例えば、議事進行で、議長に対しまして取り計らいについてお願いしたいんですけども、今の市長の答弁、小柳議員の質問の中でですね。いわゆる任命するための根拠になる規則とか、そういうものがまだできないうちに任命するということで、よくあることだとおっしゃいましたが、それじゃ、人を採用してから、この人に合うような規則をつくるかということとはできるんですかね。そういう印象しか受けんのですよ。非常に、答弁について、ちょっと気になるものですから、そういうことを発言されたことについて、議会としてはそれでいいわけですかね。そういうふうなことについて、議長の取り計らいをお願いいたします。

私も現実には、あえて先輩議員とおっしゃったからですけども、私も、小柳議員が気になっておるものですから、私は聞いたんです、市役所に。そしたら、いや、まだそれは準備中、できていないということをしたんですよ。そういう経過がありますので、小柳議員に大変失礼ですが、どうも気になってどうしようもないものですから、その市長の発言が今後影響なければいいですけども、そこらについてお取り計らいをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員の、今議事進行については、議事進行の発言には、ちょっと当てはまらないんじゃないかなと。（発言する者あり）

議事進行とは、何回も私は申してきております。議事進行の発言とは、議員が議長に対し、差し迫った議事の進行上の問題について、賛成者や発言通告書の提出を必要としないで要望や注意を述べるものを言います。議長に対する発言ということですが、したがって、長や他の議員に対する質問であってはなりません。

〔30番「議長に言っているんです、議事進行は……」〕（「議長の判断でしょう。執行権を逸脱……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

休	憩	9時39分
再	開	9時40分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

議事進行の発言は、議長に対する要望等でございます。他の議員の発言中に申し出があっても許可すべきではないと、会議規則の中でなっておりますので、ただいまの議事進行については、後ほどお伺いしたいと思います。

14番議員、質問を続けてください。14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、事務長の答弁では、2人とも業務には携わっていないと——正久さんね。正久さんは来られたんですか。

そこで、今、8月1日から8月10日までの2人のことをお尋ねしました。今度は、8月11日から9月5日までの間のお2人の業務内容について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

統括監につきましては、先ほども御説明しましたとおりで、10日までということではなくて、今もって運営のほうを主に行っておりますので、外来診療については行っていません。

それと、正久部長につきましては、8月の下旬だったと思いますけれども、来院していただきまして、救急対応をするということで、1つの診療科をもって外来をするのではなくて、時間内のウオークインの患者について即座に対応できる体制をしくということで、表向きは外来診療を行っていませんが、そういう救急対応については取り組んでいただいております。また、9月1日からは週4日を基本としまして、同じ対応で、1回の当直と救急対応としての外来診療を行っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

私たちには、8月1日から医師2名というふうなことで、これは各議員も最初から統括監が来るとか、救急救命部長が来るとは思っておられなかったんじゃないかと私は思うわけです。ただ、私たちに事務局からファクスが7月28日12時30分に送られてきたときには、医師2名と。そうしておって、その日の夕方6時30分に2回目のファクスが流れてきて、初めてここで統括監と救急救命部長を新設したとの報告であったわけですね。

だから、私たちに、今までの5月30日からずっとして、8月1日に医師の2名、8月11日に医師5名というようなことの認識を持っていたわけですよ、私はね。統括監を最初から呼ぶとか、救急救命部長を救急救命の立て直しのために呼ぶというような認識は、私は持っていなかったんです。お医者さんが来て、ただ治療に当たられるんじゃないかなというふうな考えを持っていたんです。

そういうことで、今、説明を受けましたけれども、私はそのように感じたんですね。

それで、医師2名の派遣と市長が最初言われましたので、今、統括監とか、救急救命部長はわかりましたけれども、それで、2名の派遣というふうなことについて、やっぱり診療業務に専任されて初めて、私は医師2名と、これは私ですよ。私の考えなんです。と思ってい

たわけでございます。

それから、次に、チラシの件についてお尋ねしたいと思いますけれども、チラシの件は、初日のときに23番議員に詳しく説明がありましたので、と思いますが、ここで、このチラシの2枚目の、第2弾として8月16日から22日の新体制にてスタートをと掲げてあります。2枚目ですね。裏面に目をやると、8月11日から15日までの医師の名前、2枚目は8月16日から8月22日までの7名の医師の名前。この表を見ると、当直医が日がわりになっているように思うわけです。

そこで、8月11日からの5名の医師は、市長は辞令交付をされておられると思います。8月1日に2名の医師と、それから、8月11日からの5名。来られた方が7名で、医療にスタートと。8月11日から5名の医者が来られていると思うけれども、私は、その5名のお医者さんの名前は知りませんのでですね。（発言する者あり）名前を知らないで、5名の方はだれなのかを、ちょっと教えてもらいたいと。

それから、ここに8月22日までの当直医は書いてあるわけですね。その後がないんですね。23日からがないんですね、現在までがね。（発言する者あり）あるばってん、見とらんけんね。だから、その辺は、こがんとばごっといごっとい出してもよかかにかと、いや、出さんでもよかたいと、おれは思うばってんね。

まず、8月11日の5名の医師、お医者さんね。それと、今度は22日以降の日のわりの当直医についてお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

8月11日に辞令交付しました医師については、整形外科の藤井医師、それから、脳外科の玉置医師、それから、内科で蒲池医師、それと、一応辞令を出した関係で言いますと、脳外科の一ノ瀬医師、それから、外科の田原医師というのを2人出しましたけれども、その後、この2名については向こうの病院の都合でちょっと来られないということもありましたので、中村、竹中という医師2名の辞令を出したところでございます。

それと、8月22日以降の分についてはどうしたかということでございますけれども、ケーブルワンのチャンネルに市役所の掲示板があります。あそこで22日以降、今もってずっと更新をしながらお知らせをしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

8月11日からは、藤井先生、玉置先生ですか、蒲池先生、竹中先生、中村先生が見えておられるということですね。それで救急車の受け入れと、そして救急医療の再開をされている

と、このように解釈をいたします。

そこで、池友会から、そのほかに事務方2名、看護師が随時応援に来ておられると、そして業務を行っておられると聞いておりますが、それが本当なのか。私は、医師2名と、医師5名と、そして、これを見て、当直医が日がわりにかわるんだなというふうに解釈をしておりましたけれども、ここで、医師以外に事務方が2名と、そして看護師の方が随時来ておられるということを耳にしたわけです。これも、今、公務員法である以上は、普通ならば事務方は公務員の方が今行って事務をとっておられると思います。看護師さんに対しては、採用試験及び面接試験等を終えて、公務員法に基づいた業務をされておると思いますが、そしてまた、私たちはその事務方が2名来ておられるとか、看護師が随時来ておられることも何も知らなかったわけです。

そういうことで、これは、事務の方の2名と看護師が随時来ておられる、どのような条件がついているか、私はわかりません。だから、質問をしておりますけれども、これは、最終的には市長に来るだろうと思いますが、だれの権限で行われたかということ、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

だれの権限かということに関しては、最終的に私の権限であります。

詳細は、伊藤事務長より答弁をさせます。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、辞令を出した部分について御説明をします。

放射線科の技士が1名、それから、臨床検査技士が1名、理学療法士を2名、それから事務職を2名、これについては嘱託職員ということで採用をしております。それとあわせて、先ほど小柳議員の御質問のとおりで、看護師については日がわりで応援ということで、当直、並びに外来、当初はそうでありましたけれども、今はICUの部分について、看護部門が経験がないということでございましたので、そういう部分を含めて池友会のほうから指導に来ていただいているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

看護師さんは応援というようなことで聞きましたけれども、ここで、嘱託で来ておられるとか、日々雇用であるとか、こういうものについては、やはり、報酬といいますか、給与と

いいですか、お金のことがかかわると思います。これは私、通告しておりませんので、給与保障については質問はいたしません。

その次に、8月29日に医師2名の方が辞職、停職を統括監へ提出された。されたならば、ここですね、言葉の問題だと思うけれども、2名の医師には8月29日に辞職、停職をされたんです。そして、2名の医師に、今月中でなくても年休をとって早うやめろと。市長が言うたわけじゃなかいですよ。市長はそういうこと言われませんか。やる気のない医師はすぐにでもやめてもらいたい。それはそうです。やる気のなか人はやめるとが当然でしょう。しかし、その後。腐ったリンゴのそばにいと、きれいなリンゴが腐ってしまうと。これは、いい名言だと思います。そしてまた、時々ですね、自分の都合に合わせて職員と面接をし、おまへたちは税金泥棒と、反逆者はどうなるか、倉庫みたいなところに立たせるぞと。小学校の先生のごたる。まだまだいろいろな言葉を発しておられることを、こういう言葉を発しておられることを市長は知っていたかと。知らなかったんでしょうね。市長は、知ったならば、すぐにも注意すべきだと思います。

それから、私たちには市長は統括監ということで紹介をしておられます。しかし、職員、医師に、統括監のことを会長と呼べと。会長と呼びますじゃなかいですよ。会長と呼べと言われたと。市長は、会長として採用したのか、統括監として呼んだのか。ちょっとお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと私が知っていることをお答えしたいと思います。

まず、公務員のことに関してなんですが、基本的に、仕事をしなければ税金泥棒だということになります。仕事をして、いい公僕になってくれということをつけ加えて、私の前等ではおっしゃっています。すなわち、蒲池さんも初めて公務員の世界に入ってきたわけですね。物すごく、やっぱり戸惑いもあるわけです。公務員はいいところと悪いところというのは、これは民間でもそうですけれども、あると思います。そういう面を、今まで医療に民間従事者として携わっていた分、医療をサービスという点からして足らざる部分ということについては改めるべしという言葉で、そういった言葉を発せられたというふうに私は理解をしております。

その言葉を発した後に、きちんとフォローもされております。ですので、その部分だけをとれば、確かに問題かもしれませんが、もしそうじゃなかったら、今、武雄市民病院の看護師は総引き揚げやっていると思います。それは、今、本当、生き生き仕事をしているわけですね。私も、ほとんど連日行っておりますが、本当に、最初は蒲池会長は怖かったと、統括監怖かったと、しかし、今はやっとな統括監が言っていることが私たちにもわかってきま

したという看護師の皆さんたちもいらっしゃいます。それとともに、統括監も誤解していた部分があったということもおっしゃっています。人と人の出会いのときは、まず摩擦はあると思います。しかし、それがだんだん市民医療をよくしていこう、頑張っていこうというところで、大分、少なくともこれは病院開設者から見ると、いい方向にすり寄ってきているというふうに認識をしております。そういう意味で、看護師さんたちについては、私はそのように感じております。

それと、医師2名の件に関しては、そういったことをおっしゃったというのは、私は知りませんでしたけれども、ただ、方針として私が聞いたのは、もうやめるお医者さんがいたときには、基本的に、蒲池統括監の意向としては、それは引き継ぎをきちんとしてほしいと。それは話されています。だから、勤務医として患者さんに応対をすること、それは患者さんは何回も来られます。したがって、それよりは、引き継ぐドクターに引き継ぎをしてほしいと、文書をもって引き継ぎをしてほしいということを私には言われておりましたし、そういう指示がなされたというふうに聞いております。

それと、会長という呼称で呼べといったことについては、それは私は承知をしております。会長として呼んだのか、統括監として呼んだのかといったことについては、本当に患者さんのためにということを常々標榜されております。そういう意味で、私は、これは私の考えですけれども、最初、この市民病院を再建するに当たっては、実質的な権限を持っている人、そして、これを立て直すやる気、情熱、そして本当に根気がある人、そして、コミュニケーションをきちんをとれる人、そういった方に私は来てほしいと思いましたので、仲介はよくそれにこたえてくれたと。だから、会長として呼んだのかどうかということを最後に問われれば、私は蒲池真澄個人を、そういった意味で呼んだということでもあります。あわせて、医師免許も持っておりますので、私ではできないこと、それをやってもらおうということで招聘した、これが私の率直な意見であります。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、統括監の呼び方でございますけれども、来られる時点におきまして、和白病院のほうでどういうふうに呼ばれていますかというのを私のほうからお尋ねをしました。そして、御本人に一応、医療統括監という言葉が長いものですから、どういう呼び方をしていますかというお伺いをしたところです。和白ほか池友会全体が会長という職はございませんが、会長という名で呼んでいるということを知っていましたので、私のほうから、呼び名としては会長という言葉でいいですかということで本人の御了解をいただいて、それを命令をしたつもりはございません。呼び名としては会長で結構だというふうに言われましたということで、下のほうにもそういうふうにお知らせをしておいてくださいということで言った

ところであります。

それと、先ほどの公僕含めていろいろな、統括監がヒアリングをされる際については、私は原則的には同席をいたします。部分的なもので小柳議員が言われましたけれども、この背景というのは、看護部のほうから、先ほど市長が申しましたとおり、いろいろ誤解があると、その誤解を解いていただきたいという申し入れがなされました。

その結果、昨年12月のアンケートをすべてお見せして、そして、病院内の気持ちがばらばらであったらいかんということを含めて、各部門、すべての部門、これは看護部だけではございません。私ら事務も含めて全部が呼ばれて、たしか、その背景でいきますと、看護師6名、それから医療スタッフを1ないし2、それから事務を1という配分でずっと中に呼ばれて、みんなの気持ちをどうしたら一つにできるかという1つのあらわれとして、皆さん方は公僕ですと、要は公務員として何をなすべきかというのを話されて、そして、市民の医療のために一つの心で頑張ろうという気持ちをあらわしていただきましたし、当然、先ほど市長お答えしましたとおり、フォローも含めて、大分、統括監としては気を使っていたというふうに私は理解をしております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

市長の答弁では、引き継ぎのためにというようなことがありましたが、8月29日において、9月中で退職をさせていただきますと、1カ月間の期間はあるわけですね。だから、その期間を引き継ぎの時間に当てはめてもいいんじゃないかと思うけれども、すぐやめろというようなことに、ちょっと私は疑問を持ったわけでございます。そうしておって、今、伊藤事務長がおっしゃいましたことも、私はさっぱりわからんやっばってんですね。

そこで、2人の方がおやめになられたならば、内科医の専門医が市民病院にいなくなるんじゃないかと思うわけですよ。その辺はどのような——内科医はおられるんですか。おられますね。じゃあ、取り消します。

それと、もう1つ、ちょっとお尋ねしますけれども、今、市民病院では顧問制度を導入されようとしておられるのではないかと私は思うわけですね。この顧問にだれがなられるのか、私はわからないけれども、この顧問制度の導入は必要なのか、そして、顧問になられた方はどのような責任があるかということについて、答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まだ正式には起案も何もしておりません。院内議論の中で顧問制度については議論をしていますし、一度朝礼の折にそういう方向性については職員の皆さんにお知らせをしました。

内容については、先ほどの医師2名の退職に伴いまして、そのカバーを樋高院長がやるということで、従来の2日の外来診療を週5日間すべて外来診療に私が出ますということで院長が決意をいただきました。今日まで佐大との関係等々については、樋高院長を中心としてやってきましたけれども、その部分も含めて業務をおろそかにしたらだめだろうということで、ちょうど池友会のほうに、佐大の教授を退職されて、やめられた方、並びに副学長まで務めてやめられた方、そういう適任者がおられますので、佐大との調整を含めて、その部分を院長先生の仕事を軽くして、そして、医療に当たっていただくという意味で顧問制度をしいたらどうかという議論を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

市長としてはどう思うかということでありましたので、これは私からお答えしたいと思います。

先ほど、事務的には、伊藤事務長が申し上げたとおりであります。私としても、佐賀大学の医学部、そして池友会、そして市民病院の、この三角関係を取り持つ仲として、顧問として、私自身は、まだ決裁はもちろんしておりませんが、ぜひ招聘をしたいなど、このように考えております。

いずれにしても、我々がその職制をつくる時、あるいは廃止するときというのは、患者様のため、市民のためであります。そういったことで、それが資するというのであれば、私はちゅうちょなく行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、私は、市長初め執行部の方にいろいろと問いただしてきましたけれども、その質問内容を私なりに思うことは、今現在、公務員法に基づいた武雄市民病院の運営でなく、池友会方式の運営で、22年の2月1日に向かった基礎づくりに私は見えるんです。土台づくりにしか見えません。

私は、22年1月31日までは、公務員法に基づいた市民病院であるべきであると考えます。そのようなことを胸の中に思い、そこで全職員の採用については心配するのです。22年2月1日、採用はされたが、移譲後、いろいろな条件をつけられ、こういうことはないと思いますが、すぐ解雇されるのではないか。あるいは、職員に不都合な異動、配置がえをされるのではないか。また、自主退職を強要されるのではないか。また、22年1月31日までに過酷な

業務スケジュールによる依願退職者続出が心配されるわけでございます。

そこで、武雄市民病院移譲先選考結果について、答申ですけれども、信友委員長は、武雄市の責務として、武雄市と移譲先の移譲契約の中に10年以上の病院経営の継続を盛り込むこととなっていると。市長は、職員の身分保障と勤務状態、勤務状態には過酷な勤務スケジュール等も入ると思います。細かいところにも気を使ってもらいたいです。そこで、職員採用の内容条件については、一番最初にも説明を受けましたけれども、どのような契約をされるつもりか、もう一度お考えを示していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、のれんの話が出ました。基本的に、私としては、22年2月以降は池友会に民間移譲というのは決しておりますので、議会に御議決もいただいております。その上で、私はこのように考えております。私は、だれが評価をするのかということでありまして。すなわち、それは、市民、そして患者様がどう思うかということでありまして。

まだ、救急が再開して一月強にしかありませんけれども、「市民病院ニュース」というのを発刊いたしました。この中に、アンケート結果として、職員の対応、サービスの評価ということで、大変よかったというのが70%あります。これは、109人のサンプルであります。そして、変わらないという方が28%、そして、悪くなった1%、その他1%であります。すなわち、98%の方が変わらなかった、プラス大変よくなったということでありまして、私はこれを患者様の御感想、アンケートを聞いたときに、これはしっかりのれんは引き継いでいただけるということ、私は感じました。のれんを評価するのは、私どもではありません。あくまでも市民、患者の皆様がそののれんを評価するものだというふうに私は思っております。

その上で、私は、それを支えているのは、じゃあ、だれかということは、これはドクター、そして看護師の皆さんたちであります。今、本当に一生懸命やられています。その看護師の皆さんたちに報いるように、私は個々のことは、きちんと私も聞いていきたいと思っておりますし、それは池友会にきちんと投げかけていきたいと思っております。

いずれにしても、だれが支えているか、だれが評価するかということについては、細心の注意を配って、私も市政運営、そして、開設者としての病院運営に当たっていききたい、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

私は、職員の内容について池友会に強く要望をいたしますと、このようにお答えをいただ

きたかったんですけれども、私の思うような答弁ではございませんでした。

どうもありがとうございました。最後になります。市長は現在、朝、昼、夜と3回にわたって市民病院に行っておられると患者さんからお聞きしております。また、市議会議員の方も病院のほうへ足を運んでおられるとのこと。これもいまだ市民病院ですから、心配されておられるのかなと私は思っておるわけです。移譲になる前に、最高指揮官及び指導監督者として行ってもらっていたならば、このような民間移譲にはならなかったのではないかと私は考える次第です。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

以上で、14番小柳議員の質問を終了させていただきます。

ここで、25分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	10時15分
再	開	10時25分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、22番平野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。改めて自己紹介いたします。平野邦夫でございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

この2日間の武雄市民病院をめぐる論戦を通じて、市民の住民自治に対する重大な認識が示されました。市長の認識が憲法と地方自治法に定められた、あるいは保障された住民自治を充実させ、発展させる内容であれば歓迎するものでありますけれども、残念ながら、住民自治を否定する内容、発言に改めて驚きました。総務省出身を事あるごとに言われますけれども、そうであればあるほど、憲法、あるいは住民自治には忠実に、住民の権利、しっかり踏まえた上で発言をいただきたい。そういう立場から質問を進めていきたいと思っております。

驚いたのは、10番吉川議員の質問、それは市長のリコールという話が市民病院の民間移譲、医療法人池友会、和白グループへの売却に関して反対する一部の人たちから出ている、これをどう思うかという質問でありました。市長は、武雄出身の起業家に会って話をしたとき、住民訴訟とか、あるいは監査請求とかリコールが起こるようなところに、どうして進出できるかという話を紹介されました。どうして私はここまで言われなければならないのかという答弁もありました。と当時に、職を辞して、市民に真を問いたい。もうそうしていただければ早いのかわかりませんが、そういう決意、本音かどうかわかりませんよ。そういうことも紹介されました。それも1つの方法、選択肢でしょう。

しかし、こういうことで市政を停滞させるわけにはいかないと。残りの期間、ぬくもりのある元気な武雄市を目指して頑張っていきたいと。反対している一部の人に御理解をしていただきたいと。きのうの質問と答弁の内容は、そういうことであります。

そこで、市長の認識について質問しますけれども、住民訴訟とか、あるいは監査請求とか、あるいは直接請求などの署名、あるいは請願署名もあります。こういうことが住民から提起される、これは悪いことなのかどうかですね。まず、その市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

2つに分けてお答えをしたいと思います。

1つは、住民監査請求であるとか、住民訴訟であるとか、リコール、すなわち解職請求について、この制度自体というのは、日本国憲法で定められた民主的なルール、制度だというふうに認識をしております。

その上で、内容について私は、これは見解の相違はあると思いますけれども、これは意見が、住民監査請求で棄却が出た意見と、私も一緒であります。議会で議決を経たこと、そして、私が何ら市民の皆様が悪いことをしていない、あるいは損害を生じさせていないといったこと等について、これがそぐうか、そぐわないかについて、私はそれをここで、そぐう、そぐわないと言う立場じゃありませんけれども、私の率直な感想として、それは、私は悪いことをしたんでしょうかという私の思いを昨日申し上げた次第であって、その上で私は、真を問う覚悟で市政に当たらなければいけないと思っているし、今でも当たっておる、そういう気持ちをきのうの答弁で自分の言葉として申し述べた次第であります。

すなわち、解職請求であるとか、それが悪いといったことについては、毛頭思っておりませんし、私は日本国憲法で定められている制度そのものについては、それはあるものだというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのうの答弁の中では、関西のある経済人の話として紹介されました。そういうところには進出しない、あるいは武雄のイメージをダウンさせるというふうなことを言われましたね。住民の権利として保障されているいろいろな運動、これは否定できませんよ、市長といえどもね。それは、一部の反対者ということで、いろいろな運動を、それは論戦上の問題であって、運動の違いもあって、それはいいでしょう。それを市長がどう受けとめるかという問題

なんですね。

日本の民主主義の土台の1つである地方自治が、住民自治と団体自治、総務省出身の市長にこんなことを言うのはばかられますけれども、あえて言いますが、この2つの大きな柱で成り立っていることは、さっき憲法に保障されている権利だということでは言われましたので。いわば、地方の政治や行政が中央の官僚によってではなくて、その地域の住民とその代表者によって行われること、これが住民自治の基本ですよね。ですから、住民に地方の政治、行政にかかわる広い意味での自治の権利、これを保障されているわけでありまして。そうでなければ、住民自治はあり得ないわけですね。

憲法の中に大きな柱として、住民自治が掲げられております。住民に保障された自治権、憲法や地方自治法が保障する住民の権利、いろいろな権利があるわけですがけれども、改めて私も、きのう質問と答弁を受けて、どういう権利が住民に保障されているのかというのを整理してみました。1つは選挙権。我々も市長も直接選挙で市民に選ばれる。あるいは、被選挙権。2つ目には直接請求権。条例改廃を求める直接請求であってみたいり、臨時会を求める、住民の側からの直接請求、あるいは住民投票、請願権、陳情、議会の傍聴、これもちゃんと議場をつくる場合には傍聴席を設けなさいと。あるいは、住民監査請求権、住民訴訟。7つ目には、行政への不服申し立て。8つ目には、行政情報を知る権利。これは、おくれればせながら武雄市も情報公開条例をつくりましたね。9つは、行政の住民参加、専門審議会をつくったり、いろいろな審議会をつくって住民を参加させていく。最後に、公的サービスを平等に受ける権利。

これらの権利というのは、もちろん住民一人一人に保障されたものでありますけれども、これを効果的に使って住民自治を大いに発揮し、拡大していく。そこにはさまざまな形での住民の団結や組織や、いろいろな運動がある。環境を中心にしたいろいろな運動団体がありますね。あるいは、住民自治を守るという運動もたくさんあります。それを一部の反対者だとか、あるいは世論の中で孤立させるような質問があり、それに対する市長の答弁もありました。

住民の自主的で民主的な組織と運動が発揮されてこそ、住民自治の保障、名実ともにこれが実現していく。これは明治維新に限らず、国政の問題でも、社会進歩の背景にはいろいろな運動がありますね。それは、市長は批判する人間ではなくて、あたかも批判という言葉が悪いイメージを持たせるような答弁もありましたね。しかし、考えてみますと、市長も総務省のやり方はだめだと、厚労省間違っていると、事あるごとに私との論戦を通じて国の政治を批判されてきたじゃないですか。こういう批判があつてこそ、社会進歩にプラスになったりするわけですね。あるいは、人格の完成、人間の成長過程の中でも、お互いに自己批判を試みたり、あるいは相互批判を試みたり、切磋琢磨して自己の人格の完成に近づいていくわけですね。

ですから、批判というのは決して悪いことじゃないんです。社会進歩の、いわば前提ですよ。教育の中でもそうでしょう。物事を批判的に見ていく。教育者であれば、そこは当然、子どもに教える立場ですよ。これまでの歴史を総括して、さらに進歩に向かっていく上で、物事を批判的に見ていく、これは当然のことですよ。議会の本会議の中で、そういう批判という言葉が使われましたので、あえて私は言いましたけどね。

そういった意味では、先ほど紹介しましたけれども、こういう運動があるところに進出しなとか、あるいは武雄のイメージダウンにつながるとか、これを市長は安易に受けとめたらだめだと思うんですよ。武雄の宣伝というのはプラス面もあるでしょう。マイナス面だけであるでしょう。新聞の報道というのは、必ずしもいいことばかりじゃないですよ。レモンガラスのことであったり、いい報道があったり、し尿処理場で加工していたという批判的な報道があったり、新聞の報道というのはプラスのこともある、マイナスのこともありますよ。それを率直に受けとめる、このことが当然だと思いますけれども、批判する人間ではなくてという、市長、きのう使われましたから、あえて質問しますが、このことに対しては、認識はまだ変わっていませんか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

たしか、記憶が間違っていたら申しわけないと思いますが、その批判に対して、最初に哲学的な見解を加えたのはカントだというふうに思っております。そのカントの言葉を引用すると、批判というのは、前進的な批判と後退的な批判が、この2つがあるということがあります。私といたしますれば、その批判というのは大いにあっていいというふうに思っております。しかし、地方自治、あるいは地方を盛り立てる意味からすると、それは後退的批判は、あってはいけないと言ったら語弊があるかもしれませんが、なるべく避けたほうがいいというふうに思っております。

その私が定義するところの後退的批判というのは、例えば、市民病院問題対策室のいろいろチラシであるとか、さまざま行われておりますけれども、正確な数字をちゃんと出してほしいということでもあります。保険料の問題であるとか、入院費の問題であるとか、あるいは治療費の問題であるとか、それがきちんとしたデータに基づいて、そして、きちんとした所見を伴って批判がなされる、これについては私は住民の地方自治、そして医療に対する考えを向上させる上でも、大いに結構だと私は思っております。

そういった意味で、私は、何も全部の批判がだめだとか言うつもりは毛頭ありません。そういった意味で、総務省であるとか厚生労働省というのは、私も議会答弁した後におしかりの電話もたまに受けます。受けますけれども、それは大いに、ヘーゲルと一緒に、大いに批判をし合いながら上っていきましょと。だから、私は、総務省とか厚生労働省を批判する

ときでも、不正確なデータであるとか、ねじ曲げるようなことは言っておりませんし、それは虚心坦懐に発言をしている次第であります。そういう批判のあり方とすれば、私は平野議員と考えを同じくするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私と見解一緒にされていいのかわかりませんが、市長が言う批判、総務省と厚労省、この前は国交省も批判されましたよね。ただ、違いますのは、この批判の正しさをどう検証していくかと。市民の皆さん方と話し合っ、これを正していく上で、いろいろな人の意見を改めて聞いて、運動をともにしていく。市長は、批判はしますけどね、じゃあ、国交省に働きかけて、ここをこう変えろと、陳情されるでしょうけどね。そこが違うんですよ。明確にしておきたいと思います。

この半年間に、武雄杵島地区医師会が取り組んだ民間移譲に反対です、市民病院を残してくださいという署名、これは市長に陳情と同時に提出されました。武雄市内1万4,000名。市外を入れますと1万6,000名。この署名に対して、市民の意見に対し真摯に受けとめると市長はコメントされていますね。6月市議会に提出された武雄市民病院と地域医療を守る会の請願署名、これは1万2,200名、実際に1万2,300、に対しても、これも市民の声を真摯に受けとめると。議会は否決されましたけどね、多数の力で否決されましたけれども。武雄市民病院を和臼に売却することを決めた経過に対し、これを不服として実施された監査請求、これは1,028名ですか。この中身は既に御存じでしょうけれども、選考過程が極めて不透明だと、選考委員の名前も公表しない、情報公開条例に反するのではないかと、いろいろな、いわばまとめて出来レースじゃないかと、そういう内容の指摘ですけれども、これも住民の権利として実施をされてきました。

市長が言う市民の声に対して、どういう態度をとられるのかなと、注目して見てきたわけですけれども、いわば市民の声というのが、こういう数で言いますとあらわれているわけです。真摯に受けとめるという市長のコメントですね。これは、どういうふうに理解すればいいんでしょうかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、それにお答えする前に、私の認識を申し述べたいと思います。

今回の武雄市民病院の問題については、私はある意味では、津波がわあっとやってきたという認識であります。それは、すなわち武雄市民病院だけではなくて、これは佐賀新聞にもる書いてありましたけれども、公立病院のあり方、これは武雄だけが例外ではありません。

そういう意味で、社会的なそういう医療環境を取り巻く厳しい津波から、どうやって武雄の市民医療を残すかということについて、私はある意味、丘上げだというふうに思っております。昔、和歌山の庄屋さんの話、これは小学校の戦前の教科書にあるそうですけれども、津波が押しかけてきたときに、その庄屋さんが上に上がって、どうも来そうだと。そのときに、稲わらに、自分の田んぼに全部火をつけたと。そしたら、見ていた市民の人たちが、何だこれはということの上で上がってきたと。その後津波がわあっとやってきて、上に丘上げした市民、住民は助かったというのが戦前の教科書であるそうです。これと同じだというふうに思うんですね。

要は、それが危険というか、市民病院、公立病院が立ち行かなくなるということが、もう将来的にわかっている。そして、銚子の市立病院もそうですし、さまざまな病院が立ち行かなくなっている現状からすると、そうなるからでは遅い。だから、問題を先送りせずして行うこと、それが今回の、私は民営化の最終的な決断だと。これが議会がお認めいただいたものだというふうに深く認識をし、理解をしておる次第であります。

その中で、私は、どういうふうに真摯に受けとめるかということについては、これは議会の特別委員会でもありましたように、まず、救急を再開してほしいということだったと思います。そして、市民病院を残してほしいというのは、今の形の市民病院ではなかなか難しいので、今も頑張っておられますが、その上で、さらにいい市民病院、市民的な病院を後世にきちんと伝えていく、持続可能な、ぱたっととまるのではなくて伝えていく、そういう意味で、私は救急医療の再開、そして持続可能な市民医療の体制を構築するために、今回の決断をし、そして、それを、そういうお気持ちというのは、市民の大多数の方と私は一緒だというふうに認識をしております。署名をされた方に何人も、私のほうに直接話に来られた方々もいらっしゃいます。そういった方々も、私がそういう思いで話をすればわかっていたと思います。だから、私は、形は、少なくとも外形的な形はどうであれ、中身がきちんと残る、それが今回の決断であり、私は真摯に受けとめるという言葉、それを再度、この答弁で確認をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

さっきの和歌山の庄屋の話ですね、15日の敬老会の日ですか、稲富県議が持っておられたんですよね、尋常高等小学校の国語の教科書。私は読ませてもらったんですよ。市長はそのとき、私の目の前におったけど、読んだわけじゃないでしょう。以心伝心というか、そういうことの紹介だろうと思うんですけども、それはそれでいいですけど。

気になりますのは、プレゼンテーションのときにもそうでしたけれども、池友会、和白病院の代表、鶴崎理事長ですか、武雄市の34号線沿いに、東部地区ですね、きのうも答弁あつ

ていましたね。8階建てのヘリポート付きの新しい病院を建設するんだと、これはプレゼンテーションのときにも、そういう報告があっています。もう1つは、この前の辞令交付したのは8月1日ですか、職員を前にして、そのときは市長もおられたんでしょう。そのときにも、裏は山じゃないかと、こんなところには患者来ませんよと、現にもう30人ぐらいいし入院していないじゃないかと、さんざん今の武雄市民病院を批判して、そして34号線沿いに8階建ての病院を建てたいと。50億円とも70億円とも、この議会でも紹介されていますけれども。

この論議の中で、企業誘致的な発想ですね。企業誘致、その線に沿って、きのう角部長が答弁しましたけれども、500人の雇用効果があるとか、経済効果があるとか、社会的な効果があるとか、そういう答弁をされましたけれども、企業というのは、利潤追求が目的ですよ。そのために設立された法人ですよ。株式会社ですよ。池友会は医療法人でしょう。利潤追求が目的になってはだめですよ。認められませんよ。

そこでお尋ねしますけれども、どうも市長の考え方の中にも、こういった企業誘致的なとらえ方があるんじゃないかと。そこはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私は基本的に、きのうも答弁でお答えをしたんですけれども、まず、市民医療を守るために今回の民営化というのを決断し、そして、議会に御承認をいただいたということであります。その副次的効果として、企業誘致というよりは、そこが来ることによって、どういう波及効果があるかということ、きのう角部長が、担当部長がるる申し述べたところであります。

そういった意味で、私は、さまざまな効果があっていると思うんです。病院が来ることによって、患者さんだけではなくて、もちろんそれが最優先でありますけれども、そこで経済が活性化するであるとか、そこに人が近くに住んでいただくとか、それは私はむしろ市民にとって喜んでいただくことだというふうに思うんです。ただ、繰り返し申し上げますけれども、その病院があることによって、だれが一番喜んでほしいかということについては、そこが必要となる、本当に脳であるとか、心臓であるとか、喫緊に迫った、救急を本当に再開してほしいという市民、そして社会的に、肉体的に弱い方、そういった方々が喜んでいただく、それが第一。そして、先ほどの副次効果として、そういったことが期待をされるということ、を申し述べたにすぎません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのう市長の答弁の中でも、和白系の病院が建ったところにホテルが建ったという紹介もありましたね。それも今、市長が言う副次的な効果につながっていくんでしょうか。私は、例えば、鹿児島県の病院で、奄美大島だとか、いろいろな離島から高度医療を求めて患者、あるいは患者の家族が通ってくる、これは大変だと、ホテルに泊まるのはですね。ですから、看護師さん出身の方が下宿屋を開いて、安い料金で自分の家を開放する、こういうことをされているのがNHKでも紹介されました。それはそれでいいと思うんです。しかし、それはあくまでも高度な医療、3次医療ですよ。そこにお願ひせざるを得ない、そういう重篤な患者、そしてその家族の便宜を計らう、それは当然あっていいと思うんです。ホテルは必要じゃないと思いますけど。武雄の8階建てが建って、そこを利用する人のためにホテルが建つなんてことは考えられません。しかし、池友会が求めているのはそれかもしれませんね。

そこで、角部長にお伺いしたいんですけれども、500人の雇用効果とは、中身は何ですか。その根拠。というのは、135床ですよ。135床に対して、基準看護、看護師さん何名と決まっています、条例で。今、84名ですか。

引き続き質問しますけれども、最近、25名の看護師募集やっていますか。それもあわせて答弁してください。

ですから、135床のベッドに対して500人の雇用効果、医師何名、看護師何名、診療科目によって医師の数は決まりますよね。そして、検査技師、いろいろ決まりますよ。あるいは、食事を担当する人何名。この500人の中身を示してください。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

昨日申し上げましたのは、池友会がプレゼンテーションの中で述べた数字でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

たった今、市長が言ったじゃないですか。正確なデータに基づいて答弁しなさいと。正確なデータに基づいて質問をしなさいと。

なら、池友会の宣伝をただけにすぎないんですか。135床のベッドに対して、スタッフが何名必要かと。きょうは院長見えていますので、院長か、伊藤事務長か、答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

看護師の数での御質問ですから、まずもって、135床ということでありまして、医療法上は、1人の看護師で4床ということになりますので、54人ぐらいですかね、たしか必要だろうと思います。あと、逆に、通常1対7とか1対10とかいう、診療に対しての必要という部分もあります。基本的には、先ほど申しました最低限は、医療法で必要な数だけは置いておかななくてはならないと。あと、診療点数上の問題で、どこをとるかによって看護師の数は変わってくるというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

募集していないんですか、25人は。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

看護師募集につきましては、ハローワークのほうで、パートと嘱託職員ということでの募集を始めました。これにつきましては、ICUをつくった関係で、ICUが24時間の交代制ということで、現段階の入院数では、今の職員の看護師数で足りるわけですけれども、やっぱり人数がふえてきて100人以上になってきますと、どうしても対応ができないということでございましたので、一時的なものとして、そういう形での採用を始めたところであります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今の答弁に沿って質問の順序を変えていきますけれども、忙しい中、樋高院長に来ていただいておりますので。

第3弾のビラが出ましたね。お知らせということで。第1弾、第2弾については、保健所のほうから指導を受けたと、要請指導というんでしょうか、そういうのは答弁もされましたけれども、第3弾のお知らせというチラシを見ますと、新設救急科と、救急科を新設しましたと。ICUを4床確保したと。それで、24時間体制ですから、看護師が足らなくなるかもしれないと。それで、25名の嘱託、パートを募集しているという伊藤事務長の答弁ですね。

この新設救急科というのは、条例にどう定めていますか。これは、樋高院長に答弁いただきますでしょうか。保健所には、いつこれを届けられましたか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

〔22番「院長に聞きよつとよ、責任者だから。せっかく来てもらつとつとに」〕

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

届け出の関係でございますので、私のほうから御説明を差し上げます。

初日の江原議員の、チラシの御質問の折にお答えしましたとおり、8月21日付で診療科目の変更とあわせまして、救急科というのを新設して届けております。そういうことです。

〔22番「条例は」〕

診療科目につきましては、条例事項ではなくて規則でありますので、現在、改正中ということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは、条例集の病院事業第3章で、武雄市病院事業の設置等に関する条例、この中に、診療科目は次のとおりとする、内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科云々、外科云々ですね。12診療科。これは条例でしょう。条例で定めなければならないでしょう。規則ですか。8月21日に保健所に申請をした、届け出をした。これは条例上の問題でしょう。どうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

申しわけございません。条例と規則と両方ございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

8月21日に保健所に新設の届け出をしたと。何で議会を開くように求めないんですか、市長。5月30日の臨時議会、7月16日の臨時議会、病院に関する臨時議会というのは3回あっていますよ。条例上の変更するとき、議会にかけない。市長は、これ、報告を受けていましたか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

条例の観点から言うと、基本的には、それは議会の議決事項でありますので、議会にかけべきものはきちんとかけるべきだというふうに思っております。ただ、これは、見解の相違はあろうかと思いますが、基本的に、市民の生命、財産に直結するものについては、直ちに臨時議会を招集し、私どもとしては、そういう権利義務関係を確定させるということが1つのあり方だと思います。先ほどの科目の話については、チラシであるとか、さまざまなどこ

ろで広報しておりますので、そこで議会を招集させていただくということについては、基本的に私はその時点では念頭になかったということを申し添えたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

7月29日に辞令の内示をしたと。このときは2人ですよ。そのときには、蒲池医療統括監と正久救急救命部長でしょう。保健所に出したのは8月21日でしょう。議会を開くいとまがなかったんじゃないでしょう。ちゃんと市長に報告したんですか。条例事項だから、保健所に届けると同時に、まず議会で議決をしなきゃならないと。樋高原長、どうですか。7月29日に正久氏を救急救命部長として、武雄市民病院に救急救命科を設置する、この前提で正久氏を呼んだわけでしょう。辞令を交付したわけでしょう。そのことは、樋高原長、知られていなかったんですか。どうぞ答弁ください。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

市民病院を2000年に始めたときから、救急は実質的にはやっております。それと、細かな診療科目ということに関しても、最初は内科、外科、それとリハビリテーション科だけでありました。そして、その後、内科、呼吸器内科、消化器、循環器というのは、2005年ぐらいに保健所に届けることによって、その後、タイムラグがあって条例に載ったということをお憶しております。そういうふうに、実態はやっておっても、そして、届け出があったら直ちに業務はできますが、条例にないからできないとか、そういうことは私は医療人としては、どうも気持ちがなじみません。

だから、条例にないからどうのこうのというよりも、実際は救急をやっておるし、特に、池友会からの若い先生方が来られて、アクティブにやっておりますし、正久先生が来ることに關しては、この前言いましたように、8月1日に来るということで辞令ももらったということですが、実際のことで、条例とのタイムラグは私としてはいたし方ないのではないかというふうに感じております。

だから、その条例がないから救急ができないというのは、これは、私自身は気持ちとしては、医療人として、余りなじみません。そういうことで回答とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は、救急に関して言いますと、救急再開は当然喜ばしいことですよ。と同時に、救急救

命というのは、武雄市民病院は救急Bランクでしたよね。Bランクでしたので、国からの補助金というのは、平成18年が2,100万円、平成19年度2,900万円でしょう。救急休止したことによって、ことしはないかもしれませんね。だから、救急救命ということは、救急病院という告示をすることは、市民に告示すると同時に、保健所に届けなきゃいけませんよね。従来、ICUはなかったでしょう、武雄市には。ICUを4床ふやしたと。これは、ICUをふやすことを保健所に届けにゃいかんでしょう。だからって、武雄の救急がBランクからAランクになるかどうかわかりませんが。当然です、事務手続というのは。

市民病院を引き受けたときに、ここでどういう論議をやったか。平成12年ですよ。病院の告示をどうするかと、随分、地域で話し合い、医師会とも話し合い、議会でも論議をし、当初は内科、外科、リハビリ科ですよ。そして、徐々に、樋高院長のもとに救急科をふやしていったんですよ。そのふやしていく過程では、医師会との熱心な話し合いもされましたよ。それは樋高院長の苦労はわかりますよ。そういう話し合いのもとに議会に提出をして、医師を何名にする、16名の定数にする、看護師を80名にする、84名にするという、ここでずっと議会で論議をしてきたじゃないですか。そのもとに予算を議会に計上するわけでしょう。

それは、医療人の立場として、条例がなければできないのかと、そんなに時間がかかるものではないでしょう。この間、病院に関して臨時議会というのは、さっき言いましたけれども、開かれてきたでしょう。大事だから議会を開くんでしょ。条例を無視するわけにいきませんよ。市長は知らなかったと言いましたからね。ある意味じゃ、とんでもないことですよ。

そうしますと、今度補正予算は出ていないでしょう。本来、病院事業の補正予算というのは、一般の議案と一緒に開会日1週間前に出す、これが原則でしょう。災害とか、緊急時だとかいう場合には、追加議案として出てきますよ。病院の補正予算が出ない、22日に追加議案として出す。そのときに規則も出すんでしょ。さっき、伊藤事務長言いましたけど、規則で出す、条例で出すんですか。

ここでもう一回聞きますけど、例えば、夜間救急の入り口、425万円と言いましたかね、消費税入れてね。改修したと。あるいは、蒲池医療統括監、蒲池会長と言わなきゃいかんのですかね。蒲池会長の部屋をつくる。従来、樋高院長の隣に応接室がありましたよね。あそこを蒲池会長の部屋にする。あるいは、会議室の一部を変更して、正久救急救命部長の、いろいろ話が伝わってきますからね。

そういった、本来ならば500万円以下は伊藤事務長の決裁権ですから。しかし、今までそういった当初予算で、3条予算で一般の修理費は2,000万円、あるいは4条予算で医療機器の修理に2,000万円と、もう千九百八十数万円使ったという話を聞きましたけどね。すると、本来そういったことというのは、補正予算を組んで、そして市長決裁を経て議会に提出する。そういう意味では、条例に対する考え方と、もう一回聞きますけれども、補正予算の提出が

おこなっている、22日に追加議案で出す。まさか、工事の追加分を後で議会で承認を得る、そういう内容にはなっていないでしょうね。そこはどうか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まず、予算の関係でございますけれども、8月11日から救急を再開した関係で、収支の見込みを最新の状況でしっかり立てたかったために、今回追加をお願いをしました。

それとあわせてましてですけれども、先ほどの、修繕工事についての御指摘がございましたが、当然、当初予算段階におきましては、見込める修繕とあわせて発生する修繕もお願いをしていたものでございますから、その中で修繕対応ということでやらせていただいたということでもあります。

それと、先ほどの関係でございますが、救急科という診療科目を、条例の関係で少ししますけれども、診療科目としての救急科というのは、外来診療としては置きません。救急科という表示をする部分については、急なウオークインなり、救急車なりに対応するために医師を置くということで届け出をしたものでございますから、そのところで条例改正が必要かどうかということについては、もう少し条文等について検討をさせていただきたいと。それとあわせて、当然、規則についても今検討中でございますけれども、そのところも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

〔22番「答弁変わったやない、10分前の答弁と」〕

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

救急科の話につきましては、私は、まず保健所に聞いてくれということをお伊藤事務長に指示しました。その際に、チラシ第3弾については、ここに救急科があって、このチラシが承認されたといった時点で、私は包括的に、佐賀県が、保健所がオーケーだということですので、これでいいんだと、わかりやすくいいんだということをお私は思った次第であります。

ICUについても、何か勝手にやったということのように言われましたが、ICUについては、これは県の認可が要ります。これについては、県の認可をいただいたといったことで、私もこれで安心をしてICUをして、もうすぐ4床満床になったということが実績として上げられます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

伊藤事務長の答弁、先ほど、追加議案として規則を出したいと。規則じゃだめでしょう、条例議案でしょうというのをさっき質問したんですよ。これは、救急科新設じゃないと。書いてある、新設救急科。これを否定しているんじゃないですよ。何で議会の手続を踏まないのかと。新設救急科と書いて、条例上ではありませんので、13番目に救急科と載せるんでしょう。市長が言ったように、ICU4床そろえて、安心、安全に備えると。保健所の手続はちゃんと済んだ、県の認可も得たと。条例事項だと言いながら、22日に規則を出したいと。さっきの答弁、変わっておるじゃないですか。

議長、整理してね、22日に規則を出したいと、条例が必要だとは知りませんでしたと言われますからね。ところが、検討すると。そこは、ちょっと答弁整理しませんとね、22日の追加議案との関係で私は質問しよるわけですから。今後検討したいということと、22日に出すことは違うでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時10分
再	開	11時20分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

22番平野議員の質問に対しての執行部の答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

救急科目の付記については、こういった質疑をいただくこと自体、混乱を生じせしめてしまったということについては、おわびを申し上げたいと思います。

私の認識は、先ほど申し上げましたとおり、このチラシに救急科目というのが書いてあります。これを保健所に持っていき、保健所がオーケーだといったことからして、私は、もうこれで認めていただいた、したがって、私はそれを追認する形で専決をいたした次第であります。

ただ、心中御察しいただきたいのは、とにかく救急科目というのは実際、樋高院長からもありましたように、やっていたわけですね。これをチラシにきちんと書くことによって、市民の皆さんたちに安全かつ安心だと、そして早く来てくださいという思いだけは、ぜひ議員も御理解をいただきたいというふうに思っております。手続上、不備があった時点については、率直にミスを認め、そして、今後、私はこれが、私自身は条例に入れるかどうかということについては、正直言ってまだわかりません。今、御指摘を賜ったばかりでありますので、これは一たん、私に時間を下さい。そして、認可権者たる県と調整、相談をさせていただいた上で、県がどうしても条例改正しなさいと、するべきだと言った場合には、私は真摯に受

けとめ、その時点で議会にきちんと御相談をさせていただきたいと思っております。

重ねて申しわけなく思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

現時点で言いますと、救急再開だとか、救命救急を設けたと、これは否定するものじゃありませんよ。こういう事態になったのは、一体だれの責任かと。これは、きのうおとといからの論議ですけれどもね。後で時間があればやりますけれども。

私は、今度の議会の議会運営委員会のときに、蒲池医療統括監の決裁権についてということで、議運で資料を要求いたしました。医療統括監の身分、これは何ですか。どういう身分ですか。辞令としては医療統括監。そして、規則を変えられましたね。こういう規則の改定は早いんですね。武雄市病院事業の設置に関する条例施行規則第5条に「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する。」そういうふうになっていますね。新たに、これを設ける。そうすると、医療統括監の勤務、これは常勤医師として保健所に提出されていますね。そして、診療行為は余りやっていないと。身分というのは、どうなっておるんですか。あるいは、給与というのはどういう形で出されるんですか。

そして、規則には、病院長、医療統括監、副院長、そして事務長と序列が書いてありますね。樋高原長が社会的にはやっぱり院長ですよ。開設者は市長ですけどね。医療法に基づく責任者というのは樋高原長だと。医療法ですよ。ですから、病院長、医療統括監、副院長、事務長と、ずっと、決裁の順序だろうと思いますけど。ところが、一昨日の江原議員の質問に対して、例えば、夜間の救急入り口の改装、あるいはチラシの件、チラシの件についてはその話し合いには院長は参加していないと。あるいは、その他事務長から上がってくる稟議書、これはサインをし、医療統括監に上げ、そして市長に上がっていく、こう答弁されましたね。そこは、院長と医療統括監との関係というのはどうなっておるんですか。それは樋高原長からまずお聞きしたいんですけどね。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

一昨日も申し上げましたとおり、私は、院内の診療及び診療に関するいろいろな命令とか、そういう管理とかという実態的なことをやっております。統括監は、今度、新たに救急を開始して、病院を活性化する上で、どうしたら活性化するのか、そして、池友会の先生方も加勢に来ていただきますので、いろいろなアドバイスをいただいて、市民のための救急医療及びほかの医療が一刻も早くもとの形以上になるようにというアドバイスをいただいております。そういう形で、指導とアドバイスをもらうという立場ですね。そういう形になっております。

[22番「身分は、だれがどうなんですか」]

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

組織上の医療統括監と病院長の関係での御質問だと思いますけれども、病院事業における組織上の上下の序列につきましては、医療統括監、それから病院長、救急救命部長、それから副院長ということになるというふうに考えております。

医療統括監につきましては、先ほど病院長のほうがいきましたとおりで、院の運営等々についてアドバイスを出しながら、私どものほうから上がった序列をずっと、諸々、すべてではございませんけれども、決裁が必要なものについては統括監の決裁を受けて、その後、市長決裁を受けるということになるというふうに考えております。

先ほどの条例関係も、もし改正が必要ということであれば、当然、その序列でずっと上がって行って、最終的には開設者の市長の決裁をとることになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

医療統括監の身分ということでございます。これにつきましては、地方公務員法第3条第3号に規定する特別職、非常勤の嘱託職員ということで位置づけております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

非常勤特別職ですね。給与もその水準で出すわけですね。非常勤特別職。これも条例、規則改定しなきゃいけませんね。まだ、そういう改定されていないでしょう。

もう1つは、今、伊藤事務長は、統括監をトップに置いて、そして院長、救急救命部長、それで副院長、それで事務長というふうに序列を言われましたね。そのとおり決裁は上がっていくと。ですから、統括監の決裁を受けて市長に行くというふうに言われましたね。私がもらった資料では、医療統括監の決裁権はどこまであるんですかという質問に対して、決裁権はありませんと。どっちが本当ですか。病院事務長が言うた、正久救急救命部長も決裁権があるんですね。あるいは、院長、それで統括監の決裁を経て市長に行く。どっちが本当ですか。決裁権があるという人と、決裁権がないという人と、そこは答弁一致させなきゃいけませんね。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

これは、初日の江原議員のときも申しましたとおり、決裁権を持つ者については、開設者の市長、並びに専決として決裁権を持つ者については病院長、それから私、事務長、それと看護部門の総師長という、この部分が決裁権の専決は持っております。

当然、先ほど御説明を差し上げたのは、市長決裁を受ける者については統括監を確認の意味で経由をして、それから市長決裁を受けるということでありまして、組織上の決裁権としては、前に説明を受けたという平野議員がおっしゃるとおりで、決裁権については持ち合わせていないと。ただ、確認の意味での決裁を受けるということでの説明を申し上げたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そんなら、率直にそう言わなきゃいかんですよ。医療統括監の決裁を受けてという答弁があったでしょう。きちんと訂正せにゃいけませんよ。

統括監は助言、アドバイスをする、院長に対して。そうすると、ここで言う指導、市長の命を受けて、必要に応じ病院長を指揮監督すると。これは、市長、どういう場合に命令を下すんですか、指揮監督という場合は。というのは、専決事項をちゃんと持っていますよ、私、ここに。病院長の専決事項は、別表1のとおりということで、専決の制限も書いてありますね。病院長の専決事項、診療の実施計画及び処理方針に関する事、職員の出張命令等々7項目、病院長の専決事項。これは決裁規定ですから、ここに医療統括監は出てきませんね。

そういうこともありますので、伊藤事務長がさっき言った医療統括監の決裁というのは、規定に書いていないと。そこはちゃんと認識した上で、答弁するか、訂正するかしなきゃだめですよ。さっきは、決裁がある、今度は決裁権がない、経由していくんだと、見てもらうんだと。見てもらうと、それはとまるかわかりませんよ。とまったとき、どうするんですか。これはだめだと。例えば、武雄市民病院の今週の当直医、これは院長に対して医療統括監が変更もあり得ますよね、和白から応援を受けるわけですから。助言、アドバイスじゃないですね。院長の専決を超えて助言、アドバイスもあるかもわかりませんね。

そうしたときに、1週間の診療、1カ月の診療体制どうするかと、これは病院長の権限でしょう。和白から今応援してもらっている。今、市民病院ですからね。和白病院じゃないですから、今は。あくまでも、平成22年1月31日まで、今の流れからいきますと、どうなるかわかりませんが、いずれにしても、国の特措法との関係では市民病院なんですよ。そこに医療統括監が入ってくる。院長の上に座る。いろいろな診療計画も出す。院長の専決ですけれども、今週の当直医の紹介、決定というのは、院長はどういうふうに決裁を下しますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

当直医体制とか、日中の総合診療的な体制とか、ICUの医師の配置とかいうのは、現時点ですべて私が詳細に決定し、そして、池友会のほうと調整をし、その後、統括監とも相談をして決定すると、そういう形になっております。だから、実質的に私が決定しておる状況です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

樋高院長の苦しい胸のうちが垣間見えますけどね。結局、私は何で、しつこく言うかといえますと、7月28日に医療統括監への辞令の交付、そのときに蒲池医療統括監ですか、武雄市は民間に移譲したと言っているけれども、和白病院が買収したんだと、こう発言されていますよ。買収したということと、今院長が言われた助言、アドバイス、全然違うでしょう。

そして、もう1つは、8月1日の辞令交付のときにも、これは市長も知っておるんじゃないですか。私の方針に従ってくれと。院長の指示でしょう。もし指示に従えないならば、配置がえしますよと。人事権を与えておるんですか。

今、救急が再開した、ここまで来る事態というのは、いわば、おとといも紹介されましたけれども、これは、公立病院改革ガイドラインを考えるセミナーで、この作成に中心的な役割を果たした長先生ですか、長先生が言っていますよね。「武雄市民病院のように、いきなり民間移譲する場合は、公開の場で進めることが重要になる。公開で進めたことで、地域医療機関との連携も問題なくうまく進んだ例もある。早急に事を進めると、公平さや透明さに疑問が生じる。経営形態の変更は、一点の曇りがない形で進めるべきだ」と。

今の武雄の市民病院、この間の事態というのは、昨年10月、あるいはもっと早く言えば1年半前、2年前に、民間移譲、和白病院への売却、これはプレゼンテーションのときにも、池友会の方が言っていますよね。2年前から接触があったとか、本格的に動き出したのは、この半年間だとか、そういう話があったでしょう。いわば水面下でどんどん進んでいっている。透明性というのは、全くなかったわけでしょう。議会で和白病院との接触、あるいは蒲池、その当時は会長ですか、院長ですか、武雄市民病院の院長である樋高院長に電話があったのが11月13日。このころから、ぐっと進んできたわけでしょう。雲行きが変わっていったわけでしょう。

そういうことを踏まえた上で、いきなり民間移譲する場合は公開の場であることが重要になる。プレゼンテーションやったぞと言われれば、それはやられたでしょう。やったことで、改めて半年間動いてきたという問題や、2年前から市長との接触があったという話や、さら

に大事なものは、武雄市が出した「市民病院ニュース」では、急性期も慢性期も、軽症から重症まで当然診察します。あえて、これを言わなきゃいかん事態になっておるわけですよ。書かんでもいいわけです、これは。従来の、昨年の12月までのことを考えますとね。普通にやってきたわけですから。

これを書かなきゃいかんというのは、例えば、あれは9月10日ですか、NHKが報道した、和白病院関係、医療法人池友会の関係の方は、慢性期の方や終末期の患者の皆さん方は他の病院、診療所を紹介しますと、そう報道されましたよね。それに対して、市長は交渉していくんだと。このことは、6月25日のプレゼンテーションの中でも、慢性期、終末期医療、我々は当然と考えますけれども、公立病院であれば。これは、他の診療所、病院を紹介する、いわば、市長が言う市民病院ののれん、あるいは市民的病院を継続していく、そういういわば病院経営の基本にかかわる問題、ここの食い違いが明らかになってきていますので、あえて市民病院で、本来ならば、市民病院ですから、まだ。市民病院でやっているわけですからね。医師の大量退職は、市長の発言以来ですよ。一応、市長は認めましたけど。急性期も慢性期も、軽症から重症まで診る、当然ですよ。

市長、余り笑わんでくださいね。質問しにつかですよ。いつも宮本議員にいろいろ言うなと言いますがね、質問中に笑われたりなんかしますとね、間違ったこと質問しよるのかなという気になりますので、まじめに聞いてください。

市民病院の事務にお願いしたんですけれども、平成19年度病院事業の決算状況、これを出していただきました。どこでも、1次医療は開業医の先生たちをお願いする、地元医師会にお願いする。それで、公立病院、不採算部門、慢性期だとか終末期医療だとか、そういう公的な部分が果たす役割、こういう関係で見えていきますと、武雄市民病院は平成19年度の入院収益、1人1日当たり2万8,709円、多久市立病院2万4,346円、伊万里市民病院2万4,744円、唐津市民病院1万5,780円と、大体そういう水準ですよ。外来収益、患者1人当たり1日それぞれ8,000円から、安いところでは5,000円、武雄市民病院は8,725円。有田の共立病院、ここは2.5次、あるいは2次ですね。そういうことも請け負うんでしょうけれども、有田共立病院が2万9,384円、患者1人当たりの入院の、ここでは収益と書いてありますけれども、単価ですよ。佐賀大学の附属病院は5万4,082円。これは、佐賀大学の附属病院というのは、第3次医療、佐賀県の保健医療計画の中では、4月から実施されて、佐賀県の3次医療を担う病院、佐賀大学附属病院、県立好生館、それから聖マリア病院、久留米大学病院、この4つが位置づけられていますよね。そのもとに、2次、2.5次、嬉野医療センターとか、唐津日赤だとか、そういうところが位置づけられているわけでしょう。ですから、県も、嬉野医療センターや唐津の日赤、若干、手当てをしたいという方向も示されていますよね。

それに比べて、8月11日から、実際には8月1日から医師が2名ふえたと。従来の医師プ

ラスですね。8月11日から救急再開したと。きのう、一覧表を出しましたよね、執行部が。このチラシを出すなら、今年の8月実績を出せばよかったんですよ。きのう、伊藤事務長が出した資料、あったでしょう。あれを見ますとね……。 (資料を示す)

外来にしましても、救急車台数にしても、7月中旬、7月下旬、8月下旬を出したでしょう。この7月は、救急休止の期間ですよ。民間移譲を市が決めて、1年半後には民間に移譲されるかもしれん、だから、将来不安だからって佐賀大学に引き揚げられた。したがって、4月から救急は休止せざるを得ない、午後から外来を休止せざるを得ない、そういう状態が4月、5月、6月、7月続いてきた。そして、8月11日から救急再開した。これはいいことですよ。しかし、この事態を引き起こしたのはどうなのかと。その責任、残りますよ。平成20年度の決算の赤字の状況を見ますとね。

これと比べると、それは大変ですよ。比べるなら、今年の8月と比べてみらんですか。今年の8月の実績も出ているでしょう。確かに、数字の上では、8月の実績は五十数台。18年度は748台ということで、五、六年最高ですよ、救急搬入はですね。それに非常に意図的なものを感じるんですよ。それはそれで、患者さんに喜ばれているのはいいことですよ。

そこで私が問題にしたのは、8月11日から再開をして、20年8月分、8月11日以前というのは、まだ救急も再開していない、昼からの外来もまだ十分に診れていない、そういう状態で、実際は8月11日からでしょう。これで見ますと、入院で3万2,642円、8月が。これは、ICUも入れた、ICU1床1日当たり8万9,000円。こういったことも反映されているでしょうけれども、そんなに、市長、ICU4床満杯だと言われましたね。重篤患者もたくさん運ばれてきているでしょう。しかし、実際には3万2,642円で、入院に関しましては4,000円患者負担ですよ。医療費がこれだけ伸びたということは、3割は患者負担しなきゃいけませんので。そういう関係でしょう。

いわば、脳、心、腎臓など、心臓は嬉野医療センターと、そういうことなどを見ていきますと、県の保健医療計画の公立病院の再編ネットワーク、これは市長、反対だと言っていましたよね。反対だけでも、実際、4月から始まっていますからね。3次、2次、1次の、いわばすみ分けをしていく。公立病院の再編ネットワークは、また別でしょうけれども。幾つかの統廃合という問題では、それはいろいろな問題があるでしょう。それは私たちも賛成しませんけど。全体の医療システムのネットワークというのは、1次、2次、3次のすみ分けというのは進んできているわけでしょう。

そういうことを見ますと、果たして、一部3次救急に特化していく、このことは医療費の高騰につながると同時に、そんなにしょっちゅうあっておるわけじゃないでしょう。さっき言いましたように、武雄市民病院を利用されている方というのは、65歳以上、こういう人たちが70%近くあるわけでしょう。国立病院時代からの流れをずっと見てみますと、武雄を含めた疾病構造というのは、慢性疾患の方が50%を超えていますよ。それは、樋高院長のほう

が詳しいでしょうけど。準備室からずっと頑張ってくれましたからね。そういった地域の疾病構造にしっかり根差した公立病院の役割、このことが多くの市民が求めているところじゃないですか。そのことを指摘しておきたいと思います。

私は、統括監の位置づけだとか、決裁権の問題で、るる指摘をしましたがけれども、医療法人池友会、市長が任命されましたから、きのうは随分、ホワイト何とかと、私はよく横文字は知りませんが、そういういわば歓迎すべきだと。それはそれで、今の時点だけを見ますとね。しかし、私はそういった意味では、医療法人池友会のこれまでの医療活動、非常にいろいろ心配されることがありますよね。それは何でかといいますと、法律すれすれのことをやってきたと。特に、それは市長自身も聞いたと。法律すれすれのことをこれまでやってきたと。これは、市長は、人間の命が大事だから、そういうこともあるだろうと弁護されましたよね。しかし、医療法だとか医師法というのは、人間の命を扱うわけですから、厳密につくられていますよ。そこに競争の原理を持ち込むべきではない。

ですから、医療法の施行規則にどういうことが書いているかといいますと、医療法施行規則、これには、他の病院、診療所、または助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、誇大な広告を行ってはならないこと、3番目には、客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならないこと、これが医療法の施行規則に書いてありますよね。ですから、医療法の6条の第5項に抵触するおそれ。ですから、保健所が、いわば要請指導といいますか、今後はこういうチラシについては保健所に見せてくださいと。検閲ではないでしょうけれども。そういう内容のことでしょう。法律すれすれのことというのは、こういうことも含まれておるんじゃないですか。

さらに見ていきますと、蒲池氏が初めて新聞に載ったというのは、平成3年4月。たまたま八女郡の県議選挙に立候補されているんですよ。ところが、運動員5人が逮捕されたと、被買収で。これが平成3年、最初に蒲池氏の名前が新聞に載った事件ですね。あるいは、平成4年9月、偽医者事件、医療法人池友会新粕屋病院、中山という先生が院長ですけれども、偽医者を雇っておったと。100人を超える人の問診や処方せんやレントゲン検査等を行ったと。これが福岡の医療指導課が立入検査やったわけですよ。それで、さらに事件の上乗せというんですか、5年間保存しなきゃならないカルテを処分したと。そのときに、上の人の指示、上の人に相談したと。その当時の中山院長というのは、そう証言しているんですよ。新粕屋病院。これがずっと新聞に報道された内容です。元の事務長は逮捕されたと。カルテの焼却ですね、そういう事件が起こっています。

もう1つは、偽医者事件に加えて、看護師の基準をごまかして報告したと。それで、新聞の報道によりますと、何億ですか、1億数千万円詐取したと。いわば10対1看護だとか、7対1看護だとか、そういう看護基準がありますよね。そこをごまかして県に報告していたと。それで1億数千万円、約2億円近い金を詐取したと。

もう1つは、驚いたですけどね、池友会の新粕屋病院、もうこれは閉院になっているということですから、それは当然だろうなと思いますけれども、池友会和白グループの1つの病院だったんでしょう。言いましたね、数億円の、看護基準を水増しして請求したという話ですね。

もう1つは、暴力団から脅されて、左手の小指を落としたと、いわば麻酔をかけて暴力団の組員の指を詰めてやったと。これを保険請求したと。普通、暴力団だったら、自分でする、よくわかりませんが、やみの世界というのはね。これはまた、2人から頼まれたと。そして、保険請求したと。とんでもない話でしょう。それで、最終的には、この新粕屋病院というのは閉院になる。当然といえば当然ですよ。そういう一連の事件の中で、池友会理事長、交代されたんでしょう。今、会長と呼べと言っておられますけどね。

そういうことを考えていきますと、法すれすれにやってきたという、市長はこれを知らなかったんでしょうけれども、怖いことですよ。いわば、医療法人ですから、利益を目的にしてはならないと、利潤追求を目的にしてはならないという医療法の目的がありますよね。しかし、そこに競争の原理を持ち込む。いわば、公立病院の経営が悪くなってきているのは、1つには診療報酬の引き下げですよ。5年間で6.8%引き下げられる。これは、公立病院であろうと、民間の病院であろうと、経営を圧迫していることは事実ですよ。そして、公立病院の場合は、不採算の部門を担いなさいということで、平成18年には7,900万円ですか、国の補助金がある。あるいは、救急告示ですから、Bランクで2,900万円か2,100万円か来ているでしょう。そういう国の補助金、これがどんどんカットされてきている。医療費を抑制する、社会保障の自然成長のうちに、2,200億円はカットする。こういうとんでもない国の政治のもとに、公立病院の赤字幅は広がってきていますよ。6月議会に紹介しましたけどね。

いわば、民間であれ、公立病院であれ、診療報酬の引き下げというのは、病院経営に大きな圧迫感といいますか、経営の困難さをもたらしてきている。そういう中で、いかにグループを広げていくかと。新行橋病院、あるいは小文字病院、水巻病院、和白病院、千葉に2つありますよね。それぞれ看護学校を持っておられる。かなり和白グループということでベッド数をふやしてきておられる。そういう人が、法すれすれにやってきたという発言は、私は怖いんですよ。

そして、一方で市長は、市民的病院を引き継いでもらおうと、何回も何回も言われました。しかし、終末期医療だとか、あるいは慢性疾患の患者については他の病院、診療所を紹介しますと。全然、基本方針が違うでしょう。

そういう一連の医療統括監の発言、あるいはこれまでの経過、市長、今まで私、紹介しましたが、法すれすれにやってきたということをおとといの一般質問では弁護されましたが、こういう一連の和白グループが拡大していく中で法すれすれということに対して、市長はどう考えておられますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

先般お答えいたしましたとおり、法すれすれと蒲池統括監が発した言葉については、それは患者様のためにということで、それが必ずまくら言葉でついている。それについては、私は、先ほどの御指摘を受けても、何ら揺らぐものではございません。

新聞報道については、私も承知をしております。市民病院問題対策室、あるいは集会でこれが配られているということも承知をしております。ある意味、私は、16年、あるいは17年前のこと、これはもうこれだけ新聞に載って、社会的制裁、あるいは法的制裁、道理的制裁は、ある意味終わっているものだというふうに、私自身は思っております。その上で、本当にこういう、今、悪徳商法をやっているようなところであれば、きのう吉川議員に答弁した新行橋病院に、私は2,000人と思いましたが、2,000人以上の市民が押しかけて、そして、行橋の市民、そして患者さんたちがみずからの手で署名をして、当時の厚生大臣に対して、ベッドをふやしてほしいということはあるのでしょうか。私は、今を見てほしいというふうに思っております。そして、その上で、私はぜひ現場も見たいと思います。

本当に、きのうも、先ほど樋高院長と話しておりましたが、樋高院長、そして一ノ瀬さんという方が、これは武雄高校の私の先輩でありますけれども、和白病院を経て、クモ膜下出血でまた一命を取りとめたであるとか、和白病院の、今派遣されている、あるいはここに在職されている方は、本当に真摯に一生懸命やられております。これの、まだ救急医療を再開して短時間しかたっておりませんけれども、これを70%以上の患者様が評価をしているのではないのでしょうか。そういった側面にもぜひ目を配ってほしい、私はそのように感じております。

いずれにいたしましても、私がなすべきこと、そして蒲池統括監がなすべきことは、ただ一つであります。それは、市民医療を守り、維持向上させること、これの唯一に尽きると思いますので、私は、何ら揺るぎなく正々堂々やっていきたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

間もなく正午になりますけど、このまま一般質問を続けさせていただきます。

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

言葉というのは、その人の人格の表現にも通じますよね。いつもそう思っています。ですから、市長が言う、確実なデータのもとに調べて、よく検証して、公的に発言をする。そういった意味では、そういう言葉一つ一つを選んで、それは市長も一緒だと思いますよ、発言をするということにつきましてはね。

そうすると、医療統括監の辞令交付を受けたときに、医療法に基づいて、あるいは医師法を遵守しとかね、そして、市民の命と健康を守るために頑張りますと。人の辞令交付後のあいさつまで、私がいろいろ言うことありませんけれども、本来ならば、そういう発言が出てきますよ。初めて来るわけですからね、民間から、非常勤の特別職であったとしても。院長を指揮監督する立場の人。すべてのスタッフが医療法に基づいて、医師法に基づいて、市民の命と健康を預かる、そのために全力を挙げていきたいと、こう発言するのが普通でしょう。法すれすれにやってきたとかね、これはどんなに市長が弁護してもね。市民の命を守るために医療法があり、医師法があるわけですから。だから、厳しいわけですから。そこに競争の原理を持ち込んだらいかんわけですからね。普通ならそうだと思いますよ。

さっきも言いましたように、いわば条例に載せることを今後検討すると言いますけれども、議会との関係においても、救急科を新設するのであれば、この間、市長が臨時議会をどんどんやってきたでしょう。その中でも、はっきり方向性を示せたはずなんです。8月1日に辞令交付したら、その後、保健所に届け出なきゃいかん。そういうことに関して言っても、やはり条例をきちんと遵守する、このことは大事じゃないですか、どんな分野であっても。医療人であれ、行政のトップであれ、我々議員でもそうですよ。

先ほど言いました透明性という問題は、私はそういうことに尽きる、そう思いますね。ですから、市長が幾らここで、法すれすれにやってきたという過去の自慢、自慢話かわかりませんが、実績を裏づける、その発言については、率直に指摘をする必要があるんじゃないですか。社会的な制裁を受けたから、これでおしまいということじゃないでしょう。そのところを厳しく指摘しておきたいというふうに思います。

あと5分ということですから、介護保険の問題について、市長の考え方をただしておきたいと思います。

きのう、吉川議員の質問に対して、就学前の医療費、これを無料にしたいと、いいことです。ただ、その陰に、保育所の民営化、人件費削減されて、超過負担が6,000万円助かったと、これを就学前医療費の無料化に使っていききたいと。その就学前医療費の無料化というのは、私もここで質問もし、その当時、4,500万円かかると、しませんと市長は言いましたよ。金がないと。しかし、やるわけですからね、それはいいことです。就学前の子どもたちの医療費負担が3割から2割になりましたからね。1割は国が出すわけですから。本来は、もっと国が出せばいいんですよ。それはそれでいいことなんですけれども。

そうしますと、介護保険の問題で質問をしたいと思います。

今、基準介護保険料というのは5,123円ですね。これは、日本共産党の議員団、杵藤広域圏の範囲内で7名おりますので、市長に、この介護保険料の引き下げをお願いしたいと、来年見直しですからね。それで、管理者である市長は、市長選挙の具約にも、介護保険料を引き下げますと、これも議会で質問しましたね。杵藤広域圏全体に広がる問題ですから、その

ときには慎重な答弁でした。来年、3年越しの見直しの中で、5,123円の介護保険料の中に300円は、いわば介護保険事務所の借金返し、これに充ててきたと。この借金なくなるわけですから、300円は当然、機械的に安くなっていいですね。

もう1つは、いわば繰越金が基金として積み立てられる。それで、平成20年度末では9億5,000万円基金がある。これは別に介護保険事業の基金積み立て条例がないわけですから、この9億5,000万円を原資として、さらに引き下げることが可能ではないかと。しかし、当初言いました5,123円の中の300円の借金返しの部分ですね。こういう点では、引き下げは十分可能で、その原資もある。そういう点で、市長が管理者としても、あるいは市長としても、市長が具約に掲げたということから見ましても、今どういう考えを持っておられるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

現在、見直しについては、第4期計画の中で介護保険事務所がさまざまな要素を勘案して精査をしているというところであります。その精査結果については、時宜に応じて、私もきちんと見ていきたいと、このように考えております。今、精査中であります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

その9億5,000万円の繰越金、これを原資としてさらに引き下げるかどうかは、それは政策的な観点ですからね。しかし、5,123円の基準介護保険料の中にある300円、これは借金返しのために、その中に組み込まれたわけでしょう。借金は返さなくてもよくなったと、そうなりますと、機械的に300円引き下げるとするのは、そんなに慎重に検討せにゃいかんという理由にはならないんじゃないですか。再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ですので、それを含めて検討したいと、検討を今事務方がしているという状況であります。いずれにしても、きちんとしたデータに基づいて、最終的には政策的な判断をしていきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ぜひ、佐賀県一高い介護保険料ですから、その見直しの時期が来年ですから、そういうい

ろいろな介護保険料だとか、高齢者から引かれるお金がいっぱいありますよね。そういう立場に立って、引き下げの検討を具体化していただきたいと、このことを強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

以上で22番平野議員の質問を終了させていただきます。

ここで、1時25分まで休憩をいたします。

休	憩	12時5分
再	開	13時25分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番山口裕子議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

議長より登壇の許可を得ましたので、私、山口裕子の一般質問をただいまより始めさせていただきます。

3カ月に1回、ここに登壇するチャンスがあるんですが、本当に3カ月に1回、ここで話するとき、世の中が何を信じていいのかわからないような事件とか、そういうことが本当、押し寄せてきているなというふうに感じております。そんな中、9月12日の新聞でありましたが、佐賀新聞のほうにちょっと目がとまりまして、熊本県知事の蒲島知事のお言葉があったんです。川辺川ダム計画を白紙撤回された次の日の新聞だったんですが、「政治家というのはこれほど決断が苦しいのか」というふうに書いてありました。お答えされておりました。また、「対立を乗り越えて結束し、より高いところへ進むことを信じるのが民主主義。一步踏み出せたと思う」というふうに述べてありました。本当に、この言葉を私は目にしたときに、私たち、市民病院に一生懸命討論して、どういう形が一番いいのかというふうに議論し合っている自分たちと重なるところがありました。

私の周りには、本当に市民病院が、救急医療がスタートしたことを、先日の敬老会でも大変喜んでいただきました。じゃあ、私は、本当に議員としてどういう形でやっていけばいいのかなというときに、いつも、やっぱり子どもたちの時代が本当にいい時代になるようにと、それだけを願っております。そういうことで、ぜひ、この市民病院問題も、お父さんやお母さんたちがあのとき頑張ってくれたから本当によかったという病院になることを願って、私のきょうの一般質問をさせていただきたいと思います。

きょうは、大きく分けて、環境問題と教育問題についてお尋ねいたします。

まず初めに、環境問題について、1番目、佐賀県ごみ処理広域化計画について、お尋ねします。

一応、4項目ほどに分けております。

まず、1番目ですが、平成18年10月、構成市町会において、佐賀県ごみ処理広域化計画に基づく西部ブロックでのごみ処理を進めることが合意、確認され、平成27年度稼働に向け、構成市町による西部ブロックごみ処理広域化計画推進協議会が設立されましたが、この新施設建設の進捗状況をお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

お答えします。

4市5町、武雄市、伊万里市、嬉野市、鹿島市、そして5町でありますけど、有田町、大町町、江北町、白石町、そして太良町ですね、4市5町によりまして佐賀県西部広域環境組合というものを発足しました。この中で、ごみ処理施設、いわゆる焼却炉、処分場をあわせて施設を平成27年度稼働に向けて、今ようやくその緒についたところでございます。

現在進めております内容を申し上げますと、建設の用地につきまして、伊万里市のほうから候補区域を選出していただきました。この用地につきまして、現在、適地調査作業を行っております。この作業につきましては、先月の8月から始めまして、11月ぐらいまでに終わる予定であります。約4カ月かかる予定です。それと並行しまして、適地検討委員会をつくります。この検討委員会というのは、学識経験者、市民、そしてまた行政代表者で構成するものであります。前段の適地調査を受けまして、内容等についても検討していくと。そしてまた、地元及び周辺住民の方の意見も聞いていくということにいたしております。

これを取りまとめまして、組合の管理者——組合の管理者は伊万里市長さんであります——に提言をいたします。その後、構成市町会というのがありまして、今先ほど言いました4市5町ですね。構成市町会の中でさらに検討していただきまして、20年度末、来年の3月には候補地を絞り込むというようにいたしております。

ただ、候補地を絞り込んだから、そしたらそこにできるかということですが、必ずしもそうではないのでありまして、この建設適地ということで決定をするわけですけど、その後、県条例に基づきまして環境影響評価を2年半から3年かけてやります。いわゆる環境アセスメントと言いますが、この結果を公表しまして、広く一般の方々の意見も聞いて事業を進めていくということになります。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

候補地が決まっているということですね。

それでは、伊万里市にということではありますが、関連する武雄にもかかっていると思うん

ですが、そういうところの区長さんなりというか、そういうお話は進めてあるのでしょうか。こういう形で、大まかにですが、土地が決まっておりますというか、候補地になっておりますとか、そういう話し合いは進めておられるのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

候補地は、伊万里市松浦町が候補地でありまして、武雄市内にはかかっておりません。ただ、周辺地区と申しますか、その予定地から10キロ以内とか、そういうところは武内町があります。特に多々良地区なんかは、1キロから2キロぐらいの距離で、近くありますので、多々良区とか柚ノ木原区、そういうところには事前に説明をいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

その説明があつてからかわかりませんが、やはり大きく環境が変わってくると思うんですね。やっぱり、道で言えば、お年寄りも子どもたちもそうですが、パッカー車がですね、5市4町集まるわけですよ。そういうことになると、やっぱり、パッカー車の往来などで交通の環境がすごく変わるということを心配されております。あとは、やはり水とか空気の問題でもありますが、そういうところで地元の方が不安がっておられるという声も出てきております。

それはおいおい、決まっていく中で説明とかが進んでいくものと思いますが、私として、いろいろな気になるものもありますので、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、要するに、こういう建物が建つ場合は、こう言っているのかどうかわかりませんが、一応迷惑施設という形で受け入れる際に周辺整備などの話が、やっぱり駆け引きじゃないですけど、そういう形でありますよね。そういう受け入れ地の周辺のことを考えて、そういう話までいっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

一番最初に説明しましたように、候補地を絞り込むということがまず第一でありまして、その後、環境アセスメント調査というのをやります。これは、先ほど言いましたように、2年から2年半かかります。ここでは、大気の問題とか水の問題、いろいろな問題を調査します。そこで最終的に場所を決定するようになるわけですが、その長い期間の中で、いろいろな話し合いが今から生じるだろうと思っておりますが、まだ現時点では、そういう周辺の対策とか、条件面とか、そういう話までは至っておりません。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

わかりました。

やはり、住民がそういうところを知らないうちにこういうものができていくことが一番懸念されますので、十分な話し合いのもと進めていただきたいと思います。道が多々良地区とか、狭いところでもありますし、十分に準備ができてからという形を、受け入れ側も待つてあると思いますので、そこら辺をよろしくお願いいたします。

あと、私として一番気になることが、こういう計画書が出されていますので、大体どういう焼却炉がついてというか、各町の負担額とかも決まっておりますので、一番気になるところが、やっぱり焼却施設だと思うんですね。西部ブロックの中での処理能力を出すために、推測して、どれくらいのごみが出るだろうということで、もう決められております。その推測の仕方と、ちょっと私が矛盾に思うところがありますので、ここをお尋ねしたいと思いません。

西部ブロックは、昭和61年から平成7年度の実績値、それと、平成8年から平成31年度の予測値、これは何か直線式とかいって計算していますということになっております。これが年々ふえていくような形になっております。

平成8年は、実績ですが、1人が571グラムのごみの量に計算されております。行く行く平成31年度がどういう数字になるかという、1人当たり831グラムになるわけです。結局、1.5倍にごみがふえるというような計算のもと、処理能力の数値、推測値が出されているわけです。

でも、私が思うには、武雄市の循環型社会計画というのを見ると、武雄市では、10年の計画で平成28年には10%削減する計画ができております。一番大切なのは、やっぱり西部ブロックということですので、4市5町がどういう計画、循環型社会計画というところで、どういう形で上がってきているか、私も、申しわけないですが、調べておりません。やはり、今はできるだけリサイクルを進めて、資源化することをうたっております。佐賀県で最初に西部ブロックが平成27年に稼働するというわけです。焼却施設の処理能力に大きな誤差が出てくると、大変な問題になるんじゃないかというふうに私は懸念するんですが、この算出の仕方と、武雄市の循環型社会計画に載っている分の差ですね、そこをちょっと説明していただきたいなと思うんです。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

ごみの量に関しましては、今現在の人口から人口推計をするわけですが、人口推計だけじ

やなくて、今現在の排出量も加味せにゃいかんということです。そして、議員言われたとおりの減量化を今、各市町目指していますので、そこら辺まで加えたところで、基本計画を今年度につくるというところで、そこら辺の数字的なものを検討しているという状況でございますので、今、ここでどうだということは、ちょっと言えない状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

私は、焼却炉の施設をつくるに当たって、ここが一番大切だと思っているんですね。既に、各町の負担割額が出ていますよね。それで、総額も出ていますよね。ということは、やはり処理能力が決まっているということだから、この許容量というか、一番問題になってくると思うんですが、それがまた、これから検討しますということだったらいいんですが、とても数値がふえていって、平成31年では831グラムを焼却するという数字になっているのは、1.5倍に膨れているということですよ。でも、これからは、本当にリサイクルとか循環型社会ということでごみを減らすという形の計画がなされているから、27年度にでき上がったときに、これまた、ごみを集めてくださいとか、そういうずれが出てくるんじゃないかというふうに私は心配するわけです。

それで、ちょっと何か不思議そうに思っているんで、何が私は違うのかよくわかりませんが、一番心配しているのは、6月に唐津市菖蒲の産廃処理施設ということで、「唐津市鎮西町菖蒲に整備している第三セクターの産業廃棄物処理施設「クリーンパークさが」が今月末に完成する。約10年にわたって反対運動が起きるなど、紆余曲折を経た施設。試験運転後、来年1月から稼働する予定だが、リサイクルの進展で処理量の目算は大幅に狂い、今後15年間で49億円の赤字が見込まれる。多額の県支出に加え、運営計画通りに進むかどうか不透明な要素もあり、課題を抱えてのスタートになる。建設費は110億円」。また、知事は、業者の協力必要というふうに、これはまた集めて、これを利用してもらわにゃいかんということにつながると思うんですが、「古川知事は運営費助成を決めた際、「これほど急激にリサイクル化が進むという予測は難しかった」というふうに説明しております。

私が一番心配するところで、私たちに知らされたときに、それが決まっているようではいけないなと思って、今回、ここに上げさせてもらったんです。

私に何か、違っていたらですが、この西部地区の、佐賀県のごみ処理広域化計画資料編というところに、そういう算出の仕方とか、負担額とか、西部広域化することで21億円の縮減ができますとか、これに書いてありますね。だから、私はこういう新聞記事とか読んで、へえ、こういうのが私たちの出しているごみから換算して、でき上がった27年度にうまくいくかどうか、そういう許容量になっているのかというのを一番心配したわけですけど、もう一回答弁いただけますでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

山口議員がお持ちの資料は、多分、佐賀県を4ブロックに分けて広域化計画をつくろうという平成17年ですか、もっと前だったですかね、にできた資料じゃないかなと思います。

実際、私どもが今協議をしているのは、まだ、建設費がどれぐらいかかるとか、市町村の負担割合がどのくらいになるか、そういう域には全然達しておりませんので、今からそういうものを協議しながら、どういう処理の方式にするか、どういう処分場をつくるのか、そういうものを協議していくということでもありますので、あくまでも、それは当初、佐賀県のごみ処理計画をつくるときの参考資料という形で受けとめていただければ幸いかと思います。

（401ページで訂正）

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

そうですね、これは福祉生活常任委員会のときに説明があったときの資料だと思うんですが、もう、でも、始まっているわけですよ。これは、参考資料で挙げてあるのか、きれいに明確にというか、予測値なのかわかりませんが、出ておりましたので、私が取り急ぎ、こういうことは前もって提案したいなということで、それこそ間に合わなかったら困るという気持ちで出しましたので、それで、じゃあ、今からということだったら、なおさら、こういう意見をしっかりと入れ込んでいただきたいなというふうに思います。

本当に、これは予測というか、そういう形であっても、想像して1.5倍に膨れ上がるだろうというのと、私たち武雄市がごみを、プラスチックのリサイクルも始めましたし、ごみは減らそう、資源化しようという形でやっているの、で、本当、これが一応提案されているんだったら、大幅に違ってくるということをしつかりと受けとめていただきたいなというふうに思います。

今まで私たちは、それをさらに熱利用としてリサイクルするという形は杵藤クリーンセンターでも、それじゃなかったわけですが、やはりこの施設はサーマルリサイクルといって、焼却施設を集約して大型化し、全連続24時間運転で燃焼することにより、ごみ発電などの余熱利用を効率的に利用する方式になっております。広域化することで人件費及び維持費が、一応推測ですが、西部ブロックでは21億円縮減される予測がされておるそうです。

こういうことを本当に、唐津の、ここは産廃のセンターではありますが、せっかくリサイクルが進んでいるのに、さらに業者の協力が必要で、そこに何とか廃棄してくれじゃないですけど、逆に、そういうことにならないように、しっかりと、こういう推測値とかを決めていただきたいなというふうに思っています。

これは、4地区が全部このサーマルリサイクルの方式に決まっているわけですね。私は、やっぱり循環型社会というふうに向けるならば、環境先進国とか循環型社会を進めるところでは、マテリアルリサイクルとあって、最小限に、本当に最後に燃やさなければならぬごみだけを燃やすというマテリアルリサイクルという方法がとられているわけなんです。だけど、国がこれを設置することによって助成金を、補助するという形で進めておられるので、これにはどうも反対はできませんので、ずれというか、でき上がったときとか稼働したときに大きく誤差が出てこないようにということが一番お願いしたいと思います。

御存じかと思いますが、佐賀のリサイクル工場は、既にサーマルリサイクルで稼働しています。やっぱり、迷惑施設を押しつける地域住民のためにも、ほかにもおふろつきの集会所とか、佐賀が温水プールですね、で建設されています。しかし、不便な場所だったり、利用が悪かったり、維持管理に多額の税金が浪費されることになっておりますので、なかなかそれで効果が上がっているとか、そういう形が得られていない結果、そういう話もあります。

あと、環境省によれば、ごみ発電の発電効率はとても低く、回収されるエネルギーはわずか11%にすぎません。つまり、およそ90%のエネルギーは捨てられているということです。ごみ発電は、結果、焼却という大きな悪いことを正当化するために、小さなよいことをしていることで、ただ燃やしてしまうより少しだけましなだけ。私たちは、小さなよいことに目を奪われて、大きな悪いことを見逃してしまう。そうなりやすいところからですね。いずれはごみになるものを大量に生産し続けることを前提に焼却炉の建設を進めると、本当に言いわけ程度にリサイクルを呼びかけるだけになってしまうわけですね。いつまでたっても、ごみ問題を解決することができていない。

私は、やっぱり、仲間とともに20年近く、子どもたちに美しい地球と豊かな自然環境を残してあげたいという気持ちで、せめて自分にできることはと取り組んできましたが、やっぱり根本、年々悪くなるばかりですね。行動している人もふえてきたにもかかわらず、ごみはふえています。やはり、ごみの焼却に問題があるというか、その廃棄物処理法が根本的にごみを減らすという解決にはならないんじゃないかというふうに、私は思っております。

ちょっと長くなりますが、皆さんも既に御存じだと思いますが、葉っぱビジネスで有名になりました徳島県の上勝町を御存じでしょうか。その町長が「持続可能なまち小さく、美しい 上勝町の挑戦」という本を出されております。ぜひ、皆さんにも読んでいただきたいと思うんですが、本当に画期的なまちづくりをされていて、ここは循環型社会を目指して実践をされております。34分別でリサイクルされて、リサイクル率は80%です。ちなみに、私たち武雄市は19.4%です。でも、佐賀県の中でも鳥栖市が1番で、2番目にリサイクル率はいいほうなんです。本当に根本はどこにあるか、ごみが減らない根本が、ということを私がちょっと言いたいわけでした。

上勝町の町長が本に書いているところをちょっと読ませていただきたいんですが、「廃棄

物処理法は、エネルギーを浪費してごみを運び、燃やし、その灰を埋め立て続けることで、空気や水、大地を汚染し続ける役割を果たしてきました。それによって、健康で生きがいを持って働けるはずだった住民の健康は損なわれ、納めてもらえるはずだった税金は減少するのに、医療費や生活保護などの社会保障費はかさんでいきます。地球温暖化も加速し、災害によって、とうとい生命や財産が失われ、災害の復旧にも膨大な費用がかかり、農作物への被害もふえています。根本の法律が間違っているから、このような問題が次から次へと出てくるのです。現在の廃棄物処理法は、よいことを導く循環型社会ではなく、悪いことを誘発する悪循環型社会を築き、国民を不幸にする悪法と言ってもいいでしょう。本来、法律は人を幸せにするためにあるはずなのに、ごみをなくすための根本的な解決を先延ばしし、焼却炉メーカーなど一部の業者を利するだけです。こんな法律のもとでは、国民が幾ら努力してもごみ問題は解決することはできません」。

これ、ちょっと厳しいかもしれませんが、本当にボランティアとかいろいろな形で活動している人にとっては、ここで行きどまりというか、これからは進まないというところはどこに原因があるんだらうというところがここに書いてあるわけですが、これに関して市長の見解をいただきたいなと思うんですけど。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

基本的に、上勝町の事例は、私もその本は拝読をさせていただきました。本当に、これはやっぱりすごいなと、やっぱりトップの決断と、それによく追随というか、ついてこられている町民の皆さんたちに、本当に敬意を表したいというふうに思っています。

ただ、まず、ちょっとすみません、否定的なことを言うと、上勝町と我々の規模ですね。上勝町の場合は、たしか人口7,000人でしたっけ。

〔3番「2,000人です、弱です」〕

2,000人と。それともう1つ、事業所がそんなにないというふうに、その本にも書いてありますけれども、武雄市の場合は、人口、御案内のとおり5万2,000人、そして事業所がたくさんあるということから、少しちょっと、背景というか、それがちょっと異なるというのがあります。

しかし、考え方とすれば、やはりこれからの世の中が向かう先というのは、恐らくそうなっていくであろうと。これだけ、今はちょっと下がっていますけれども、燃料費がもう半分になることはないでしょうし、さまざま、今の燃料源を燃やし続けるということが、そもそも論として、もうできなくなっているという状況。上勝町の場合は、積極的にこれをやるということなんですけれども、一般の自治体であるとか、私たちも一般と言ってもいいと思

ますけれども、それはもうできないといったときに、じゃあ、どうするんだというふうに、自動的にきちんと考えなければいけないという時期に差しかかっているのかなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど話がありましたけれども、資源化率が9割近い上勝町と、我々は県下2位といっても、これは数のとり方によりますけれども、18.7%から19.2%くらいだと、大きな差がありますので、数字として資源化率を上げるような努力は、これはしなければいけないというふうに考えております。

いずれにしても、とにかく火力とか、そういったことにCO₂を出さないようにする方法もできないということ、それと、積極的に上勝町のように資源化率をふやしていくという2つの方法を、やっぱりとっていく必要がある。その上で、我々が次代に安心して安全で暮らす社会というのをプレゼントとして渡していく責任は、我々大人の世代にあるものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

読んでいただいている、本当によかったなと思っています。やはり、リーダーの動きによって、ここまで変わるんだなということをしごく思ったわけですね。

私は、本当に今、いろいろな問題を抱えて市長も動いていただいておりますが、レモンガラスのことも、上勝町の葉っぱ産業のように、いろいろなきっかけをつかんで、いい産業になっていけばいいというふうに思っていますし、何かしら仕掛けていただいているところには、樋渡市長と上勝町の町長の斬新なやり方というか、そういうところがしごく一緒にのように映ったから提案しているんですが。

やはり、今言われたですね、できない理由を言えばたくさん挙がると思うんですが、やはりこの町長もそうだったと思うんですが、上勝町は高齢化率48%ですね。人口、武雄が5万3,000人と私もわかっていますが、何か考え方では、上勝町の2,000人がこの武雄市に置けば26地区あるというふうに考えれば、本当にできないことではないというふうに私は思います。

このやり方が、やはりリーダーである市長が本当にやるか、やらないか。循環型社会をつくらうか、つくるまいかじゃないですけど、本当、そこ一つでこの町が変わってきているというのを物しごく感じたわけですね。だから、そういうところにしごく私は樋渡市長に期待するところがありましたので、今回上げさせてもらっているんですが、見解をもう一度お聞かせください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

質問を伺って、なるほどなと思いました。私も、やはり市長という立場で、やはり1つのユニット、固まりというのは、どうしてもやっぱり5万2,000人という固まりで見てしまうんですね。ですが、先ほどおっしゃったように、例えば、2,000人で見たらどうだろうかといったときに、2,000人で区切ると、武雄市の場合、26になると、区町区で言うと108あるという単位からすると、まず、これは1つの提案で、これは事務的にもちょっと検討を開始しようと思っておりますけれども、ある1つ手を挙げていただくところ、例えば、今山地区であるとか、例えば、黒尾地区であるとか、そういうふうに手を挙げて、これでやっていくといったところに対しては、我々としては補助金をきちんと出していくということで後押しをします。それとともに、そういうふうに分類していただけるようなところについては、例えば、目標を立てていただいて、例えば、資源化率が50%いったときには、じゃあ、これだけの分別のための費用がかかるから、これは出してくださいといったことについて応じると。

だから、武雄市の場合、ある意味、巨象です。大きな象さんだというふうになると、まず、動きたいと、動ける地区から手を挙げていただいて、そこで我々が後押しをして、そこにいろいろな、例えば、宮野とか昭和とか、いろいろなところがついていくと。これは例えです。ついていくというのが、これからの多分、環境社会の1つのあるべき姿かなと。

環境社会というのは、私が思うに、今までは大量消費社会とやっぱり逆ですよ。大量消費社会というのは、例えば、一気にどっとやるというのが多分、大量消費社会の哲学だったと思うんです。しかし、この環境社会というのは、なるべく小さくと、優しくということ。それは、ある意味、小回りのよさだと思うんですね。まず、やろうと、やりたい人たちがまずやっていって、それは行政が後押しをしていって、それに追随していくという形が、恐らく山口裕子議員がおっしゃっていることかなと思って、それが1つは日本における上勝町なのかなということだなぞらえて私は理解をし、これはちょっと事務的に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

前向きに答弁していただいて、ありがたいです。本当に、できない理由を言えば切りがないと私は思うんですね。20年前に、これを続けると環境はこんなふうになってしまうという、なってしまうという状態に今なっているような気がするんですね。もうキャッチフレーズとかスローガンはもう飽き飽きというか、本当にやるか、やらないか、市長がそう思っているのかというのは、私は、すみません、厳しいかもしれませんが、本当に聞きたくなるわけです。

ごみというのは、ごみを税金で処理しているということは、多く消費して多くのごみを出す人と、少なく消費してごみの減量に努めてリサイクルに一生懸命になっている人、その支払った税金で処理をする不公平さがやっぱりあるわけですね。だから、今度、西部ブロックでもそうだと思うんです。5市4町ある中、そういう意識の差というところが出てくると思うんですね。

だから、ぜひ樋渡市長には、やはり循環型社会計画というのを、ただのスローガンじゃなくて、本当に目指すところの数字を求めて、4市5町をリーダー的に引っ張っていったら、27年の稼働に向けてほしいというところを、私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、4市5町の組合の副管理者であります。伊万里市長が管理者で、私が副管理者でありますので、それは伊万里市長とよく相談をしながら、リーダーシップは発揮していきたいと思っております。

幸いにして、武雄市議会からも松尾初秋議員、そして牟田議員、そして古賀副市長が議員として、この組合の議会に名を連ねられていますので、力強い応援をいただきながら、そういった理想に向けて、できない理由ではなくて、できる理由をきちんと行って、向かっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

ありがとうございます。

本当に、これはまだはっきりしていないということですが、一応予定では西部ブロックの中で、武雄市の負担額が22億円というふうに記載しています。今、武雄市の1年間のごみ処理代というのが3億円ですね。もう上っているんじゃないかと思えます。本当に、ごみを減らしてリサイクルしようといって活動している人から見れば、これがごみ産業と、ごみをつくり出す産業のほうに移っていくというか、減らす、還元するというほうにお金が使われていないんじゃないかというふうに感じてしまうわけなんですね。だから、ぜひとも、この西部ブロックの計画をもとに、大幅にごみの量が減らされる、許容能力に無駄のないような炉の建設をしていただきたいなというふうに、私は思っております。

今も言われましたが、本当に市長を初め、西部ブロックの関係者ですね、随時というか、やっぱりこういう決定していったり、何か市町村にもいろいろな問題が上がってきたとかい

うときには、必ず議員たちにも報告をしていただきたいというふうに思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、2番目の、同じような問題になるかもしれませんが、先ほど来から上がっております武雄市の循環型社会計画についてお尋ねします。

プラスチック類が今度、リサイクルに向けて始まっておりますが、いろいろな戸惑いの中にお尋ねに来る方とかいろいろありますが、そのプラスチックのリサイクルの状況と、これをどれくらい集めて、目標数値とといいますか、どういうふうにリサイクルになっていくんだとか、どんなふうな商品に生まれ変わっていくとか、そういうことがわかればお知らせください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、数値から申し上げたいと思います。

プラマークの表示のついたプラスチックの分別収集の実施については、6月が1万3,400キログラム、7月が2万1,250キログラム、8月が1万9,750キログラムとなっております。当初の計画では、導入の初段階であり、月に14トン、すみません、さっきはキログラムで申し上げましたが、13トン、21トン、19トンとなっておりますけれども、14トンから6トン以上上回っていると。今は、月20トン程度で推移していきだろうということになっていきますので、もう6トン以上ふえているという意味からすると、市民の皆様たちに本当に御理解と御協力をさせていただいております。

その上で、今ちょっと問題なのは、指定プラ以外のものが混入されていますので、さらに分別精度を上げるように周知広報をしていきたいというふうに思っております。これは、身内なのでどうかと思いますけれども、環境課が本当に頑張っており、土日にいろいろなところに行っても、一番会うのは今、環境課です。そういうことで、本当に職員が頑張っているということは、私としてもうれしいことだし、当然と言われれば当然かもしれませんが、さらにそういう説明会というのをふやしていきたいというふうに思っております。

そしたら、どういうのに使われているかということについては、まず、日本容器包装リサイクル協会を通して再生商品化がされています。一番多いのは、例えば、フォークリフトで荷物を搬送する際に使用されるパレットであるとか、少なくとも私が見たところによると、おふろに行くときのあれ、何と言いますかね。おけ……。

〔3番「洗いおけ」〕

洗いおけであるとか、身の回りにもいろいろなものがふえています。ただ、じゃあ、使い勝手はどうかといったことについては、これは少しちょっと重かったり、色が灰色ぽかったりしますので、これはちょっと消費者の理解を求めていく必要があるだろうということで、

私といたしましては、今後、これは東京の東急ハンズ等が、あるいは西武ですね、これを中心として出していくということも聞き及んでおりますので、なるべく加工してデザインがよくて使い勝手がいいものにしていくと、そういうものにしていくということにして、これでもきちんと出せば、言い方は悪いかもしれませんが、お金になると。そのお金によって、さらに循環ができるようにしていきたいと、このように考えております。

いずれにしても、再生するものは使われなければ意味がありません。そういう意味で、デザインとか色とか使い勝手がいいものについても、私たちとしても研究していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

やはり、リサイクル化するとき、これだけすると、やったという達成感とか、そういう形が市民にわかるのが一番いいなと私は思うんですね。プラスチックを分別することで焼却のごみがこれだけ減りましたということで、これは要するに20トン近くとか出ているわけですから、それだけ焼却しないでリサイクルになっているということですよね。やはり、そういう商品になったものも、どこかで、支所なり何なり、こういう商品になっておりますみたいな形で目に見えたら、もうひとつリサイクルに力を入れようかなという形が見えると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

そのとおりだと思いますね。私も、これは市長になってからすぐなんですけれども、なかなかイメージが浮かばなかったんですね。これがどういうふうに再生されていくかというのがよくわからなくて、ある方から、これはこうなりますといったことで、さっきのわけであるとか、おふろのいすであるとか、もちろんペレットも見せてもらいましたけど、ああ、こうなるのかと。れんがもありました。だから、そういうふうに、皆さんたちが分別をして、きちんと出していただければ、こういう製品になりますということになれば、もう目に見えて、ああ、こうなっていくんだと、自分たちが分別したものが、こう世の中に役立つものに変わっていくんだというふうになると。それをまた我々がきちんと使っていくということが、それが本当の意味での循環型社会のあらわれかなと。それは苦しんでやるものじゃなくて、楽しんで、実感としてできる、そちらのほうがやっぱり広まりやすいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

本当に、再生品とかなると、やはり値段が普通よりもちょっと高かったりするわけですよ。見た目もちょっと劣っていたりとか、そういうことで、リサイクルしてもなかなか商品がはけないとかですね。だから、そういうところに武雄市民の方がこれを集めて、こういう形になりましたと、本当に普通よりもちょっと値段を下げて、ちょっと補てんしてというか、皆さんがまたそれを再利用できるような、しやすいような形、それが循環の進めというか、そこにお金を充てていただくというか。そういう形をとっていただくと、もっとみんながわかりやすいし、利用しやすいんじゃないかというふうに思いますので、そういう進め方をよろしく願いいたします。

2番目に行きたいと思います。

自治体が行っているところをちょっと私は知りませんが、NPOとかそういう形では、バイオエネルギーですね、てんぷら油とか、事業所の廃油の利用ですが、そのバイオエネルギーですね。車をそのガソリンで走らせるとか、保育園のバスがそれで走っているとか、そういう施設、バイオエネルギーを生み出す施設というか、市としてはそういう形はないでしょうか。計画ですね。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

バイオエネルギーの計画は、本市としては今持ち合わせておりません。ただ、幸いに、北方町のNPO法人つくしの里ですか、こちらのほうでその分を実際今、計画されておりますので、そちらのほうに期待したいというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

部長の答弁に補足をいたします。

今、NPOのつくしの里が一生懸命頑張っておられます。言い方はちょっと悪くなりますけれども、これが広がりが出るかどうかについては、我々は注意深く今見えています。その上で、これが広がりが出てきて、これは、どこもまね可能であるといったときには、これはちょっと計画化していきたいというふうに思っております。

行政の悪いところは、何か計画を立てて、それに応じて無理やり引っ張っていくといったのが旧来型の行政だと思っておりますけれども、むしろ環境の場合は、実現可能なところが出てきて、それがだんだんアメーバのように広がって行って、そのアメーバの広がりをさら

に広げていくことが計画だというふうに思っておりますので、私は今そういう観点で、つくしの里に注目をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

私もちょっと知らなかったんですが、今、北方のほうでそういう形でやっておられるんだったら、ぜひとも模範になるようにというか、どんどんそれが広がっていくような形で進めていただきたいなというふうに思います。ガソリンの高騰などもありますし、やはりこれが開発のほうが進めば、いい循環型社会の一步じゃないかなというふうに思います。

3番目に、生ごみですね。

生ごみを今、本当に、先ほどじゃないですが、焼却しているわけですね。これが全体の焼却している量の、武雄市で30%から35%、それぐらいの量を焼却しています。これを本当に資源化すると、堆肥とか、何かやり方では飼料ですね、鶏の飼料とかも上がっているんですが、飼料とかに変わって、すばらしい成果を上げているところもあります。武雄市がその生ごみをリサイクルするというふうに動けば、全体のごみの量が30%、簡単に30%減ると、今19.4%とすると、50%のリサイクル率になってくるわけですね。上勝町のほうは、やっぱり畑とか山とかあるところは、生ごみって簡単に処分できるんですが、全世帯に8万円かかる生ごみ処理の機械ですね、それを1万円の補助で全世帯、98%ですが、これで処理しているわけです。プランターとか公共の、できた肥料はそういうところに使ったりして利用ができていますね。

だから、生ごみのリサイクル化を進めるというところで、何か提案が欲しいんですが、堆肥化とか飼料にするところの話はいかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これも、ちょっとここは山口議員と見解がずれるかもしれませんが、私はまず、これは個人がきちんとやっていく話だというふうに思っているんですね。やはり、どこか大きいところがばんと集めて、どこかばんとやるよりは、こういうふうに変わっていくんだと、例えば、生ごみが堆肥に変わっていくということを個人の皆さん、家庭の皆さんが体感していただくことが、私はこの生ごみに関しては大事だというふうに思っています。

その上で、今、武雄市としては、生ごみ処理機等の購入補助制度というのがあります。私も、これは質問レクで初めて知りましたが、市民の皆さんの関心が非常に高くございます。特に、電動生ごみ処理機、大体これぐらいの大きさのものがありますよね。これが、

今年度、これまでに30台購入をされていて、補助制度、限度額が2万円なんです。これで私は反省をしました。市長が知らなかったということでもありますので、これはどんどん広報していくぞと。それともう1つが限度額を引き上げたいというふうに思っております。これをするによって、家庭にまず入るということで、生ごみを選別しながら、こういうのに使っていこうとかいうふうになればいいなというふうに思っております。もう少し、これは早く気づけばよかったかなと思っております。夏場は特に供給がふえるというのは、家電メーカーからも聞いておりましたので、少し遅いかもしれませんけれども、限度額を市としても上げる方向で検討をします。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

生ごみ処理機って、私もこれ知っていたんですね、こういう補助があるということですね。だけど、やっぱり知らない人も多いですね、あと、コンポストとかEM菌で処理するのも補助があるんですが、やはり知らないで利用していないという人も多いです。あと、利用した人は、やりにくいというか、そんなに効果が上がらないとか、電気代が高過ぎるとか、何かそういうものも言われている方がいらっしゃるんですね。だから、ちょっと、容量がどれくらいかわかりませんが、まずそれは家庭に適應して、アパートとか、そういう方たちはこういう処理機がいいでしょうし、やっぱり畑とかある方はコンポストがいいでしょうし、できるだけ資源化しましょうとか、生ごみは燃やすごみとして出さないで資源化しましょうという動きを私はお知らせしてほしいなというふうに思います。

表示が、ごみ分別の中で、燃えるごみと燃えないごみとかいう表示ですね。どうしても燃やさなければならないごみというふうに出すのが本当なんですよね。でも、燃えるごみという、何でも燃えますから、何でも出してしまいますよね。そこら辺の意識の違いで全く、リサイクルというか、循環に一生懸命しないといけないという人の思いですね、意識とか価値観とか、そういうのが変わっていかないんじゃないかなというふうに私は思っています。

最後になりますが、本当に生ごみのところでは、地域でもいいですので、何かいい、微生物とか、いろいろな形で発酵して堆肥にしている方とかいらっしゃいますので、小地区に分かれて、こういう形で堆肥になりますとか、そういう形でリサイクルができたらいいなと思っておりますので、ぜひとも進めていただきたいと思っております。

4番目になりますが、本当に、総まとめではございますが、一生懸命していたら、どこかにぶち当たってきますね。どうしてこういうふうにならないんだろうとか、こういうもののやり方がいけないんじゃないんだろうとかですね。私も今回、この町長の本を読んで、できないと思っていることとか、もう常識みたいなところを破っているところに、本当にそれがリーダーとして、それを引っ張っていつている。ごみはすべての問題だと思うんですね。一

人一人が意識する、自分たちの税金でこれが賄われているというか、捨てるものに税金を使っているわけですね。だから、それをできるだけ減らそう、その浮いた分を未来の子どもたちにいい形で残してあげようとか、そういう意識ができるような広め方をしていただきたいなというふうに私は思っております。

何度も言いますが、やっぱり、そこは市長がやるか、やらないかだと思っているんですね。だから、ぜひ、スローガンとかキャッチフレーズだけでなく、本気になって取り組んでいただきたいと思います。27年度稼働するときの、西部の広域化計画ですね、本当にそれに反映をしていただきたいなと思っておりますが、もう一度お聞かせください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

同感です。基本的に、これはトップである私がどういうふうに思うのかと、それとどういうふうに行動するかということにかかっているというのは、もう同感です。ただ、これに加えて、私一人では、これはどうにもこうにもなりません。ですので、少なくとも、先ほど申し上げた、これは今山区と言ったほうがいいのか、もう少し分けてやるのがいいのかわかりませんが、ぜひ、きょうケーブルワンをごらんになられている方で、この地区でやっていきたいという方があったら、ぜひ一緒に、一緒に取り組むということが大事なのかなというふうに思っております。これがミクロの話です。小さい話。

それと、マクロの大きい話からすると、さっき話がありましたように、余りどでかい焼却炉は、これは維持費も、燃料費も、本当にかかります。ですので、そういう意味からすると、なるべくコンパクトで燃料費がかからないというのは、ごみを出さないということですので、これはあわせてハードの面、そして気持ち、ソフトの面、両面にさまざまなところで議論をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、どこか1つ成功例があると追随していくと思うんですね。だから、その成功例になるためには、やはり、私だけじゃなくて、手を挙げていただいて、一緒にやっていくような地区が出てこないかなというふうに、私自身は期待をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

ありがとうございます。本当にしつこかったと思いますが、これは市長のごみに対する認識というか、循環型社会にどのように取り組んでもらうかの思いの差だと思うんですね。それで、これがみんな同じように税金で賄われていますよね。ドイツなんかは、自分が持っていったごみの量をはかって、それが料金ですよね。そうなれば、わかりやすいと思うんです

ね。だから、私は、たまたま今、婦人会の支部長をしまして、今山は週に1回、ごみ集めに来ていただいています、ほかの地区は2回とか来ているわけですね。そういう声が上がったときに、本当にリサイクルをして、生ごみとかは自分たちの畑とかに入れて、減らすことに努力することを私は伝えているんですね。1回でも、においがするし、汚いから、2回にしてもらおうよって。でも、2回にしてもらおうということは、2倍のパッカー車が要って、2倍の人件費が要るということですよ。そういうことを言ったら、ああ、本当だねということで、リサイクルを、紙とかなんとか入れて出していたものをきちんとリサイクルに回したりとか、生ごみは畑に入れたりとか、そういう動きが出てくるわけですよ。そういう認識のないところは、2回で足りずに、3回お願いしますって、何かそういうのっておかしいよねというふうな市民の格差というか、そういうところも出てきますので、いいモデルとか、そういうのができたら、そういうところを推進したりして、それができたところへ何かの還元があるとか、そういう形をぜひ取り組んでいていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そしたら、2番目の教育問題に移らせていただきます。

8月の新聞に載っていたわけですが、小学校、中学校の長期欠席者、30日以上を長期欠席者ということだそうですが、不登校生とかも呼ばれておりますが、一応、武雄市の現在の状況をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

年間30日以上欠席をしている児童・生徒で新聞記事も書いてあったと思います。19年度、小学校9名、中学校59名、このうち、小学校の場合、全く行けなかった子どもさんが9名中5名、それから、中学校59名中13名と、数としてはそういうことになっております。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

新聞に佐賀県の状態も書かれていて、中学生のほうもふえているということでしたが、武雄市においては、小学校も中学校もどういう推移であるか、お聞かせください。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

19年度の数値を申し上げましたけれども、17年度が小学校6名、中学校37名、18年度が小学校5名、中学校48名ということで、19年度は小学校も中学校もかなりふえているという状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

県のほうも、全体として中学生がふえているということで、武雄市もそういう数字になっているようです。

学校の側としても、いろいろな対策をされておると思いますが、今、武雄市のほうではどういふ対策、そしてまた、それがどういふ傾向にあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

取り組みとしては、少し長くなりますけれども、よろしいでしょうか。

〔3番「簡潔にお願いします」〕

まず、どうしても各学校での取り組みというのが一番でございます。だれに相談しましたかとなりますと、やっぱり担任とか養護教諭とか友達というのが現実が多いわけでありまして、とにかく各学校で精いっぱいのことをやろうということを言っております。

まず、その中でも、やっぱりわかる授業をしてほしいと、楽しい学校づくりをしてほしいということを言っております。先日、パネルで出しましたけれども、学力調査で全国的にも高かった都道府県では、不登校の子どもたちの数も低いというのが結果的に出ておまして、そういう面では、やっぱり子どもたちが楽しくなる授業を真っ先にやってくれということをお願いしている。それから、保健室や相談室での対応、それから、当然であります、家庭訪問をしたり、電話連絡をしたり、保護者の方と相談をしたりということでございます。それから、学校には、カウンセラーの先生、アドバイザーの先生が入っていただいておりますので、面談や指導をしていただいている。それから、学校は当然、サポートチームを組織して組織的な支援ができないかということでしていただいております。もちろん、研修もしてもらっておりますし、近年は特に、中学生になってふえると、いわゆる中1ギャップの一部分であります、そういう意味で小学校との連携ということを特にお願いしているということです。

また、教育委員会としまして、御存じのとおり、清香奨学会様の全面的な御協力をいただきまして、もう長年なりますけれども、学校適応教室スクラムを開設しております。2名の指導員の先生方、本当に献身的に頑張っていただきまして、子ども相手でありますので、夜間になったり、休日になったりということで、御苦労いただいております。また、その保護者の方も、一緒に勉強会を開いたりということで対応しているところでございます。

それから、19年度から、問題を抱える子ども等の自立支援事業と、これは文科省の事業でございますけれども、2名の訪問指導員の方が家庭訪問を行って支援をするということであ

ります。それから、この事業の事務局カウンセラーとしてもう一人いらっしゃいますので、保護者の相談に応じたり、親の会を開いたりということではしております。

それから、この機会にぜひ申し上げたいんですけども、3つ目としまして、スクールソーシャルワーカー事業というのを9月から開始いたしております。これも文科省の委嘱事業でございますが、指導員の方を3名、カウンセラーの方を1名で、保護者の方や子どもたちの相談、支援を開始しているということでございます。北方支所の3階に事務局を設置させていただいております。

それから、4番目としては、心の教室相談員の方を北方中、山内中学校に行っております。それから、このようなパンフレットも保護者の方に配布いたしております、相談できるような体制づくりということではしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

3番目は、その支援の方法とかという形で私はちょっと上げておるんですが、やはり、本当に、子どもの数は減っているんですね。それで不登校とか、こういう形で欠席者の数はふえていっているわけです。小学生の高学年とか中学生で、やはりこういう状態がなる場所の原因ですね。どこを解決すれば、こういう形がなくなっていくのかとか、そういうかかわっている先生方とか、本当、一生懸命になさっていらっしゃると思うんですが、やはりそういう子どもたちがなくなるような支援をしなければいけないんじゃないかというふうには私は思っているんですけど、そういうことに対してはいかがでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

お話しになりましたように、増加しているということは全国的な傾向でありまして、各学校、各地でいろいろな試みがなされております。原因としまして、学校、友達、学習面、あるいは家庭でのこと、いろいろなことが原因になっておりまして、先般も問題になりましたけれども、例えば、学校裏サイトなどというのも、いじめや不登校に直結するというふうな話もあったわけですが、現実に市内の中学校の裏サイトというのも、消去はお願いしてはいますが、現実にあるわけです。いろいろな要因が絡んでおりまして、これといった対策はないわけですが、先ほど申しましたようなことで学校に復帰したり、登校回数がふえたりというのは、地道な努力の上に実際にそういう子どももたくさんいるわけでありまして、また、昨年度末、武雄中学校、話を聞きましたら、それまで行けなかった子どもも全員、卒業式には出られたというような話もあつたりします。そういうことを聞きますと、本当に、どうかして何か方法はないかなということで、皆さん方、頑張っているという

状況であります。

いろいろな方策はあると思いますけれども、例えば、年齢に応じた発達上の課題ですね、そこをやっぱりできるだけ体験しておくことは大事なことなんじゃないかなというふうに思っております。通学合宿なんか、きょうもあっているんですけど、何カ所か行かせてもらいまして、やっぱり子どもたち同士、近所の人同士、声かけ合っている、そして、やっぱりそういう社会性、体験、広がりの中で支えができるんじゃないかなというように思っております、そういういろいろな面での御苦労いただいていることを紹介しつつ、対応していきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

議員さん方も、子育て支援というところで、いろいろな支援の仕方を言っておられますが、やはり根本というか、基本的な親のかかわりとか、そういうところに1つは大きな原因があるんじゃないかなというふうにも私は思うんですが、中学生ぐらいになってから、やっぱり吹き出てくるわけですよね。乳幼児とか、せめて3歳まではとか、せめてしつけの9つまではとか、どれだけ親とかかわっているかとか、どれだけ家族と安心して過ごしているかというところに、何かそういう子どもさんたちとかかわって、とても心がすごく寂しかったり、そういうところの原因も多く見られるなということも、私もスクラムさんとかのボランティアとかに行ってみるんですが。

1つ、これ、ちょっと市長にもお尋ねしたいんですが、前にも言いましたが、私の子どもが26歳になりますが、上の子のときからすると、今はいろいろな面で乳幼児医療とか、そういう補助金、お金の面では本当に随分な支援ができていると思うんですね。だけど、それが増せば増すほど、子どもとお母さんが一緒に過ごせる、そういう時間がふえればいいんですが、医療費が少し楽になったから、その分、お父さんでもお母さんでもいいけど、子どもと長くいられるとか、時間をつくることができるとか、そういう対策になっていけばいいなというふうに私は思うんです。

だから、学童とか、いろいろ支援を受ければ受けるほど、家でお母さんと話す時間はほんのちょっとしかなくて、だれと話しているかという、やっぱり塾の先生とか、学童の指導員の先生とかですね。それで、もう夜はお母さんと話す暇がなかったとかですね。何かそういうところに少し問題があるんじゃないかなというふうなところもうかがえるんです。指導員さんの話を聞くと、本当に子どもたちがよく我慢していたりして、お母さんがお仕事で迎えに来てもらえないからとか、そういう意見も多い、子どもから見ればですね。

本当に、子どもにとっていい支援というか、そういうところを考えたときに、私は、せめて1歳まででも2歳まででも親がかかわって子育てができる、親業ができるような環境を整

えてくれる支援がいいんじゃないかなというふうに私は思います。それはお金の面の支援だと、1歳まで親が見た場合は、1人につき月に1万円補助するとか、そういう支援があれば、慌てて仕事に出ていなくても、ゆっくり子育てができるとかですね。あと、男女共同参画のほうから言えば、旦那さんがちゃんと育児休暇が安心してとれるとか、そういう形で、せめて親が本当にゆっくりと子どもにかかわれる時間をふやす支援といいますか、そういうのが私は必要じゃないかなというふうに思っています。

だから、今、市のほうである支援としては、ブックスタートですね。ただ本になれ親しむというだけじゃなくて、おひざの上でゆっくり、お母さんはゆっくり子育てしてくださいねというブックスタートも1つあるんですね。私も、そういうことはすごく、若いお母さんたちに支援の1つとしていいなというふうに思っています。あと、北方の支援センターの利用とか、あといろいろなサークルがあります。そういうところに支援していったり、できるだけお母さんが多く、小さいときにかかわれるような支援をしていただきたいなというふうに思っておりますが、市長の御意見をお聞かせください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これ、ちょっと、行政の長としてお話しするのが適切かどうかわからない問題だと私は思います。非常に難しい御質問をいただいたというふうに思っているんですね。

恐らく、私は思うんですけども、どれも解決策はないと思うんですね。政策によって、1つの政策をして、これが解決しますとか、あるいは、これをやって、これが解決しますというのは、これは多分なくて、あくまでも政策というのは、子育てをやるうちの補完的なものにしかないというふうに思っているんですね。だから、私はそういう意味で、政策というのは、実は余り期待をしておりません、この件に関しては。それよりもむしろ、保護者の皆さん、お父さん、お母さんがどう思うかだと思うんですね。

だから、そういう意味で、我々がやらなきゃいけないことは、お父さん、お母さんが、さっき山口議員がいみじくもおっしゃったように、私は子どもはいませんので、触れ合う期間というのはこんなに大切なんだという教育をしなきゃいけない、私はそういうふうに思っています。

私自身のことを言えば、私のうちは3世代で、両親が共働きで、私はじいちゃん、ばあちゃんに百姓をしながら育てられたという、これが物すごく、やっぱり自分の、おっしゃったように、原体験としてあって、いまだに夢に見ます。起きたら現実に引き戻されます。そういう意味で、やはり触れ合う期間というのは大事だと思うんですね。ただ、これは山口議員とちょっと違うかもしれません、私が男だから思うかもしれませんが、その触れ合うというのは、やっぱり今、経済的にこんなに厳しくなってくると、両親とも働かなきゃいけ

ないということは、これはあろうかと思えます。ですので、言い方は悪いかもしれませんがけれども、お父さん、お母さんの補完的な役割をする方、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんであったり、僕もよく怒られて、池にほうり込まれましたけれども、近くの怖い雷おじちゃんとか、そういう方々との触れ合う機会というのをきちんとやっぱりつくらなきゃいけないというふうに思っております。

いずれにしても、これは非常に難しい問題だというふうに認識はしておりますけれども、なるべく多くのことに、我々としてはチャレンジしたいということは思っております。チャレンジしながら、これは本当に効果があるといった場合には、それはどんどん広げていくということで、これはやっぱり試行錯誤しながらやる課題なのかなというふうに思っております。

長くなりましたけど、以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

○3番（山口裕子君）〔登壇〕

本当に、私も失敗だらけで子育てをしてきておりますので、子どもと向かい合いながら、いろいろ切磋琢磨してきているんですが、子どもと向かい合って親になってきたな、親というか、本当に親1年生からスタートして、この親になる作業といいますか、そういうところが今欠けているんじゃないかなというふうに思っていて、いろいろな支援はあるのに、何か状況は、子どもたちにとっては悲しい状況が生み出されてきているんじゃないかなというものを思いましたので、今回また言わせていただいたわけですが。

本当に、夜間保育補助をお願いしますとか、病後児保育をお願いしますとか、何か私が思うと、病気のと看ぐらいは親と一緒にいてあげるのが一番だから、そういうときに支援できる方法、親と一緒にいてあげられる方法の支援はないかとか、夜の不安なときには、本当に、そういうときだけでも親と一緒にいられるような方法はないかとか、何かそちらのほうの支援をいつも思っているわけです。

いろいろと難しい問題をお願いするばかりでしたが、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（杉原豊喜君）

以上で、3番山口裕子議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、10分程度休憩いたします。

休	憩	14時42分
再	開	14時54分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番宮本議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

これより、6番宮本栄八の一般質問をさせていただきます。今回は、皆さん、私の質問項目数が少ないなというふうに思われておりますけれども、きょうはさっさとやっていきたいと思えます。

まず1番目には、市民病院の問題について、2、レモングラスの事業計画提出について、3番目、区画整理について、4番目、下水道等について、5番目、土地利用計画について、6番、屋外広告物関係についてです。

今回、第1番目の市民病院の問題については、一番最後に回させていただきます。

では、まず、レモングラスの事業計画提出についてです。

私も、市長がレモングラスを紹介される前に、私もレモングラスは好きなほうでありました。市長がレモングラスの苗とお茶を持ってこられて、これ何かわかりますかと言ったときに、私はもうすぐにぱっと答えました。皆さん、多分知らんやったと思いますが。だから、基本的に、そのレモングラス自体を私が好きか嫌いかと言えば、どちらかと言えば好きなほうでした。

でも、私が好きなやつは、意外と消えていくんですよね。例えば、昔、好きなやつでハイビスカスウオーターとかあったんですよ。ハイビスカスウオーターというのは、ハイビスカスからつくった飲み物で、アセロラドリンクみたいな感じで、意外とおいしいもので、それも好きだったんですが、それはちょっとなくなっていったんですよ。その次は、大塚製薬ですかね、ジャワティストレートも私は好きだったんですよ。でも、それも、好きな人は好きだったと思うんですけど、なくなってしまった。昔を言えば、ドクターペッパーって好きだったんですよ。こっちは余り売っていないかもしれんけど、東京のほうではコカ・コーラ製品でドクターペッパーとってですね、それもちょっとなくなったということで、ちょっと嗜好に私がとられ過ぎているのかなというふうな感じも持っておりました。でも、レモングラスをするということだから、はなから否定は私はしておりませんでした。

それで、まず、特産品づくりに関してですが、私、一番最初議員になったとき、平成7年だったと思うんですけども、そのときには、新人は産業委員会というふうな感じもありまして、産業委員会に入っておりました。そこで、産業委員ですので、農業のこともしましたし、私も市民農園の第1号の利用者というか、開設当時の利用者ですもんね。スイカもつくったこともあります。そのとき、谷口議員も、同時に谷口農園とってから、いっぱい竹の棒を立てて、立派につくられていて、子どもさんの名前をつけた農園を1つずつつくられておまして、私のほうは無農薬とか無肥料でしたもんで、もうちょっと、虫は寄ってきて、皆さんに大変迷惑をかけてしたというのを覚えております。無農薬とか無肥料の大変さとい

うですかね。もう全滅しておるわけですよ。そういうことをやっておりました。

それで、そのときに、宮崎県の西都市というのがあるんですけども、そこはピーマンの物すごい産地で、熊本県の植木というところもスイカの産地ですよ。私は、そのときに、いや、そういう武雄市と余り規模が変わらないところでも産地づくりができていないじゃないですかということ、そのときに末次農林課長とって、こちらの今の現職員さんのお兄さんに当たられるんですが、物すごく理論派なんです。私も結構言うほうですけども、その末次氏の話の聞くと、ああ、そうかなと、やっぱりそうかなというふうな感じで感心させられるんですよ。私が、どうせ農業するなら産地づくりをしたほうが、もうどっちみちいいんじゃないですかというふうなことをずっと提案していたんですよ。

そしたら、その末次氏が言うには、武雄程度の中山間地というのは、逆に米も立派なものができる。だから、全体が産地化するのはちょっと難しいのではないだろうか。そしてまた、もう1点は、行政が産地化を進めると、見込みが外れたときに、そういう行政が責任をとらんといかんようになる。だから、行政主導じゃなくて、農協なり集団でされる方を応援するのが得策ではないかということ言われて、私も産地づくりの提案をそのときに断念したような格好になるんですよ。

それで、ずっと日々を過ごしてきて、今度、樋渡市長が市長になり、若者の農業定着のためには収益のある作物をつくらんといかんということで、収益率が高いとって、最初は苗が20円ぐらいで、東京のほうでお茶になれば千幾らということになり、高付加価値ということで、それがいいんじゃないかということで推進していくということでスタートされたわけです。私も、ちょっと半信半疑なところもあってですね。でも、半信半疑でもされるということだったら、ちょっと見ておこうというふうに思っていたわけです。

それで、結局、スタートして、タイから苗を輸入した。そしたら、いろいろ聞いていたら、関税とか、商社とか、いろいろ絡んできて、結局、二、三百円と言われるわけですよ。そしたら、ホームセンターに、それは小さい鉢ですけども、200円で売ってあるのとほぼ変わらんような感じになってですよ。それは、そっちをかうてきたが早かかなというふうな格好になっていたと思うわけです。

そこで、結局、担当者に、ちょっと話が違ふよと言ったら、いや、この苗を1年間育てて、1年は要らんですけども、育てて、小さく分けつして、1個当たりを二、三十円にするから待っておってくれということ言われたんですよ。それで、そういうこともあったんですけども、そのとき市長の言う、手間のかからず高付加価値の商品と言われるけど、ちょっと不安を感じたんですよ。本当にいいのかなと。

そこで、私があらかたの事業を始めるなら、事業計画なり収支計画を、例えば、個人でするときでも、銀行とかなんとかに最低提出はせんといかん。ということで、計画書とか収支計画を、事細かじゃないですけども、ある程度の目標といいますか、それを出さんと、

進めてから、後戻りせずに、迷惑かけるようになったらいかんということで言っておったわけですよ。そしたら、担当者の話としては、まだ手探りの状態と、だから、今のところは全然そういうのは書けませんということで言われたもので、ちょっとそれは余り通る話じゃないと思いますけれども、そしたら、ちょっとしばらく時間を置こうというふうな考えを持っておりました。

そういうふうにしてきたら、ある話によれば、もうことしはレモングラスの正念場の年だと。正念場といえ、結構、もうピークに上がるころだからですよ。そしたら、あらかたの、何世帯ぐらいの農家が作付をして、どこからどう出して行って、どうなるものかという計画を、詳細はいいんですけども、大まかな計画をやっぱり出してもらわんと、市がずっと、職員さん1人は500万円ぐらいするから、これを10年すれば5,000万円にもなるしですね。その辺のあらかたの計画を出していただきたいと思いますが、それについてお答え願います。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

レモングラスについては、一昨年の議会の中で市長のほうからレモングラスに取り組むということで、これについてはマスタープランの中でも、一応各事業項目の中で、特に収益性の高いやりがいのある農業の確立ということで、特に、ここでは農家の人口が減少とか、高齢化とか、そこら辺で、きのうもありましたように、耕作放棄地の問題とかありまして、中山間地に作付をして、今後振興を図っていこうということで、その中で、現在、ブランド品、特産品が市内で4品目あると、それを幾らかでもふやそうということで、総合計画の中で位置づけをされております。

そういうことで、昨年からはじめまして、昨年は1反5畝ぐらいの作付の面積で、昨年は試験栽培ということで、それで、ことしが2年目で、これについては1.9ヘクタールということで、面積的にもふやしております。

それで、まずはつくっても売らんことには商売になりませんので、昨年は試験でしたが、ことしはとにかく販路を拡大して、生産した分については確実に売れるということで、今職員も一生懸命頑張っております。そこで、ことしが、さっき言われましたように、正念場ということで、とにかく販路を拡大していきたいということで、これについては、7月に東京のほうのデパート、それから、9月から10月にかけて郵便局のカタログ販売ということで、そのほかにも若干問い合わせも来ておりますので、とにかくそこら辺のめどを早くつけたいということで今考えているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

部長答弁に補足をいたします。

基本的に、今までの農業の計画というのは、それを否定するわけじゃありませんけれども、まず川上から、これぐらいできるからつくって、あとは生産者の人が次、例えば、代理店であるとか、問屋さんであるとか、そういったところに売ってくんさいねということで、川上から川下に行っていたというのが今までの農業戦略だったというふうに私は思っております。私も、実家が兼業農家ですので、そういったことを両親であるとか、亡くなったじいさんたちが話していたというのは記憶があります。

その上で、私はこれでは、こういうやり方もあるかもしれないけれども、ひとつやっぱり挑戦をしたいということを思いました。それは、すなわち川下戦略であります。まず、川下で、例えば、伊勢丹であるとか、実は佐賀県のお土産、タイのタクシン元首相が福岡に来たときのお土産、これは武雄産のレモングラスでありました。佐賀県のお土産として古川知事がお渡しをして、それを持っていくのにてんでこ舞いになったというのを今さら思い出します。

そういう意味で、私は、そういうふうに国際的にも通用するという、それともう1つが、いろいろな販路を確定した上で、それで次は、私は実際、個別具体的な計画を、生産計画をつくっていく、それが今回のレモングラスのやり方だと。これについては、さまざまな批判はあるのも承知をしておりますけれども、まず、規模がそんなにまだ大きくないということから、宮本議員、挑戦をぜひさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私は、挑戦に反対じゃないんですよ。ただ、むやみな、一応行政が主導して皆さんに、結局、旗艦作物とってから、連合艦隊で言えば戦艦大和みたいになるわけでしょう、旗艦になるわけですよ、旗どころとなるわけですよ。今までお茶だって、結局、嬉野茶を最近ようやく武雄茶として、私たち議員も行政視察に持っていくときには武雄茶ですと、嬉野の近くですけども、ブランド的に確立しておりますよという形でずっと持っていったと思うんですよ。だから、ほかのそういうものもあるもので、一部だけをずっとされるというの、ちょっと問題もあるかなというのもあるんですよ。ある程度位置づけというですかね。それとも、お茶よりも大きな規模にされようとしているのか、その辺もちょっとわからないところがあるんですよ。

だから、大方のですね、詳細は要らんとですよ。大体のこのくらいの生産をして、売り上げをして、今のレモングラスの需要、ハーブ園でつくっている分があるわけでしょう、ある程度売ってあるやつがですね。その量を調べて、ある程度、国内での今の利用はこのくら

いあるから、伸び率としてこのくらいあって、幾らぐらいを生産するというのは、あらかじめの計算は出るんじゃないですかね。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

計画につきましては、昨年の12月に、一応レモンガラスの産地化計画ということで5カ年の計画はつくっております。ただし、さっき言いましたように、ことしで何とか販路を見つけて、ことし幾ら売れるかと、そこら辺を見きわめて、また来年以降についての作付の面積を考えていきたいということで考えております。

それともう1つは、先ほど、旗艦作物という話がありますけれども、これについては、農水省と、それから経済産業省における全国の農商工連携の88選に選定をされたとか、いろいろな注目を浴びておりますので、レモンガラスを先頭にして、例えば、10月ですか、東京のほうのビジネスサミットでの展開、これについてはレモンガラスだけじゃなくて、武雄の特産品、お菓子とか、そういうのも一緒にそこでPRをしていくということ、それから、福岡市役所の公園のところで販売をするとか、それについてもレモンガラスだけじゃなくて、ほかの商品も一緒に売り込みをしていくと、そういうことを考えておりますので、1つのPRの先頭に立つと、そういう気持ちで今やっております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

レモンガラス課についてお尋ねがありましたけれども、私は基本的に、これがひとり立ちをしていって、販路が広がって、生産者がさらにふえていくといった状態になれば、レモンガラス課は解体をしたいと思っています。それで、所期の目的は達成したと。次はイノシシだといった場合には、イノシシ課になるかもしれませんが、そういうふうには、今まではともすれば、何でんかんでんということをやっていた。それは否定するわけじゃありませんけれども、農業じゃなくて農産業とした場合というのは、必ず顔になる製品が私は要ると。それが、私はここ3年間ぐらいだと思っておりますけれども、レモンガラスであると。次は、私が想定しているのはイノシシだというふうには思っておりますが、次々に顔になるものをつくっていったら、それが自立した場合には次は民間活力でやっていく、これを武雄型のスタイルとしてやっていきたいと私は思っております。

いずれにしても、レモンガラスは武雄の農産品の顔になれるように、その顔だけでは話になりません。腕があって手があるというのが武雄の体だと思っておりますので、とにかく注目する点になるもの、これを私としては大事に育てていきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

そういう部分もあると思いますけれども、もう1点の視点は、私はあくまでも、ある程度行政がやられるのだから、皆さんに説明できる形といいますか、想定はこうなんですよと、違った場合にはこうなるんですよというのは、やっぱり税金を使ってやっている以上、あらかたのところは示さなければいけないんじゃないかなと思っています。

それともう1点は、私も、結局、嫁の実家のほうが農家でもありますし、分けつされたやつが20円かそこらで手に入れば、それをちょっと育ててみようかなと。売らなくても、まずは自分たちで飲めばまた、そういうのが定着して、北海道に今、豚丼が、その辺では牛丼を豚丼と言うとか、そういうふうにして、自分たちで飲んで、自分たちで高めていくということもあると思うんですよ。

そこで、私は、もう当然、分けつしたやつを平等に配られるというんですかね、農家の人、つくりたい人はだれにでも、市の税金で買った苗から分けつしたものだから、それはもう平等に販売されると私は思っておったわけなんです。しかし、最初、市長は、苗を盗まれるから非公開とか言われよったですね、つくっているところを。そして、あと、あけてみて、補助金申請みたいなことがあって、つくられている方というのは、一部の方がつくられておったということですよ。その一部の方というか、公平に、つくる方を募集されたんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

生産につきましては、昨年度は試験栽培ということで、中野のほうと、それから川内のほうで生産をされております。それについては、タイからの輸入の苗もございました。それで、ことしが本格的な栽培ということで、ちょうど昨年、タイから輸入したときに、冬を越さんといかんということで、ハウスの中に一応入れる必要がございまして、ちょうど中野、朝日町ですか、そのハウスがあいたところをお借りしたということで。あとは、やる気のある方というか、川内、それから中野、黒尾地区の方でやるという方が3名か4名おられましたので、そこにことし本格的な作付をお願いしたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

さっき、非公開の話が出てきたんですけれども、すみません、ちょっときちんと聞いていただきたいと思うんですね。

私が非公開というふうに申し上げたのは、西インド産と東インド産というのがレモングラスはございます。東インド産は、恐らく国内では武雄だけしかないというふうにタイの大使館から聞き及んでおります。この東インド産については、原則非公開で行っております。西インド産は、これはもう日本にもありますので、先ほど部長が答弁したような4カ所で今、山内も一部入っておりますし、今度、鳥栖市が行いたいともう言っておりますので、さらに広がっていくかと思いますが、ここで私の見込み違いだったのは、こんなにレモングラスが売れるとは思っていなかったんですね。ゆうパックについても、今伸びているんですね。驚くほど、いろいろ報道された後でも伸びているという状況からすると、やはり潜在的な需要が非常に高い。そういったことからすると、こんなに需要が高いとは思っていませんでしたので、これを農家の方々に適正な価格で分けつしてお渡しというか、売っていこうというふうに思っていたんですけども、できれば、やっぱり、まず御理解いただきたいのは、やはり商品としてどんどん出していきたいと。だんだんこれが分けつしていくに従って、一般の皆さんであるとか、宮本議員もかわいがって育てていただけたと思いますけれども、そういった方々にどんどん広げていくという戦略をとっていきなというふうに思っております。

それと、もう1つ大きな違いは、あくまでもタイから輸入したものは、ホームセンターのものとは違って、同じかもしれませんが、有機の無農薬であります。したがって、これについては、有機で無農薬のものをしっかりつくっていくということからして、商品になるものについては、そんなに広げられないという制約もあります。

いずれにしても、私どもとしては、その趣旨を理解してくれる農業生産者の方々を今後ふやしていこうと思っております。その上で、私は、だんだんそういったことをすることによって、レモングラスというのはすそ野が広がっていく。まだ、始まって、私が議会で申し上げて、まだ2年もたっておりません。もう少し時間をいただければありがたいと思っております。ラベンダーにしても、私が富良野市役所から聞くところによると、やはり10年かかったと、それでも早かったということも聞いておりますので、物すごいスピードで今成長して、ゆうパックを初めとして、物すごく今出ているということ、そして、喜んでいただいているということについては御理解をしていただきたい。その上で、計画については、その需要に応じてきちんと計画をつくっていくということをお約束したいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

もう売れているというわけですね。売れているんだったら、もう一部の人が結局もうかっているということですよ。広く皆さんに分けつして、みんなが自分の努力でするならいいですけども、一部の人がもう、その苗をいただけた方、1株幾らで購入されているんです

かね、その方だけが、ちょっともうかっているということですね。そして、その人たちがもうかった後に、皆さんしてくださいといったら、スタートが全然違うからですよ。生産者としては、最初から優劣がついたままスタートするんじゃないですかね。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

ことし、実際幾らか売れておりますが、まだ収益が幾ら出るかについては今からでございます。

それで、先ほど言いましたように、4つの地区で生産されていまして、その後、加工とか、それから商品化するために、今のところ、約30名程度の雇用が生まれているということで、そういうことからすれば、一部だけの人がやっているということではないと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

現場に出向いて思ったことを申し上げたいと思います。

非常に効率が悪い。上勝町から来られた、これは経産省の認定のアドバイザーで、世界の経営者の100選に選ばれている方が私どものところに来られました。協議をしたときに、こんなに効率が悪いんですかということをおっしゃられたんですね。それは、とりもなおさず、レモングラスというのがまだ世界的に見ても、どういうふうに出していくかと、例えば、乾燥時間を何秒にするであるとか、選別はここまでいいのかというのが試行錯誤の段階であります。だから、そういう試行錯誤のことを私としてはしていただいているという認識があるんですね。よく30名の方々がそれに応じてやっていただいているということでもあります。最終的には手間暇がかからないということは、タイも手間暇がかかっていけませんので、なると思うんですけれども、ただ、今求められているのが、レモングラスの中でも最高級の品質のものばかり、やはり中国でああいうことがあったりとか、いろいろしますので、それに応じて、今、試行錯誤の試験的段階で、よく応じられているなということは思っております。

いずれにしても、私どもとして、今、一部の人がもうかっているというような認識は、到底持ち合わせておりませんし、ビジネススタイルをきちんと今後、この試行錯誤を見ながら確定していきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私は、市が税金で購入して分けつしているのであれば、やっぱり平等に募集をして、購入したい方は購入できるようにしなければいけないと思います。

それと、次は、し尿処理場で袋詰めをしていたことですが、市長は、無農薬で、無肥料じゃないかもしれませんね。有機栽培なのかもしれませんが、そういう育ちのよさというですかね、そういうところをPRされているわけなんですよ。

それで、私も、そのし尿処理場を見に行っただけですよ。はっきり言って、何かそういうふうなうわさがあると、ちょっと聞いたんですけども、私は気持ちのうちの99.8%は、そんなことはないと思っていたんですよ。だから、そんなことないさと言ってから。そして、そが言いきりよんさつない。し尿処理場が今度、回転平幕の交換が4,000万円ぐらいで、3年に1回ぐらいあるから、私も建設委員だから、回転平幕がちょうど入るころかなと思って訪ねていったんですよ。それで、周りを見たら、そういうふうな雰囲気もないし、まあ、だれか単なる誤解かなと思ってですね。2階に行って、回転平幕を見たり、その施設を見たり、ずっと30分ぐらいして帰っていたんですよ。ちょっと、ここでトイレに行ってから帰ろうかなと思って、トイレに行っただけですよ。で、トイレから出てきたら、レモングラスのにおいがあつとすんですよ。あらと、やっぱりそうなのかなと思って。ただ、給湯室でレモングラスのティーを飲まれているのを、だれか錯覚して、そういうことをまた言いきりかなと思ってですね。トントンとたたいて、あけたら、レモングラスを詰めてあつたんですよ。後から考えると、何かガラスに目張りといいますか、ぺたっとしてあつたというふうに後で思うので、ちょっとこう言えいかんですけども、そこでしていることを見せないようにして、してあつたのかなと。でも、新聞では、別に衛生的に問題ないからいいというふうなことだったんですけども。

そこの使用というのは、有料なのか、無料なのかですね。で、だれがそういうふうにし話したのかですね。その辺についてお聞きせんと、結局、その30軒の方が一生懸命されているというわけでしょう。だれかがそういうことをすれば、その人たちに迷惑がかかる。今度の米の問題と一緒に、だれかがすると全体に迷惑がかかるということになりますので、何でそういうことになったか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

今回、8月のお盆過ぎから約2週間程度、そこで作業していたということについては、結果的に誤解を招いたということで、これについてはおわびしたいと思いますが、そこをお借りしたということについては、大体、加工の施設を黒尾のほうにつくる予定で6月の議会のほうにもお願いしておったわけですが、農振除外と、それから農地転用の時間がかかりまして、今月、9月中にはできると思いますが、それまでに先ほどの大型の企画の商品化とか、そこら辺がありまして、ちょうどうちの担当課長が四、五年前にそこで働いていたということで、そこを思い出して、そこでやっていたということでございます。

そういうことで、今回については、その作業については、市と、それから生産者と共同でやっていくということで、うちのほうも課をつくってやっておるわけですが、品質の管理の問題とか、あるいは検査、農薬検査、そこら辺について、先ほど言いましたように、加工を今現在、朝日地区、それから若木地区の3カ所程度でやっております。その製品を持ち込んで、そこで1カ所で、そういう作業をしていたということでございますので、これについては、結果的に軽率であったということは認めます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

結果的に軽率というか、別に衛生的に問題はないと言われるわけでしょう。（発言する者あり）そうですね。その辺の保健所のほうは問題あると言われるかもしれませんが、そっちは問題ないと言われるけど、その辺はどうですか、認識は。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的に、食品でありますので、これだけ食品に対して消費者の皆さん、生活者の皆さんが敏感になっているということから、保健所の方からもそういうアドバイスをいただいた。要するに、ここでつくるのは好ましくないというアドバイスをいただいたということで、レモングラス課長から私のほうに報告がありました。

私といたしましては、衛生上の関係、そして保管等を考えたときに、その場所が、し尿処理施設ということであったにしても、それを詰めるということ自体については、完全に衛生上の問題はクリアをしておりますので、それはぜひ消費者の皆さん、生活者の皆さん、御安心して飲んでほしいということは思っております。

いずれにいたしましても、我々がつくるレモングラスの製品というのは、安全かつ安心なものであると、衛生上も完璧なものであるということで、これからも胸を張って売っていきたいと、このように考えております。

ただ、今回は、本格稼働する施設が間に合わなかったということから、緊急避難的にこの施設を用いたということについては、それはどうかなというのはあります。やはり、食品というのはイメージの問題もありますので、今後はこれを糧として、さらに一層、品質管理に努めていきたいなど、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

そしたら、その場所は、市のほうが借りているんですかね。建てている方が、ほかの場

所を自分で見つけられないから有償で貸しているんですか。その辺はどうなんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

今回につきましては、先ほど言いましたように、担当の課長がその処理場のセンター長ですか、そこの方に口頭で了解を得て使っていたということでございます。課長としては、市のほうもレモングラスを共同で開発していくという立場で、そういう意味でそこをお借りしておったということでございます。

〔6番「有償、無償」〕

今のところは、無償で考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

無償で考えています、それは何も契約もせずに、便宜供与のような感じですよ。ちょっと、それは何か、優遇されとうなというふうにですね。ほかの者は、産品つくっている方おられるし、武雄の名物的なものはあると思うんですよ。だから、そこは、ある程度の線を引いてやっていただかないといけないのではないかと思います。

レモングラスは以上で終わります。

次、3の区画整理です。

区画整理もありますけれども、これは高架から区画整理ということで、私が一番、高架に賛成したのは、何回も言いますように、松原の交差点を、観光客が温泉通りから来たときに、右見て、左見て、右見て、左見て、右見て、左見てという格好になるのはいかんと、そこが一番の私の賛成の理由だったし、最後に賛成される方も、その解消だったですよ。それで、話としては、高架切りかえと同時に信号機をつけるというような話だったじゃないですか。それは2月だったですかね。それを待っていたと。待っていたら、今度は6月と。6月、もう終わった。もう9月になっておると。何かもう、ただ口先だけでお約束されているみたいな感じに聞こえるんですよ。何回も何回も続くんですよ。

それと、そのとき前田議員の質問だったかと思いますがけれども、小楠の信号機も6月には正常信号になるということだったですよ。それもなっていないですよ。

そこについてどうなっているか、お聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

信号機につきましては、当初、高架が完了後ということでお話は確かにいたしました。こ

の段階では、県との協議の段階で県が設置するというところで我々はそういうふう聞いておったわけですが、今回、確かめたところ、県が設置するんじゃなくて公安委員会のほうで設置するということになっております。

それで、公安委員会に確認しましたところ、松原信号機につきましては10月以降に設置すると、それから、小楠の信号については、歩行者の信号機を同時に設置しないと好ましくないというところから、今年秋以降に今考えているというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

そしたら、歩行者の信号機も含めて秋ぐらいにできるということですかね。もう一度、すみません。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

松原については、10月以降に工事を発注するというところでございます。それで、小楠の信号機につきましては、歩行者信号機の設置がありますので、秋以降で設置を見込んでいるというところで回答をもらっております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

秋以降に見込んでいるというのですか、この間は6月にすると行って、今度は秋以降に見込んであるという、何か前よりも遠い話に、普通はずっと狭まってくるんですけども、遠い話になってきていますよね。

何かちゃんとした確約はとれないんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、県に確認したところ、これは公安委員会で設置することになったと。そういうことで、公安委員会に今度確認したところ、松原についてはもう発注していると。ただ、公安委員会は全部まとめて工事をすると。ですから、松原の順番と言ったらおかしいですけど、松原の設置時期がいつになるんですかとお尋ねしたところ、10月ぐらいから松原には入れるという返事をいただいております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

わかりました。期待して待っています。

次、区画整理の2番目の質問になるんですけれども、市長が夏ごろに、その辺の整備計画を立てるということで、地権者の方にはもう説明したと言われましたけれども、この区画整理というのは、用地的には地権者の話であると思いますけれども、多額の税金を使ってやっているもんで、市民的な話題じゃないかなと思うんですね。だから、その地権者に説明して合意ができればいいというものでもないと思うんですよ。やはり、広く、何十億円もかけてしているわけだからですね。市民にも、その計画を公表すべきではないかと思えますけれども、その辺についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先般、上田議員にお答えをしたとおり、私たちの青写真というのは、まず松原通りの、あれは8月12日だったと思いますけれども、松原地区の役員会の方々に説明をし、26日に地権者の会に担当部長から説明をいたさせました。これは、あくまでも、まず第1ステップとするならば、やはり土地をお持ちの地権者の御意向、そして地区の皆さんの御意向がまず第一であります。その上で、私どもといたしましては、それが青写真から写真というふうに、もう少し具体化した段階で計画にきちんとのせていって、市民の皆さんたちに広く出していきたくて、このように思っておりますので、まだその前段階であるということは御理解を賜ればありがたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

そうですか。私は、もうぴしっとできたやつが提示されると思っておったですもんね、あの時間のとり方からすればですね。そういうことであれば、早目に出していただきたいと思います。

次に、4番の下水道等についてです。

今回は、宅内整備の利子補給についてですけれども、これについて、私がまた取りまとめて言うと、ちょっと間違いがあって、小さい指摘をされるかもしれませんので、そちらのほうから説明してください。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今の御質問は、今回議案に出している分の説明をせろと……

〔6番「内容」〕

いうことですね。はい。

今回、あっせん制度の議案を提出しております。これにつきましては、今、集合処理区域内、農集ですね、農集の接続率が今64%です。これを、今、宮野とか鳥海、ここら辺がちょっと接続率の伸びが鈍くなってきている。経済情勢もあるかもわかりませんが、立野川内とか、あるいは三間坂とか、そういうようなところの伸び率と比べたら、どうしても今鈍くなっていると。そういうところから、早期接続促進というところで、極力、目標を、今、農集は目標を80%というふうに掲げておりますので、その目標に極力近づけるために、この融資あっせん制度を設けたというところでございます。

〔6番「どういうものか」〕

○議長（杉原豊喜君）

何%利子補給、何%限度実施と、その数字ば聞きよんさっけん。

○松尾まちづくり部長（続）

それで、融資の今金額でございますが、各宅地内の改造工事費に100万円を限度として融資をあっせんすると。その利息については市で持つというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほど農排と言われましたけれども、公共下水道もですよ。公共下水道、農排の接続率を上げるために、宅内の工事について100万円以内の融資についての利子を市から補給してもらえということですよ。これが5年間ですかね、ということだそうですねけれども。

結局、今回言いたいのは、それはいいことだと思うんですよ。ただ、接続が少なくなっているからしているというのは、ちょっと余り理由としてはよくないんですけれどもね。できるだけ進めたいということでやっていると言わんとですよ。遅く、何か粘ってきたら補助が出るみたいな感じにとられると困るもので。よろしくお願いします。

そこで、今回、農排と公共下水道ですね、お互いに15万円の負担金で接続できるということで、どちらかといえば、浄化槽の人は自分で60万円とか70万円とか出してやっているわけですよ。その上に宅内のほうは補助が出ないということですよ。だから、地域によって、二重の恩恵を受けるところと、全く恩恵を受けない、2つに分かれるということになると思うわけですよ。皆さんも多分、それは指摘されていると思うんですけれども。

そこで、農集、公共下水道のほうの宅内整備に利子補給するなら、当然、浄化槽のほうにも、その地域でないところにも平等にするべきじゃないかと思っておりますけれども、その辺についてお聞きしたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回、議案として御提案しておりますのは、集合処理区域内の接続率アップ、これを目的としております。浄化槽に対する融資制度につきましては、来年度から何しろ市町村型を実施するという、今、準備をしております。それで、12月にはその市町村型の条例化も考えております。12月にはぜひ提案したいなと思っております。その段階で、この融資制度についても考えにやいかんというふうには思っていますけど、まず今回のこの条例は、集合処理区域内の維持管理費、これの使用料に対する割合ですね、これを経営の健全化、ここから考えたというところがございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと時期はおくれるけれども、市町村型の浄化槽のときに一緒に考えていただくということですので、そのときにやっぱり、市民としては、同じような水洗化の推進だから、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

融資のほうの願ひもあるんですけども、もう一方で、この制度を見るときに、5年間借りても利子をもらえると。例えば、2年間で払っても利子をもらえると。そしたら、ちょっと余裕のある人も、どうせ利子もらえるなら、みんな長くしたほうがいいというふうな発想になるんじゃないかなと思うんですよね。すると、余裕がある人も、もう5年間していっちょこうと、利子は全部市が出してくんさあというふうなことで、みんなが5年に延びたら、市がちょっと大変なことになるとじゃないかなと。だから、早期に返すような仕組みも、ちょっと考えんと、みんなが5年間に延ばして、利子は市からいただくというふうな感じになるといかんかなと思いますけれども、その辺についてのお考えをお聞きます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員、この件につきましては、議案として今回上がっております。議案審議という形に、そういうあれに入っておりますので、御理解をいただいて。再度答弁をさせます、最後に。

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回御提案しておりますのは、ちょっと議員、誤解されていると思うんですけど、48回の支払いですから、4年間です。

それと、今言われた、皆さん目いっぱい使うんじゃないかということですけど、これは市としましては、何しろ48回のうちに払ってくださいと、それで余裕ができれば繰り上げ償還もできますよという形で、極力、市民の方の負担を軽くするというところから提案している

わけでございます。そこら辺は、また議案審議の段階でお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

そしたら、次の項目に移ります。

5、土地利用計画についてです。

これは、何かといいますと、北方中央線というのが1億円で整備されましたよね。それで、立派な道路ができているんですけども、結局、周りは全部田んぼですかね。ということで、その道路に見合った利用がされていないということをずっと言っておりました。だから、それを有効活用してもらいたいということで、ずっと言っていたんですけども、そこは用途地域を見直して、そこが整備できるようにしたいというふうなことを言われておりました。それも、ちょっとまだ、なかなか進まない状態のときに、今度、県が準都市計画区域というのを北方とか山内町にかけると、それはお金も要ると、税金的なものも要するというふうな話ですけども、その辺の関係についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回の準都市計画区域の設定の、まず目的といいますか、これは、どうしても幹線道路沿い、あるいは北方の場合、インターもあります。34号線もあります。それで、今御提案したいというふうに考えていますのは、あと山内もあります。山内も、道の駅のあの周辺ですね。幹線道路沿いというのは、どうしても開発可能な区域という形になりますので、そういうところを土地利用の観点から正常化させたいというところで、準都市計画区域の指定をしたいというところで、今、区長会まで御説明しております。

それで、今、議員おっしゃった用途地域の見直しということは、19年度で都市計画の基礎調査が完了しました。この基礎調査を受けて、今から都市計画区域の見直し、あるいは用途区域の見直し、こういうのをしていかにやいかんわけですが、まだまだ、どうしてもそれまでには時間がかかるというところから、県が今、準都市計画区域の指定をやろうとしている、これ、県の計画では、来年度には準都市計画区域の指定をしたいというところがありますので、市としても、国土利用計画が今年度で作成されますので、それとあわせながら将来見据えにやいかんわけですが、今回はとりあえずそれまでの間、ここを準都市計画区域に指定して、整然とした土地利用を図りたいというところがございます。まだこれにつきましては、地元の賛同が得られるかどうかというのもありますので、今、うちとしてはそういうふうな計画を持っているというところがございます。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

今の話を聞きますと、北方については、中央線を生かすために用途地域を指定しようとして国土利用計画を変えていたが、これが時間がかかりそうなので、県が来年に指定する準都市計画のほうを先行させたいというふうなことに聞こえたですね。でも、この準都市計画というのは、開発をさせないような目的の準都市計画区域ですよ。こっちの用途計画というのは、開発しようという部分ですよ、せん部分もあるんですけども、めり張りをつけてする分もしようという計画ですよ。だから、この中央線が、いろいろなものが建てて整備できるかもしれないと言いよるのに、こっちでそれを制限するのを先にかけてたら、結局、つじつまの合わんで、地元の人に説明がつかんようになるんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員のおっしゃられているというか、考えておられることと、我々の考えとはちょっと違います。

準都市計画区域、これは都市計画区域に最終的には入れたいという気持ちはあります。ただ、その前段で準都市計画区域で先行誘導したいということで、今、提案しようとしているわけですが、この準都市計画区域というのは何でか。これは、今、議員おっしゃられるのは、せっかく建てられるところば建てられんごとすっとじゃなかやというふうな言い方をされましたけど、今、準都市計画区域の場合は1万平米以上の床面積を持った、例えば、ゆめタウンみたいな感じの、ああいうのを建てようとしたら規制がかかります。しかし、その前段で、それじゃなくて通常の開発行為が今のままだったら、1万平米以上の開発行為じゃないと規制がかかりません、都市計画区域外ですから。ただ、これをかぶせることによって、3,000平米から開発行為の規制がかかってきます。ということは、何か開発しようとするれば、ちゃんとした道路ができる、あるいはちゃんとした造成がされると、設計基準に合った造成がされるというところで、整然とした開発ができると。

このまま都市計画区域にも入れずに、準都市計画区域にも入れずにそのままほうっておいたら、道路は、極端な話、2メートルの道路しかできんかもわからんわけですね。今回、こういうふうなことをすることによって、集団規制がかかりますので、道路は4メートル以上、あるいは建物を建てる時は2メートルの接道規定、こういうのがかかってくるわけですね。そしたら、これを指定することによって、立派な土地利用ができるんじゃないかということを考えているわけです。よろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

大きな分の規制だから、直接関係ないと。ただ、ニコーさんですかね、ああいうのをつくるときにはちょっと困るかもしれないということもあるかもしれないということですね。わかりました。

ただ、そこには、何か税金がやっぱりかかるんでしょう、それを指定されたら。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今、議員言われた税金というのは、固定資産税のことでしょうか。固定資産税につきましては、これが準都市計画区域になろうと、都市計画区域になろうと、今の土地利用の状況での固定資産税ですから、変化はございません。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

そしたら、税とか手数料とかは関係ない話だということですね。わかりました。

6番目、屋外広告物の関係です。

屋外広告物についても、私は、特に武雄市が独自のことをすぐせんのなら、職員を抱えて自分で調べに行ったり、屋外広告物を調べに行ったり、人件費もたくさんかかるし、そこをまず勉強してから、県から権限を受けたらということをおっしゃっていました。でも、武雄市の考えは、1回権限を受けて、自分で試行錯誤しながら勉強するということだったと思います。

そこで、結局のところは、この屋外広告物関係で、県が以前に集めていた金額とかありますよね。そして、今度は、どういうのをするかと言われたら、全体の看板数をまず調べるとかということも言われていたですよ。だから、そういうのができたのが1点。

もう1つは、武雄市が看板をどんどん撤去していますよね。笹町公園ですか、競輪の新しい看板ももう撤去されるとか話も聞いておりますけれども、結局、自分が撤去して、その周りの看板に対してどうしていこうと思っているのか。みんな撤去してもらおうようにしていこうと思っているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

看板の調査につきましては、今、済んだところですよ。全地区済みしました。それで、今、議員おっしゃられた、何で看板を撤去しているかということにつきましては、武雄市として、まず誘導するということから看板を撤去したわけでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

今後の方向性については、私から答弁したいと思います。

基本的には、先ほど部長が申し上げたとおり、まず隋より始めよということで、市の看板は極力外していくということでもあります。これに加えて、今、県の看板条例の原案の動向を見ておりますけれども、基本的にめり張りのついた看板条例になると、屋外広告物条例になるということを知り及んでおりますので、私たちとしても、県の条例をちょっと上出しするか、ちょっと横出しするか、そのままにするかは、ちょっと議論をさせていただいて、めり張りのついた条例にしたいと。したがって、この区域は余り看板がないねというところ、それと、この区域は、例えば、北方のあそこのグルメ街道なんていうのは、もっと看板あっていいと思うんですね。だから、そういうふうなめり張りのついた条例になるように期待をしていますし、終わりにしますけれども、看板については県が、違反は撤去しなさいと言うだけではなくて、面積の要件も考えておられますので、要するに、この大きさだったらだめだけれども、この半分だったらいいよということも考えられておるようですので、それも勘案しながら、条例化に向けて検討を今進めております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

もともと、だから、県がどちらかと言えば市よりも厳しくしていたから、県のやつをやっつけていけばいいんじゃないだろうかと思っていただけですよ。でも、市が独自にもっと厳しく特徴を持ってやっていくと言われるからですよ、人件費を使って、1人やっぱり500万円ぐらいかかるわけでしょう。使ってやるというのであれば、また、県の動向じゃなくて、武雄市が独自にやっつけて、県の動向が出たら、それに修正を加えればいだけの話じゃないんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

職員が今行っているのは、看板の実態調査なんですね。だから、現場に出て行って、この看板全部、私も何回か通り過ぎたこともありますし、議員もあられると思うんですけども、看板について写真を撮ったりとか、これはこれぐらいの大きさだということのデータベース化を今しております。これは、本来なら、どこの市も委託するはずなんですね。私のところに協議があったときも、これは委託にしたいという話がありましたけれども、これは基本的には、委託にすると、それだけまた違う税金がかかることになります。したがって、こ

これは内部努力でできるものは内部でやるというのが武雄市の行革の姿勢でありますので、私は、それに合致しているというふうに思っております。

いずれにしても、確かに宮本議員のおっしゃることも理があります。県のをそのまま、まねしてすればいいじゃないかということは、それはそうなんです、ただ、現場を預かる者としては、そうだけでは済まないんですね。看板の置き方一つとっても、どれだけ、そこからどう見えるかということも含めて、やはりそれは並行して調査をする必要があるという政策的判断のもと、今回の、最初に市が調査をして、県の条例に呼応して独自条例をつくと、そういう選択肢を選んだ次第であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

そしたら、結局、県はこの間まで、交差点の看板撤去をずっとやっていましたよね。結局、堂島交差点のところも、武雄市も、看板撤去を言うなら自分のところも撤去してくれみたいなことを言われて、温泉だったですかね、の看板を撤去したと思うんですけども。

そしたら、ずっとそれを待って置くというのもあるんですけども、大体、一番メインにしたいのは、どの辺をどうしたいんですかね。それはあるんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これも再三御答弁申し上げますけれども、基本的に景観の重点地域、これはちょっと言い方は今後変わるかもしれませんが、景観審議会にお願いをして、景観の重点地域、景観の重点特区となるかもわかりませんが、その枠内の中で、きちんと、ここは中でも規制をすると、エリア的な規制がなされるべきものだと、私自身は考えております。

ただ、今、私がこうしたいというよりは、むしろ景観審議会の中で、それはきちんとやっぱり議論をしていただきたいと思っておりますので、よく議論をしながら、武雄の景観行政については考えていくべきものだと。ただ、委員の何人かとお話をしましたけれども、基本的な考え方については一致を見ているところであります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

わかりました。私の考えと近くなってきたのかなと。私も、いきなり看板を撤去するんじゃなくて、話し合いをして、そこであらかたの方向を決めてから撤去したほうがいいですよ

というのは前から、皆さん御存じだと思いますけれども、そういうふう近づいてきたのを喜ぶべきなのかですね。そういうふうに思っております。

やはり、協力がなくてできないですからね。これは、強制で全部できるところばかりと限っておりませんので、そういうことでよろしくお願いします。

次に、市民病院の問題に入ります。

市民病院の問題の、市長がまた、私は何回も言いますが、5億円の累積赤字と、こう言われるんですね。私は、市民病院に賛成派だったんですよ、はっきり言ってですね。高木議員は、自分で言われておりますように、小さな軽トラックに市民病院は載らないというふうな感じで財政負担があるということで、ずっと反対されておりました。私は、子どもを持つ立場で、そのとき大町のほうに耳鼻科とかも行っておりましたので、その辺の克服のできかなということもありましたし、嬉野に統合されると2次医療がなくなって、嬉野まで行ったりせんといかんということで、その当時、1億円ぐらいは本会計から出してもいいというふうな話だったし、私は5,000万円ぐらいしかだめだと思っておりましたけれども、そういうことで私も賛成してきたわけなんですよ。だから、私も責任があるんですよ。

そこで、市長が累積赤字5億円と言われますけれども、私たちはずっと決算認定してきたんですよ。それで、事務長も、いや、現金ベースで回っているから、これを承認してくださいということで、ずっと承認してきたんですよ。現金ベースってどういうことかなと、私もそのときわからなかったですよ。ただ、支払いも全部できるから、これで続けていかせてくださいと、そして、減価償却費が少なくなったら黒字に転換しますから、売り上げは上がらなくても黒字化しますよというふうな説明を受けながら、ずっと承認してきたわけなんですよ。

一番最初に、何度も言いますように、私が途中、承認せんで言うたか、附帯意見をつけたか、途中したんですよ。それはどこでしたかといえば、このもともとの事業計画書に黒字化するという年度になったときに黒字化していなかったから、私は、そのとき反対したかもしれないですけども、そういうことで現金ベースで回っているからという事務長の言葉を受けて、賛成したかも、ちょっとわからないんですけども、そこで私は疑義をしました。

でも、それまでは、ここに書いてある財政計画ありますように、もう何度も言っていますね。これでいきますと、初年度は6,300万円の赤字、次は3億8,000万円程度の赤字、13年度は1億2,300万円程度の赤字、14年度は7,000万円程度の赤字、15年度は5,900万円程度の赤字、16年は4,900万円程度の赤字と、これは最初から認めて我々は議決して、賛成して、この病院を建てたわけなんですよ。だから、ここを言うならば、もともと武雄市が皆さんに、何というか、いかんことをさせておったということになるわけですよ。

みんな、そういうふう巨額の投資をすると、すぐ黒字は出ないと思うんですよ。それは何でかということ、岡山県の吉備病院の移譲先公募のところで、済生会という社会福祉団体が

事業計画書を出しているんですよね。それにおいても、移譲後8年目で単年度経常黒字転換ということは、7年間は赤字ということですよ。それをちゃんと明確に言っているんですよ。武雄と同じなんですよ、計画というのは。今度の県の好生館ですか、それも最初のほうは赤字でしょう。そして、今度の有田と伊万里と合併するやつも、ちょっと聞くとおこるによれば数年間は赤字ということになっておまして、この赤字というのは、建設に伴う償却費との関係で赤字になっているだけなんですよね。

だから、松尾議員が言われる、車は使うと、でも、償却は率の償却だったら最初に5割落ちて、またずっと落ちるわけですよ。すると、3年ぐらいに価値はゼロになるんですけど、車は10年乗れるんですよ。だから、車の支払いは10年で払っていると。こっちは5年で償却で、売ればゼロですよ。でも、使えば、あと5年使えるんですよ。そこに、こういうことになっていると思うんです。だから、事務長も、あとは減価償却費が減っていけば、売り上げは大きく上がらなくてもだんだん黒字になってきますよというふうなことでしてきたわけなんです。

ただ、市長が今、混乱で出されるという6億円の赤字はいかんですよ、はっきり言うて。結局、一時借入れをせんといかんからですね。ということは、この会計以外から持ってこんといかんわけですね。一般会計なのか、銀行借入れなのか、それはいかんですよ。でも、その計画にのっとった5億円というのは、私は、これは了承の上にスタートされたと思っっているんですよ。今度の事務長は、どがん思われますか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

宮本議員みたいに言っただけだと、楽だなというふうに思うんですけども、まずもって、何で減価償却をやるのかというのは、質問の宮本議員もわかっていらっしやることだというふうに思います。1つは、武雄市民病院を移譲した段階において、外来病棟等を建設しました。当然、これについては、必要な部分の投資を行ったということで、一時的な借入れをやったわけです。減価償却というのは、そういった投資に向けて、それを返済するもの、また、建てかえのためにやっていくわけですから、当然、これがあるから、逆にこっちの赤字がいいとかいうような議論には、ちょっとならないのじゃないかなというふうに思っています。

医療機器に対しても、そうであります。例えば、数億円もする医療機器もあれば、何十萬円の医療機器もあります。当然、5年から10年という減価償却でありますけれども、それがいつまでも延びるということではございませんので、それを買いかえていくためにも、内部留保資金というのは当然必要だというふうに考えておりますので、ここはちょっと宮本議員と私の見解が違うというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

そしたら、何で、この事業計画書に、そういう計画になっているんですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

一番当初時点の事業計画では、確におっしゃるとおりで、約7億円程度の赤字になると。7年目だったですか、8年目で黒字化をすると。ポイント的には、ここの黒字化ができたかどうかというの、1つのポイントというふうに思います。

逆に言いますと、確かに、事業計画よりも宮本議員の議会報告では1億円程度善戦をしたという報告をしていただきました。確かに、ありがたいことだなというふうに思いましたけれども、今、医師不足等含めて、先々を考えまして、黒字化できるのかということ考えた場合については、私は今現段階では黒字化できるというふうには到底言いにくいというふうに思いますので、そのところで、何で7億円だったのかということではなくて、その見込みと現段階の見込みが、状況が若干変わってきたというふうに御理解いただければ幸いかなというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、市長が言う累積赤字5億円というのは、計画された赤字じゃないですかと、これがおかしいんですかと言っているんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

計画されたもので赤字を出してきたというふうには思っていないので、それと今の累積赤字を比べることについては、私はちょっとお答えは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

そしたら、事業計画書を出して、皆さん認めて、これが黒字でなかったら、いかなかったら、何で事務長がそういうふうに説明をしたと思われませんか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

ちょうど、市民病院を移譲されて、私が5代目の事務長です。その都度都度、引き継ぎは行っています。確かに、私の前任の田栗事務長からは、昨年上期の決算を受けて、例えば、自分としては黒字化を幾らかできるんじゃないかというような見込みはありました。ただ、私自身が引き継いでいる部分については、単年の部分については引き継いでいますけれども、今、宮本議員がおっしゃる部分の見通しについてまですべてを引き継いでおりませんので、先ほどの答弁にさせていただきました。

ただ、私自身も、これを引き継いだ過程の中で、計画書等々を見て中身を検証しましたけれども、その中での状況と今の状況と、確かに、幾つかの状況の中では当初計画段階とは状況は変わっている。例えば、医療費のマイナス改定とか、そういう部分があるということについては認識をしていますが、だから、それが許されるということでも、状況的にはないだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

納得いかんですね。

決算承認してきたんですよ、議員が。それも間違っていたということになるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私は、単年単年の決算認定がおかしかったというふうに言っているわけではございません。今日までの累積赤字と将来的な見通しを見据えてお答えをしていますので、そのところについては、私はそういうふうなつもりで答弁を差し上げているつもりはございません。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、単年単年の決算の累計が5億円でしょう。今度の市長のつくった赤字はわからんですよ、次。わからんですけれども、この言われる5億円は、ずっと積み立てた赤字ですよ。

そしたら、この済生会というのが8年目で黒字転換と、これもやっぱりおかしいという感じですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私は、当時の事業計画がおかしいとかなんとかということではなくて、今の状況下で私なりに考えたときに、先ほどの累積赤字5億円と言いますけれども、6億3,000万円の金額ですが、これが逆に許される金額というふうには思っていないということを自分がお答えしたつもりですので、宮本議員の今の質問については、ちょっと答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

事務長は、前の方じゃなくて、前の前です。ずっと長くされた方です。

次に、きのうだったですか、市民病院問題のチラシに関しての、また返答みたいなチラシを敬老会のときにいただいたんですけども、同じ病気ならどこの病院にかかっても医療費は同じですと書いてあるんですよね。

私は、歯がちょっと悪くなって、最初はA病院に行ったんですよ。そしたら、こうこうこう神経に当たってないということで、削って、そこに白いのを当ててもらって、何千円かで終わったんですね。また、ちょっと似たような格好に近くの歯がなったもので、B病院というところに行ったんですよ。そしたら、これはもうこの際ということで、歯を小さく半分ぐらいまで削って、中をうす状にして、それで上からがぼっとかぶせて、そして、その調整とかなんとかして何日も通って、合計すると何万円もかかったんですよね。

だから、同じ病気なら、どこの病院にかかっても医療費は同じですというふうになるのかなと思っているんですよね。例えば、がんとかなんかも、ステントとか、外科手術とか、いろいろ方法はあると思うんですよね。例えば、生理痛でも、鎮痛薬を出すところもあるだろうし、CTとかMRIを撮ったり、用心のために1泊するところもあるんですよね。だから、同じ病気なら、どこの病院にかかっても医療費は同じですというのは、ちょっとおかしくないかなと思いますけど、どうですかね。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

昨日も、こういう表（資料を示す）、これはコピーしましたので、下が黒ですけども、ここが緑色で、これは全国、官も民も一緒の、お医者さんが全部、これで医療点数というのをつけます。医療点数表の解釈としてですね……（発言する者あり）これでつけます。

これに基づいて、逆に言うと、診療した部分についての点数をずっと積み重ねて、1点が10円ですので、その分で、例えば、100点だったら1,000円いただくということになるわけです。

そうした形からして、まずもって、その点数をつくったものを、例えば、国保であれば国

保連合会のレセプト点検を受けて、それが正しい診療なのかどうなのかというのはチェックをされます。そういう観点からして、まず、ほぼ同水準というのが保たれていくものというふうに私は理解をしております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

宮本議員の質問をしみじみ聞いておりました。本当に大変なことだと思います。

歯の場合は、私は医者じゃないので、ちょっとつまびらかには申し上げられませんが、聞いた限りでよくと、それは医療行為が違うのではないかということだと思うんですね。

〔6番「同じ病気やろうもん」〕

医療行為が。だから、例えば、風邪であるといったときに、A病院とB病院が違っていると、これはあり得ない。先ほど、それは事務長が言ったとおりであります。したがって、Aの歯とBの歯が同じ病気かどうかというのは、私にはわかりませんし、それは先ほど医療行為のことでおっしゃっていたということにしか、私は聞こえなかったんですけども、いずれにしても同じ病気の場合は、大体同水準だというのが、私はさまざまところから聞いておりますけれども、それが常識かつ良識だというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

同じ病気でも、診方、見立てによって違うんじゃないかなと思いますけれども、違いますかね。治療方法によって違わない。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

私が答えていいか、ちょっと悩んだんですけども、同じ病気、同じ医療行為では同じ単価が設定されていますので、例えば、佐賀大学医学部附属病院で高度医療をした場合と、武雄市民病院、または新しい新武雄病院で同じ高度医療をした場合は、一緒の金額になりますという意味でございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、それは、そういうふうには書いてもらわないと、ほかのところに集合徴収税がないとか言われますけれども、私は持ってきましたよ、集合徴収税って書いてありますよね。何か、人には細かくチェックするけど、自分のところは。同じ診療行為ならでしょう。だから、そ

ういうふうにしたほうがよくはないですかね。また、何もこっちの、ここに集合徴収税と書いてありますね。

そこで、ベッドも、差額ベッドはあって、全部が差額ベッドはありますと書いていないですよね。具体的に言えば、今、市民病院が14あるわけでしょう。例えば、今度、池友会さんが5割ぐらいされれば、結局、4倍ぐらいにはなるからですね。あらかた市民の方からすれば、大した問題じゃないかなと思うんですよ。大きな問題じゃないかなとは思いますが、全部が差額ベッドとは書いてありません。ただ、それを言うならば、敬愛会は全部個室無料ということで、あっちを選べばよかったのかなというふうな形も思うんですよ。ただ、医師が派遣できないと言われたから、ああ、ちゃんとした医師が職員として池友会から派遣されるかなと私は思っていたんですよね。でも、今、池友会から来られている人は、3人だけが任期つき職員で、あと全部嘱託ですよ。嘱託というのは、いつ来てもいいんでしょう。だから、それだったら、敬愛会の人も応募できたんじゃないかなと私は思っているんですよね。

だから、私は、派遣というのは、佐賀大医学部の方がされているような正規職員と思っていたんですよ。そうではなかったんですか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

22年の2月1日で移譲でありますから、どういう採用形態であるかというのを検討した結果、要は、22年の1月31日までの任期を持った医師という形で任期つき採用職員にしたものでありまして、形態的には佐賀大学から来られた医師と何ら変わらないというふうに理解をしています。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

以上で終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で、6番宮本議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、10分程度休憩いたします。

休	憩	16時25分
再	開	16時40分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、30番谷口議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

新政和クラブの谷口でございます。きょう最後の質問者になりましたけれども、時間だけ十分にやらせていただきたいと思います。

実は、ここに条例を持ってきましたけれども、この中に書かれてあるのは、いわゆる例規集の中で、第3章の病院事業の項でございますが、この中で、診療科目は次のとおりとすることが挙げられております。内科、呼吸器科、消化器科、いろいろ書いてございますけれども、先ほどの前半の質問の中で、また、きのうからの質問の中で出てまいりましたのは、いわゆる統括監の身分、そして役割、そういうものと、救急の科をつくったと。今まで市民病院の中で、いろいろと医師会の中で問題があったのは、何と申しますか、診療科目の標榜ということが非常に大きなテーマであったわけです。そのために、市のほうも、いろいろと医師会との協議、そしてまた、市民病院と、いわゆる病診連携とか、病病連携という形の中で、武雄市民病院と、そして同時に地域の医師会との連携強化と、そしてまた、調和ということを随分いたく配慮されて、いろいろと市民の医療のために頑張っていて、努力をされて、今のような良好な関係ができてきておったわけでございますが、そういう状況の中で、いわゆる診療科目をふやすということについても、あるいは減らすということについても、保健所なり、そういうところのきちとした形の中で、南部医療圏の医療の体系の中できちんとそういうものをやっていかにやいかんということで、いわゆる例規集、条例の中にも、診療科目を設ける場合、果たして、いわゆる救急科というのが診療科目と言えるかどうかの問題は別といたしましても、そういう問題についても十分に配慮をし、手を打っていかにかいにかんということについては、もう既に十分、執行部も御存じのとおりだと思います。

特に、今大きな問題になっておりますのは、医師会との連携の問題等、非常に大きな課題でございます。今、救急が再開されて、市民の皆さんは非常に安堵感があります。同時に、本当にこういうものがきちとした形で進められていくためには、先般の県の医療審議会の中でも、知事がいみじくもはっきりと申されております。民間に移譲したからといって、地域の医療がきちと安定するものじゃないと。やはり、地域の医師会、同時に医師会との連携を良好な関係に保つことが大事であると。同時に、地元の医大、現在で言えば前の佐賀医大、そして現在の佐賀大学医学部との関係も十分に良好な立場をとっていかにかいにかん。そういうことをきちんとやらなければ、本当の意味で、例えば、民間の病院が来たとしても、その問題は本当に市民のためによくない状況になるんだという含みを持った発言をきちんとされております。

そういう状況の中で、現状、武雄杵島地区医師会は、いわゆる現在までの市のやり方、民間移譲のやり方、あるいは市民病院についても、拙速という表現はおかしゅうございますけ

れども、そういうやり方に対して極めて遺憾の意を表しておられまして、医師会が緊急の声明を発表されて、今まで競輪事業、あるいは休日急患センター、あるいは子どもたちの医療の健診、そしてまた、各種市民の健診業務等について、相当の労力と努力、協力をしていただいておりますけれども、それについても、重要な決意を持って対応せにやいかんこともあり得るということを声明で発表されております。

そういったような、いわば病診連携、あるいは地域の、武雄市の医療行政、あるいは市民の健康を守るためのいろいろな政策の中で、医師会の協力等は非常に大切であることは、十分御承知のとおりであります。果たして現在のような形の中で、それがうまくいくかどうか、その点についてはどういう努力をされているかということをお聞きしたい。

きょうはまだ、病院の院長、まだお見えでございませんので、後ほど、院長にお尋ねしたい、現在の武雄市民病院のそういったような取り組みとか、現地、医療現場の声をお聞きしておきたいということで質問をいたしておるわけでございます。

私は、いみじくも、そういったような状況の中で、先ほどの質問にありました、市長の答弁の中で、例えば、診療科目とか、それから、いわゆるシステムの変革、そういうものについて、必ずしもですよ、いわば規約、条例の改正、そしてまた、同時に規則の制定、改正等については、実際にもう人を雇い、そして事業を始めてから辞令を出すとか、そういう事例が本当に、それは救命のため、救急のためにやむを得ない場合、それはそれで理解するわけですけれども、現実の問題として、そういうものを本当に議会の意思、そしてまた、そういうものは議会にかけて条例を制定しなきゃいかん。同時に、やはりそういったものに対して、なぜ条例を制定し、進めなきゃいかんかということは、地方自治法の骨子でございますから、そういう状況の中でどのように考えて発言されたのか、非常に私は先ほどの発言を聞いて、本当に心配をいたしましたわけでございます。

その中でふと思いだしたのは、実は、私は先般、私の同志である松尾議員から1冊の本をお借りいたしました。その中で、古事記、何と申しますか、日本人の心をきちんとわかるのは神話だという話でございまして、「インテリジェンスの技法」という、佐藤さんという方が書かれた、かなり高度な本でございますけれども、私、読ませてもらっておりました。いみじくも、後ろの席で読んでおまして、今の、例えば、条例改正、あるいは制定、そういうものを、いわゆるきちんとする前に任命をしたり、あるいは採用したりすることは、何か拙速をするような感じを受けてなりません。

その中に、これがぴったりくるかどうかわかりませんが、松尾議員には申しわけないですが、そういったように、貸してもらった本の中で書いた古事記の一文が気になったんです。それは、いざなぎ、いざなみのみことが、最初、子どもをつくろうとしたときに失敗しました。そして、子づくりに失敗した後、最初にできた子どもが、産んだ子は、ひる子で

あったと。この子はアシの船に乗せて流したと、こう書いてあるんですよ。これは、古事記の中に、日本が誇る文学、あるいは伝承の本でございませぬけれども、その古事記の中に、これは、この本の341ページに書かれておりますが、本当に示唆するようなね。要するに、これはどういうことかと、解説まで書いてあるんですよ。手順を踏まないでできたことは、これは水に流して、ひる子だからアシの船に乗せて水に流せと書いてあるんです。私は、これは要するに、大事なことは手順を踏んでやりなさいということを示唆した本じゃないかと思って、私は一般質問に先立って、この本を読んで、本当に感じたわけですよ。果たして、この本の読んだこと、意味が、これにぴったりくるかどうかは、私も理解は、皆さんと違うかわかりませぬけれども、私はそのように感じました。

本当に、何事も手順を踏んでして、わかるように、お互いがわかるような形で、いわゆるオープンに、しかも、きちっとした説明責任ができるような形の中で進められたら、ひる子にならんで、本当にみんなに歓迎されるような形になるんじゃないかと思うんですよ。今度の市民病院の問題が、本当にそういう問題というふうな感じがしてなりません。しかし、これは本を読む人の受け方の問題ですからね。しかし、私は、このことをそういうふうな感じを受けたわけです。

今度は、実は、きのう記者会見をいたしまして、そのときに監査委員会が監査請求を却下された問題について報告をいただきました。その中に書いてあることで、どうしても1つお聞きしたいことがあります。監査委員会は本当に慎重に監査をしていただいて、回答は却下でしたけれども、その中に、1,028名の、いわゆる監査請求を出した市民の方々の気持ちを尊重して、非常に決断をして、すばらしいことをしていただきました。付記という中で、執行部に対しての要望ということが書かれてあります。「1,000名を超える方から、本件監査請求が提出されました。市民病院の件に関して、市民の関心の深さを重く受けとめ、今後の契約の締結、履行等、その他関連する事項については、透明性を確保し、適正に処理されることを要望します」と。私は、監査請求で、まさに異例の監査委員会の御指摘じゃないかと思います。

これについては、執行部の方は、市長あてにもう既に文書は来ていると思いますので、大体、これに対してはどういうお考えをお持ちか。いつ、この監査委員会の文書を受け取られて、私たちは一月前に受け取りましたけれども、受け取られて、そして、そういう対応をどういうふうになさっているか、まずはお聞きしておきたいと思います。

具体的な個々の問題につきましては、改めて質問席のほうからいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思ひます。
答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁を申し上げます。

まず、医師会との関係については、これ、私もさまざまな、医師会の皆さんでも、かなり今回の市民病院の件に関しては御意見が分かれているということを私は感じております。個々におつき合いをされる方もいらっしゃいます。そういった方々からすると、中島さんという方が医師会の有志ということで書かれている場面であったりとか、あるいは市民病院問題対策室であったりとか、およそ医師会ということが何なのかといったときに、もし医師会が言うということであれば、やはり、それは古賀会長が御発言をなされるべき問題だと私は思うんです。

基本的に、今回の市民病院の民間移譲の最高責任者は私であります。そういった意味で、私も心がけておりますけれども、基本的に、それだけの責任を負うというのは、すなわち、それを束ねる者以外はあり得ないというふうに思っておりますので、そういった意味で、医師会がこう言っているというふうにおっしゃいますけど、違う方は、いや、それは見ていないとか、さまざまおっしゃっています。これが実態であろうと思うんですね。

だから、それはやはり、私からのお願いでありますけれども、例えば、公開質問状をいただいたときは、医師会長が私のところにお見えになりました。私が陳謝に行ったときも、医師会長に謝りに参りました。だから、あのときまでは医師会がこういうことをお考えになっているんだなということとはよくわかったんでありますが、今ちょっと、さまざまなチャンネルでさまざまな御意見が寄せられています。谷口議員が率いられていると思っておりますけれども、市民病院問題対策室についても、だれが代表者で、広報部長がだれかとかというの、やはり明らかにすべきじゃないかなというふうに思っております。

そして、医師会との関係は、私は今後きっとよくなると思っております。と申し上げますのも、これは記者会見の場で私は申し上げましたけれども、個別の名称は伏せます。今、反対されている開業医の皆さんから、紹介状をいただいて市民病院にも送っていただいております。それは、やはり患者さんが決める話だと思うんですね。患者さんが、例えば、市民病院よりも、この開業医のほうに行きたいと、逆もあると思います。それが連携として、私は構築できると、患者様本位の連携というのは、私はなされていくものだというふうに思っております。現に、1つ例を申し上げますと、クモ膜下出血で倒れた方の緊急手術を武雄市民で行いました。7時間半かかりました。2回手術を行った患者さんが、今、白石の共立病院にてリハビリを含めた治療をされております。そういった意味からしても、私は、それは実績とともに徐々に回復していく問題だというふうに思っております。

それと、2つ目の、診療科目、システムの変革が拙速ではないかと。これは、見解の相違だと思います。

私は、基本的には、やはり患者様を助けたい、やっぱり命が大事だということであって、

何も議会をないがしろにするとか、あるいは市民の皆さんたちをないがしろに、それは毛頭思っておりません。だから、それについては、事後で許していただけるものは事後に、そして、事前に許していただくものは事前にということで、何よりも患者様の命、健康をまず第一に私どもは考えたいというふうに思っていることは、ぜひ心情を察してほしいと思います。

3つ目の、「インテリジェンスの技法」、私も読んでおります。

これで、佐藤優さんは、確かに、いざなぎのみことも、私もこれも読んでおります。古事記のこの部分というのは、古事記そのものを読んで印象には残っておりますけれども、手順を踏まえないでということだったんですが、我々としては、しっかりとした手順を踏んでいるというふうに認識をしております。これも見解の相違だと思えます。特定の者の意見等が入らないように、選考委員会を開いた上で、数次の議会を開いていただき、そして、その間には、これは全国初めてだと聞いておりますけれども、市民の公開プレゼンテーションもさせていただきました。そういった意味からすると、私は十分手順を踏んでいるというふうに思っております。

そして、この「インテリジェンスの技法」が何を一番言いたかったかということに関して、私なりに解釈すると、それは、佐藤優さんですので、国民の平和、安心、安全、そして恐らくそこには安全保障の観点から、それを守るのは、やはり、これは言い方は悪いかもしれませんが、その本によると、やはりそれは外務省であり、官邸の仕事だということを書いてあったというふうに、数次にわたって書いてあるというのは記憶にあります。そういう意味で、私たちは、市民の医療を守るのは、佐藤優さんの延長線上にあるとするならば、それはきちんと公、私どもの官がきちんとやっぱり守っていくと、それが大事なことなのではないかということが、私は「インテリジェンスの技法」から、そういうふうに読み取った次第でございます。

最後になりますけれども、監査請求については棄却をされたということで伺い、そして、付記については、私、たしかコピーで見たと思いますが、これについては、私どもとしては、今まで種々の御批判はありますけれども、可能な限り透明性を確保しつつ、適正に処理したものであるというふうに、本当に思っております。そういった意味で、もう一回こういうふうに付記で来た、そして、1,000人を超える署名があったということについては、これを重く受けとめて、また、これを奇貨として、私は今回の市民病院の民間移譲というのをスムーズに進めたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の市長の答弁を聞いておまして、今おっしゃったように、例えば、いわゆる地域の医

療問題とか、そういう問題について、市長がないがしろにしているというようなことを私は申し上げているわけじゃございません。それについては評価をしています。

ただ、問題は、いわゆる医師会との連携とか、そういう問題について、やはり知事まで心配をして、本当に地域の医師会との連携が、仮に民間移譲したとしても、それで地域医療が本当にうまくいくというわけではないんだと。だから、特に、そういう問題については、地域の医師会との連携、あるいは協議、話し合いというのを大事にして進めてほしいと。そしてまた、医大との関係についても、これはまた、統括監はきょうお見えにならないようですが、病院長がお見えになりませんので、後ほどお尋ねしますけれども、いわゆる佐賀大学医学部との関係、地元の大学病院との関係を、本当に、いわゆる統括監がおっしゃったように、もうそういうところを当てにせんやり方に変えるいい機会だというふうな意味の発言をなさっていますから、そこらについては本人に聞かんといかんわけですから、そういうことについては市長にお答えいただくわけにはいきませんので、それは待ちます。お見えになるまで待ちましょう。

しかし、そういったような状況の中で、個々の病院の先生方が、いわゆるどの先生がこういう問題、今の民間病院誘致に賛成なんだ、反対なんだということではなくて、この問題は、先ほど市長はちょっと誤解されたかわかりませんが、医師会の緊急声明という形の中で、医師会長さんの名前で、全医師、武雄杵島地区のお医者さんが連署ですよ、会議の結果、決まったものですから、それを公式に発表されているわけですから、個々の病院の先生が賛成だ、反対だとかいう話ではございません。そしてまた、何か対策室を率いる谷口議員とおっしゃいましたけど、私はそんな大物じゃございません。

とにかく、そういう考え方で一緒に行動していることは事実ですから、それは否定しませんよ。ですけど、今、市長がおっしゃったことについては、少し認識を改めてもらわんと。医師会は、個々にそれぞれ言いたい人が言うんじゃないで、医師会の全体の総意として、そういうことを言われたということは、きちんと認識した上で対応していただきたいと思うわけですが、その点どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、医師会のその緊急声明については、私はちょっと驚愕をいたしました。いきなり新聞の折り込みで朝、私は数紙とっていますので、そこに全部載っていたということで驚愕をしました。そして、私のところに3人のお医者さんから電話がありました。これは初めて見たばいということでありました。普通、こういった緊急声明というのは、恐らく、行政であっても議会であっても、それは全員の議決をとるものだと思います。その中で、多数決というのもあるかと思いますが、しかし、3人さんとも3人さんが、知らなかったと、市長

ごめんねということをおっしゃったということについては、ちょっとこれ、どうなのかなということ、やっぱり正直言って思いました。これは率直に申し上げます。

その上で、私が先ほど申し上げましたのは、まだここまではよかったですね。古賀会長の名でありますから。だけど、それ以降、地元の医師有志であるとか、市民病院問題対策室であるとか、正直言って、その発信人がわからないわけですね。ですので、医師会なのか、個々の医師会の中のAグループの方か、Bグループ——余り言うとなれですけども、グループの方がおっしゃっているのかというのが、これは便宜的に私がつけた、すみません、つけたものでありますけれども、おっしゃっていることというのが、ちょっと正直言ってわからないし、私がわからなくて、市民も恐らく混乱されているというふうに思っております。

したがって、そういう意味では、きちんと、これ、日本語でちょっと何と言うかわかりませんが、クレジットというのは大事だなと思っております。少なくとも、「市民病院ニュース」を出すときには、企画課と市民病院がそのものを出しているといったこと、それと、私は、ついで申し上げますと、まちづくり新聞というのが出ておりましたけれども、これもだれが書いたかというのは、発行人がないんですね。だから、それは問い合わせすることもできないし、それは正直言って、同じ次元の話だというふうに思っておりますので、ぜひ、医師会が医師として、そういったことをお思いであるとするならば、ぜひ医師会総意として、やっぱり出してほしいし、私もそういう、いつでも意見は聞きたいと。そして、私どもも、きちんとしたチャンネルできちんとしたことを申し上げたいと、このように考えている次第であります。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の医師会の緊急声明については、びっくりしたということですけど、それはびっくりしますよね。大事な市民の医療を守ることに、本当に中心的に頑張ってもらっている医師会がそういう態度を示されていることについては、いろいろな問題はあろうと思います。ただ、何人かのお医者さんが反対の意見、びっくりして電話をかけられたということだけで解決する問題じゃないと思います。もちろん、市長はそういう意味でおっしゃったんじゃないと思いますけれども。

大事なのは、少なくとも、そういう状況にあるんだという現状の認識をして、本当に、例えば、市民病院はお願いして、協力してもらっている。運営してもらっていると思いませんので、池友会の会長さんというんですか、会長さんですね。会長さんあたりが、例えば、先ほど言いましたように、じゃあ、佐賀大学医学部を相手にせずとは言わんでも、内容的には佐賀大学医学部と関係なくやれるようなことをちゃんと考えにやいかんと、そういうやり方

に切りかえていく機会だというふうな意味での各新聞等の報道がなされているとなると、本当に、いわば、けんかも辞せずとは言いませんけれども、そういうふうな感じに受け取れないこともないわけですよ。私は平和主義者ですから、そういうことについては、余り闘争心はむき出しにできませんけれども、問題は、そういうふうな取り組む姿勢が、本当に話し合うという状況にあれば、それで済むと思うんですけれども、何か対立的な形でいくというのはいかがかなという気が一面しております。

ただ、問題は、今の医師会の問題に戻しましょう。医師会の問題については、やはり、これは早急に、今からいろいろな問題が出てまいりますので、これは現状は現状として、医師会との話し合いというのは、やっぱりきちんと、しかも、今の会長さんではできませんから、やはりこれは、いわゆる管理者であり、設置者であるところの市長が積極的に取り組んでいって、何度も何度も話を進める、そういう姿勢が大事じゃないかという気がいたしますけど、いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私も、医師会とお話をしたいなと思っております。やはり、佐賀新聞の社説の中に、医師会と私ども、特に私だと思えますけれども、対立して、だれが一番被害をこうむるか、これは市民であるということを明確に社説の中に書いてありましたので、私はこういう性格でもありますので、お許しいただけるならば、いつでもそういう機会は持ちたいと思っております。医師会は懐の広い、大きなところだと、個々の先生も何人も知っています。そういう意味で、私は、私の思い、そして医師会の思いを、これから共有していきたいと思っております。

ただ、ちょっと一言申し上げなければいけないのは、質問の中でリコールの話にもあえて触れましたけれども、もうリコールをするというペーパーが集会等で流れているわけですね。それを医師会の有志の方がやっているということは、私のところにも入ってまいります。そして、病院であったり、介護施設であったり、さまざまなところに、どなたと行かれているかどうかわかりませんが、行かれているという状況の中で、そういった場を持ちたいと思っても、蜃気楼のように遠く行かれていくという感じを、やっぱり受けます。やはり、相手がある話というのは、私にとって相手は医師会であります。やはり、医師会も相手は私だということにあったら、やはり、それは、もしそういうふうと一緒にやっということであれば、何かそういうことは、ちょっとやっぱり、特に命、健康の問題というのを政争というか、そういう、僕は具にするべきではないというふうに思っておりますので、ぜひ、仲介の労を、やっぱり大御所の谷口議員にとつていただくと、これが一番大事なことかなというふうに思っております。ぜひお願いをしたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

本当に大きいですね、野球のボールぐらいなら、私、キャッチャーできますけれども、そんなサッカーボールみたいなのをぼんと投げられても、私のグローブは小さいですから。しかし、今のことは大事なことだと思いますよ。とにかく、やはり市民のことが問題ですね。市民の安全、安心、それからそういうことについては、いろいろなものを政争の具とかということではなくて、それはそれとして議論は議論していいですから、それはそれとして、本当に話し合うということは、やはり今、市民の方がみんな望んでいることじゃないでしょうか。私はそう思いますので、その点については、いろいろな角度から、それぞれの立場でやっぱり前向きに考えていく以外なかろうかと思います。

私に力があれば、その努力はさせてもらいたいと思いますけれども、問題は、お互いが胸襟を開いて話し合うという、そういう場というのをどうセットするかということが大事なことだという気がいたします。しかし、極めて、私には荷の重い問題ですね。しかし、とにかく市長がそう言うなら、みんなで話し合うということが大事じゃないかと思います。

次に移ります。

そこで、実は、「市民病院ニュース」ですね。これは、私も、これちょっとお尋ねしたいんですけども、これは事務局、どこが出したんですか。武雄市民病院が出されたんですね。

事務長ね、この印刷はどこでされましたか。これは福岡じゃないでしょうね。印刷所の名前を言えと言っているんじゃないですよ。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

これについては、広報に折り込みで入れましたので、広報を印刷する武雄市内の印刷屋にお願いをしました。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

この中で、これは私があえて聞いたのは、例えば、市民病院の第1号、第2号、第3号のチラシを本当に、例えば、ちょっと議席で聞いていて、この2日間の論議の中で聞いておいて感じたのは、何でも、いわゆる和白病院に関係するところにつくっているような印象をイメージとして受けたわけですよ。それは、どこに頼んでもいいですよ。福岡で間に合えば福岡でもせにゃいかんでしょうけれども、しかし、それも福岡、印刷も福岡、企画も福岡、校正はだれがしたかと私はつい言いたくなるような、非常にミス等もございました。本来、地

元であれば、読んですぐ訂正できるような、しかも、大事な校正ですね。任せっ放しというのはいけませんよ。本当に市民の命を預かる市民病院なら、やっぱりきちんとやってもらいたいと思うんです。

そこで、この最新のニュースでちょっと気になったのが1点ありました。平野議員も御指摘になりましたから、私は角度を変えて言いますけれども、「平成17年度から医師が減り、十分な医療を提供することが難しく、医師不足は今後も続くことから、廃院とらないように、医師の確保にノウハウをもつ民間の医療機関に」、民間の医療機関じゃないとノウハウを持っていないんですかね。その点がちょっと聞きたいですね。「経営をまかせ」と書いてありますね。市民病院じゃないとですか、経営しているのは。平成二十何年後は、そういうことで移譲するというで議会で論議をしています。しかし、それも決定じゃないはずですもんね。ああ、その点も聞いておきましょう。

これ、市民の中から、もう決まったことじゃないですかとよく聞かれますけど、これは決まっていないですもんね。移譲先としての、いわば第1候補者として決めて、そこでの交渉をし、それで協定を結んでいますけれども、それをそっくり、条件をまだしていないわけですから。土地、家屋、そしてベッドの値打ち、それから医療機械その他もろもろのものを、いわば譲渡した場合は、契約をきちっとそこまで終わってからが、実際は譲渡したことになりますけれども、今の市民の中には、何となく議会で決まったからと言うんですけれども、議会ではそこ決めていないんですけれども、そこらについてはどんなですか。決まったとおっしゃるんですか。そこらをはっきりしてください。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

お答えいたします。

移譲は平成22年の2月1日でございます。ですから、それまでは武雄市が運営するということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

移譲先に決まったか、決まっていないかということでございますが、臨時議会で移譲先、それから移譲時期については議決をいただいておりますので、決まったものと思っております。さらに、基本協定書で移譲先、移譲日、それから譲渡についても、その算定方法について記載した基本協定を結んでおりますので、私どもとしては移譲先として決まったものと理解しております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

あなたは決まっておると思っているかわからんけど、実際問題として、法律的に議会の議決は、要するに、移譲先について選定はしたんですよ。だけど、實際上、今は市民病院ですよ。いや、実態はね、何となく和自市民病院みたいな感じですけども、実際問題として、私が言うのは、法律的に、きちっと決まって、そしてそれが決定する、要するに、選考委員会の中ではきちんと、例えば、市民病院としての、そういう公的病院の役割を認識して、しかも、きちんとできる病院だったら、最終的に契約すべきだという暗示、そういう意味のことを選考委員長は言っているわけでしょう。それを含めて、私たちは議会論議をして、数はたまたま19対9だったわけですけども、これは移譲先としての選定をしたと、そして、それに伴う、いわゆる向こうも準備がしやすいような体制を認めたという協定書を結んだというだけですから、法律的に、あなたは法律の専門家でしょうが。決定したなんていうことを言わんでくださいよ。その点、もう一度回答をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

先ほど申しましたように、私どもとしては決定したものと思っております。さらに、最終的な移譲価格については、まだ決定しておりませんので、その分についての契約、それから、選考委員会から要望があった内容についての契約については、再度契約を結ぶ必要があると考えております。

再度申し上げますけれども、移譲先については決定したものと、基本協定によって決定したものと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

法的な根拠はどうですか。決まったとおっしゃる、法律上の根拠。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

法律上の根拠は、基本協定でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

基本協定書が、譲渡を決定した、要するに、決定というのは、病院の建物、施設、ベッド、それにあらゆるノウハウ含めて、本当に移譲先としてふさわしいものであれば、一応は第1の候補者である程度、重点的に、そこにそういう認識を持っていることは事実でしょう。しかし、問題は、実際にそういうものを、例えば、では、監査委員会でもいろいろあったんですよ。まだ財政的な、いわゆる予算的な問題を伴わないような形で論議をされたんだから、一応却下することになったわけですけど、それがもう決まったものであれば、当然、監査委員会は指摘をして、監査請求は通っていると思いますよ。私は、解釈としてはそう思いますよ。

でも、問題は、言うのは、こういうことなんですよ。金銭的なものについても、契約とか、具体的な形のものやられていないから、それは、いわゆる監査のあれになじまないような表現を私たちは受けているわけですよ。それは別として、問題は、実際に、もし仮に、いわゆる譲渡する条件がもし違って、議会がそれを、その金額では認めんと言ったときはどうなるんですか。決まったとおっしゃるならば。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

先ほど言いましたように、基本協定書で、移譲先、移譲日は決定しております。それから、財産の譲渡についても、算定方法について記入しておりますので、その旨で決定しております。さらに、移譲額については、まだ未定ですので、その分について再度追加して契約を結ぶ必要がありますので、それについて、また別途、議会に相談する機会があるかもしれません。

以上でございます。

契約については、制度上、議会に付議する必要がありません。一言申し上げておきます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的な、日本の法制上、契約を結ぶことは法律的には求められておりません。しかし、財産の価格については、これは予算に計上する必要がありますので、これについては、先ほど大田副市長の答弁のとおり、議会に、不動産鑑定価格が決まって、しかるべきときに議会にきちんと相談をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと整理してもらわんとね。

今の副市長の答弁の中では、価格と財政の問題については議会にお諮りするかもわかりませんと言ったよ、あなた。違う。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

私の説明が足りずに申しわけありません。不十分で申しわけありません。

先ほど市長が申しあげましたように、制度上、契約そのものについては議会に附議する必要はありません。予算で議会に相談することになっておりますので、契約額が定まれば、予算として議会の皆様に相談することになると思います。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

決まったという認識が、いわゆる役所の人はという表現はおかしいですね。要するに、基本契約とか譲渡に対する、いわば、あなたのところに譲渡するということについての基本的な契約は締結なされたとしても、決まったことにはならんのですよ、議会の感覚からすれば。最終的に、じゃあ、ただでやるのか、それとも、ほかのいろいろな問題があるから、いろいろあるんですよ。ところが、財政を伴うもので、しかも、かなり市民の財産として、135床のベッド、これは値打ちは幾らあるかわかりませんよね。すばらしい病院であるならば、何億円もあります、何十億円もありますよ。そしてまた、もう1つは、備品、土地、そういうものについても、それは安くしてもいいとか、いろいろ条例上決まっても、少なくとも、いわば100円であれ、1万円であれ、予算としてはきちんと、譲渡するときは決めにやいかんです。そういうことを、売買契約決まって、例えば、極端に言うと、これが19人の賛成者がありました、今までは。ところが、それを全部ただにしますよと仮になったとき、19人の人は賛成できるやろうか。例えば、そういうことだって、これは可能性としてはあるわけですよ。

問題は、そういったようなことを含めて、最終的な譲渡ということになるわけですから、市民の方々に誤解を招くようなことは言わんでくださいよ。まだ、全部やって、調べて、決まったわけじゃないわけですから。そこらについて、もう一遍答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

譲渡先、譲渡時期につきましては、7月16日の議会で議決をいただきましたように決定を

しました。その後、基本協定を結びました。この基本協定が普通言う契約であります。だから、私どもは譲渡すること自体はもう決定したという解釈をしております。

それから、金額ですね、土地とか建物を幾らで譲渡するのかと、これはまだ決まっていな
いじゃないかとおっしゃっていますが、これも基本契約書の中に、ちゃんと、土地、建物は
時価で引き渡しますという契約を結んでおります。だから、時価の判定を今から、土地は
済んでいますけど、建物をすると。だから、その金額が出たら、その予算化をお願いします。
そのときは議会の議決が必要となります。それで、議会の議決を通りましたら、先方と幾ら
で譲渡しますという契約を結びます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

笑い事やないよ、ちゃんと聞いているんだ、真剣に。笑いながら聞かんでくださいよ、副
市長も。大事なことですから。

これは、私は別に、基本協定とか、そういうものを結んでいないとか、それがどうこう、
有効、無効を言っているんじゃないんですよ。本当に市民の心の中にあるのは、最終的に、
いわゆる市民病院が手放されるのは、例えば、市民病院の土地、財産、そういうのが全部一
緒に議会で議決されて、すべてが議決されて終わったら、それは市民としては譲渡された
という気持ちでしょうけれども、少なくとも、22年の2月までは市民病院なんですから。そう
でしょう。そういう状況の中で、市民の心を逆なでするような言い方をせんでくださいよ。

そして、問題は、例えば、土地、建物、それはわかりますよ。だけど、病院というのはい
わば生き物で、営業しているわけでしょう、しいて言えば。まだ、病院長、見えないからで
すね。もっと聞きたいことあるんですけどね。

それで、そういう状況の中で、例えば、論議もいろいろ出ていましたけれども、病院はベ
ッドあつてのことですもんね。そしたら、ベッドを30床、20床確保するために、例の嬉野と
の交渉を、古賀副市長も一緒にやったじゃないですか。それだけ随分努力して、ベッドを必
死で、1ベッド確保するためには、随分と努力をして、血のにじむような努力をして、少し
でも市民病院が成り立つように、国立嬉野病院のあの、いわゆる産科、それから小児科のベ
ッドを一般の通常のベッドとして、いわば結核療養ベッドとの交換のような格好の中で、あ
れだけのことをみんな努力してやっと確保したベッド。このベッドの値打ちは、1床当たり
最低でも1,000万円とか、1,500万円とか、2,000万円とか言われていますよ。

例えば、今の池友会にしても、135床では成り立たんだろうということで、これは私が伺
いするところでは、ある武雄市内の病院に交渉して、買収して、少なくとも200床か250床以
上ないと、70億円の病院をつくるには採算的に問題があるということで、買収交渉された

いう事実も知っていますよ。それは、現実的にはできていないわけですけど、今はですね。

ですけれども、それくらいにベッドの値打ちというのは価値があるんですけども、今の副市長の答弁では、余り古賀副市長とは議論したくないもんね。土地、建物、そういうふうな問題だけではなくて、ベッドの持つ、いわゆる病院としてのベッドですよ、ベッドが土地、建物よりもはるかに値打ちがあるわけですよ。だから、少なくとも、仮に1ベッド1,000万円としても、13億何千万円の値打ちを持つ、それだけのものが本当に市民の財産としてあるわけですから、そういうものを含めた、いわば売却価格ということになるだろうと、私はそう思っていたわけです。考え方は違うかわかりませんよ。

ですけれども、そういう状況の中で、市民の方々は、どういう形の中できちんとした譲渡ができるかということについて、みんな心配しているわけですから、そのあたり皆で、まだまだ市民病院ですと言いながらも、もう既にお買収したあの人たちに、池友会にやることに決まっていますよということでは、なかなか理解できんと私は思います。

そういう意味でお尋ねをしているわけですから、お答えをいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

今、ベッドの話が出ましたけど、どこかで1ベッド幾らとか、私も聞いたことはあります。しかし、正確には、自治体の財産権の対象というものは、不動産、動産、そういう財産でありまして、ベッドは財産権の対象ではないと言われておりますので、ベッドを1ベッド幾らで売るとか、そういうことは到底考えられないと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

古賀副市長の立場からすれば、そうでしょうね、確かに。法律上、ベッドの値打ちというものが財産としてはないと言うけれども、現実の問題として、病院の業界の中、病院の業界とはおかしいですが、中では、やはりベッドの持つ値打ち、いわゆる今の南部医療圏の中ではベッド過剰ですから、もし市民病院がやめたとすれば、135床のベッドは南部医療圏からなくなるわけです。それは、副市長2人とも御存じのとおりですよ。そういう状況の中で、結局、ベッドの持つ値打ち、そして、いわば病院というものの営業権みたいなものでしょうね、そういうのは1つの。そういうものを含まれたものに対して、そういうものを財産的価値というよりも、市民の心の財産としてきちっと持っているわけですよ。だから、そういう点については、やはりきちんとした形で進めてほしいと、そういうのが市民の願いだと私は思います。

ですから、私が言うのは、軽々しく私は、いわゆる法律上、じゃあ、基本協定を結んだ、

あと残っておるのは幾らでお金を決めて売るだけだというような感じでは、私たちは理解できんと思います。

ただ、法律上それだということであれば、それはそれで、そういう考え方でしょう。しかし、少なくとも私たちの心の中には、22年2月1日までに、本当に市民病院として機能を果たして、池友会が本当に市民の立場に立った病院であるということをごきちんと理解できんなら、売ったらいかんということになっておるわけでしょう、現実的には。そういう示唆を受けているわけでしょうが、選考委員会では。そういうことを考えたとき、実際に武雄市民病院のカラーといいますか、公立病院としてのそういう立場を理解した上で運営してほしいということはきちんと選考委員長さんの言葉にありました。ところが、池友会は、私たちは私のカラーでいきますよということを書いてあるわけですよ。もう既に、そこに、本当に、いわゆる譲渡先として適切かどうかの問題を、私はちょっと一面、危惧した面があったわけです。そういう点についてはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

基本的に、信友委員長の市民病院ののれん論は、先般もお答えいたしましたけれども、のれんを判断するのは市民、そして患者の皆様方であるというふうに思っております。そういう意味で、私は、これも「市民病院ニュース」の第2号で出しましたけれども、70%の方がよくなったと、28%の方が前と同水準だといったことについては、これは市民病院ののれんというのはきちり守れている、むしろよくなっているというふうに思っております。

そういった意味からして、私は、カラーがどうだではなくて、市民が本当に求めている医療はどういうことなんだと、それに今与えられている制限の中で、さまざまな制限があります。公立病院なので、制限があります。その中で、ベストなことをやっていくと、こつこつやっていくということが、新たな市民病院の新しいのれんをつくることなのかなというふうに思っておりますので、私はあくまでも、患者さんがお決めになる話だと。そういう意味では、今のところ、救急件数も伸びています。外来者も伸びています。そういう意味で、私は、池友会から来ていただいて本当によかったなど、これは患者さんも、私も直接聞きますけれども、同じことをおっしゃる方が、全員とは言いませんが、かなり多いです。だから、そういう気持ちを私は大事にしていきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員、樋高市民病院長の出席を求められておりましたけど、ただいま急患が来られて、どうしても出席できないという連絡が入っております。ほかにも手術が入って、かわりの先生もいらっしゃらないということで、市長と病院事務長でできる限り答弁させるとい

うことでようございましょうか。よろしく申し上げます。

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の議長の取り計らいで連絡していただいたことだけで結構です。とにかく、本来は、お聞きしたかったことがございましたので、この次の機会にしましょう。

では、事務長もいらっしゃるし、市長もいらっしゃいますので、お尋ねしますけれども、この中に、「極めて優れた病院である池友会」と書いてあります。これ書かんと、やっぱりチラシにならなんだっただんですかね。極めてすぐれた病院とは、どういう意味でしょうか。

私、ちょっと、これはすぐれた病院の事例を書いた資料がありますから、聞いていただきますと、今までの市民病院が、例えば、市長なり、ある方々の発言で、救急病院の、佐賀大学の医者引き揚げ等があった、辞表の総提出があったという、いろいろなアクシデントがあったわけですが、その前までの一生懸命頑張ってきた市の、いわゆる今までの市民病院のスタッフみんなの努力というのによって、着実に病院はうまくいきつつあったということについては十分理解をしてあると思いますよ。

その中で、私は病院の評価をする中で、いろいろな方法があると思いますが、その中で、例えば、同じ病院の先生がいらしても、いわゆる経験のある病院の先生、あるいは経験が今からということであっても一生懸命研修している病院の先生、あるいは看護師さん、そして病院の医療スタッフ、そういう方々のいわば病院に対する評価については、こういう見方もあると思いますが、例えば、学術的に、いわゆる病院のレポートを出すとか、そういったようなものの中で、きちんとやはり医療の現場で実際に体験したこと、そして今後目指すもの、そういうものをやっぱり論文に書いて発表したり、医学会とか看護師会の総会とか、そういうものでしてあります。先般の議会で私は、市民病院の看護師さんが一生懸命研究された成果について、全国の大会で発表されたことについて、本当にすばらしいスタッフが頑張っているなということを申し上げて、今の事務局長も、にこにこ笑ってうなずかれたことを今思い出しておりますけれども。

実は、ここに統計がありまして、とにかく病院の評価をする、優秀な職員を擁する病院というのが幾つかあると。その中で、一番点数的にいい、ポイントがあるんですよ。長崎医療センターは、これは0.95と、論文数ですよ。病床当たり、618件のレポートを出して頑張っているわけです。県立病院好生館は226件、541床に対する割合で0.41の論文提出数があると。嬉野医療センター、あそこも148件のレポート、0.34%であると。和白病院、317床で44件です。論文数は病床数に対して0.13と。それから、新行橋病院は246床に対して、それだけのベッド数を持った規模の病院であって、でも、16件で、0.065の論文提出の実績しかない。そして、市長がいろいろいつかも説明されましたね、銚子市立病院ですか、あそこについては、393床でわずか23件しかレポートを出していないんですね。だから、論文の数は病

床数に対して0.058、非常にレベルが高い低いじゃないですよ。論文ですと、そういう点数だと。

ところが、武雄市民病院は、実は、わずか135床のベッドであっても、看護師さん、お医者さん、スタッフ、一生懸命頑張って、この論文の提出数は30件、論文数からすると、ベッドの数で割っていけば0.22ですから、唐津の赤十字病院よりも、伊万里市民病院よりも、とにかく和臼の3つの病院よりはるかに武雄市民病院のほうが、そういうデータとしては非常に優秀なスタッフを抱えた病院であるということを証明してあるわけですよ。

こんな優秀な病院が、なぜこういう状況になったかということについて、やはり考査する必要があるんじゃないと。言い切ります。

病院事務長がいらっしゃいますので、お答えいただきたいんですけども、これだけの努力をして頑張っているスタッフが、何でこういう状況になったかですね。わかりましたら、説明してください。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

病院の見方にも、いろいろあるものだなと思って、谷口議員の話、確かに、通常お医者さん、特に大学派遣のお医者さんたちは専門医を目指しておられます。そういう意味では、確かに、谷口議員がおっしゃるようなレポート、事例のレポートとか、研修とかいうことについて、確かに行われます。そういう意味では、武雄市民病院に来られた今までの医師の皆さん方も、そういう専門医の研修等に積極的に参加をして、そして勉強していただいたところでもあります。

池友会というのは、自前で医師を約200名程度、これは九州でもまれな病院ということで言われています。ほとんどの医師が自分のところで雇って、そして自分のところで育てているという形であります。そういう意味では、それはそれとしての1つの医療の進め方ということが言えるんじゃないかなという気はします。

何でこういう状況に陥ったのかと、これは医師一人一人、多分、理由があるだろうというふうに思います。例えば、今回の件もそうでございますし、医師がやめられる場合に、私どもに明かされるのは一身上の都合ということで、それ以外については私どもに言いません。そういうことで、私は今、谷口議員の御質問もありますけれども、そういう意味では、お医者さんの気持ちをすべて聞いたわけではございませんので、そこについては、なかなかちょっとお答えしにくいなというふうに思っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

補足をいたします。

基本的に、論文数は、先ほど伊藤事務長が申し述べたとおりでありますけれども、以前、高木議員が一般質問の中で、読売系の新聞でしたでしょうか、雑誌だったでしょうか、例えば、脳疾患だったら九州で何位であるとか、心臓疾患で何位であるとか、これはさまざまなランキングで実際のその評価が10位以内に入っているということでありました。それは、やはり私は、ある意味、今回の池友会、和白病院というのは、職人さんの集まりだと思っているんですね。職人さんの集まりが、たくさん手術をして、1人年間2,000件という方もいらっしゃるそうです。やっぱり手術の腕というのは、それは手術をしなければ伸びないということが、私も厚生労働省の方から聞いておりますので、職人型の病院であると。それがそういう各疾病の治療ランキングには入っていると。佐賀県内の病院はほとんど、1個も入っておりませんでした。私は、見方はいろいろあると思います。そういう意味で、極めてすぐれた病院であるというふうに、ここには書いてあるものだというふうに私は思っております。

また、なぜお医者さんがこうなったのかといったことについては、一身上の都合ということがありますけれども、私もさまざまなお医者さんと議論をしました。メールであったり、直接お話しして。それは、やはり私はこういう医療を目指したいと思ったときに、いや、それは違うということで去られたりとか、大学に戻りたいとか、個々人さまざまだというふうに思っております。

そういった意味で、私は任命権者として、今後、市民病院が、今までもよかったですけども、さらにこれが持続可能で残っていく病院を目指していく、これが私の責務であるというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私が前段でこれを申し上げたかったのは、医師会の先生方初め、皆さんもほとんど全部御存じでございますけれども、武雄の市民病院が県内の公立病院の中では比較的優秀な先生、比較的という表現はおかしいですが、優秀な先生方、医者が派遣されて、同時に、佐賀大学も、本当に基幹的な、地域の基幹病院として大事にしよう。だから、いわゆる民間移譲という声が出なければ、本当に佐賀大学医学部から医師の派遣が可能であったというふうな状況というものを私たちは、こういう文書の中でお聞きしておったわけです。それがある日突然、病院の先生十何名が全部、辞表を書いて出されたという問題が出てきました。その原因も、それを究明しようと思いません、今。

ただ、私は、病院長がいらっしゃれば、そのときに聞きたかったわけです。院長が実際は辞表を預かれたかどうか知りませんが、本当に苦渋の決断で、やっぱりそれぞれの先生は一身上の都合でおやめになったという方、あるいはどこかに移られたということで

しょうから、そういうふうな経過の中で、本当に、いわば真剣に、じゃあ、市民病院として残そうという努力をしておいたら、できたんじゃないかという気持ちがあるものから、あえてお尋ねしておるわけですよ。これが本当に、勉強もしない、どうしようもないような先生方ばかりだとすれば、話は別ですよ。ですけれども、実際に一生懸命頑張って、これだけの評価を受けている、いわばレポートの数ですべて病院がいいとは言えませんよ。そういうことは比較にならないと思います。しかし、少なくともまじめに一生懸命頑張った先生方もいらっしゃるんだということの証拠にはなると思うんですよ。

私は、和白病院の視察に行ったという区長さん方にお会いしました。それはそれで、本当に新しい病院が、例えば、親病院となるような場所がどういう病院か見ることは大切です。私は行けませんでしたが。そのときに、あえてお尋ねしました。何を聞いたかという、せっかくいっぱい案内してもらったとおっしゃったから、霊安室を案内してもらいましたかと言ったんですよ。どこの家でも一番大事なのは、例えば、お店でもそうです。トイレをまず見せてもらおうと、トイレがきちんとしているところはいいお店ですよ。と言いますね。私はそう聞かされてきました。病院は、霊安室をきちんとしてあるところはいい病院だそうです。私は、そういうふうな感覚でお尋ねしたところ、霊安室は案内してもらえんやっと言われました。病院が自信あるなら、霊安室も案内してもらおうと、私は思うんですけれども、そこらは感覚の違いでしょうか。そういう気持ちでお尋ねしたんですよ、今度も。ですが、このことはだれに聞いたと言いませんから、これで終わりますけれども、そのことはそういうことです。

私は、とにかく、もう時間が30分しかございませんので、病院問題だけ集中するわけにはいきません。本当は聞きたいこといっぱいあったんですけども、それはあえて、きょうは、とにかくあと1年何カ月は市民病院ですから、どんどんこのことについては、きちんと私は訴え続けるつもりであります。

問題をちょっと、次に移していきたいと思いますが、とにかく市民の気持ちの中にあるのは、先ほど申しましたように、医師会との連携ですね。医師会との連携というのをきちんとしてもらって、一番困るのは市民ですから、本当にやっぱり、今の会長さんという方がそういうお考えであれば、やはりそれを指揮監督するのは市長でしょうから、そういう意味では、市長の努力をしてほしいと、こういうふうに思います。それについて、もう一度、その点に市長のお考えをお聞きした上で、この問題はとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

お互い、相手のある話でありますので、ちょっとお願い方々申し上げたいのは、私は胸襟

を開いて医師会の皆さんと話そうというふうに思っております。ただ、私は立場上、明確にしてほしいということでもあります。交渉というのは、あるいは相談というのは、医師会の総意を代表する方、私も市政の総意を代表していますので、そういう方々をまず御指名していただきたいと。今のままだと、どなたにどうしていいのか、私も皆目わかりません。ですので、医師会長なのか、中島さんなのか、貝原さんなのか、私にはわかりませんが、とにかく、医師会の方とお話をきちんとしたいと、医師会総意で話をしたいというふうに思っております。そうしないと、かえって市民に混乱を引き起こすことになろうかと思えます。

そういった意味で、私は、谷口議員に、胸襟を開いていくことはお誓いをします。その上で、医師会の皆さんも、これは手続のこと等もありますので、ぜひ谷口議員のお力をいただいて、御仲介をいただいて、そういう関係になるように、私自身も誠心誠意努力をしていきたいと思っております。

その上で、繰り返しになりますけれども、もし、医師会がいろいろなことを出される、これはいいことだと思うんですね。ですが、やはり医師会で決定したものを、そして、これは我々も同じです。正確なデータできちんとやっぱり出してほしいと。これは、議会でもる指摘をされ、答弁をしたことでもありますので、お互い市民を混乱させないようにしていきたいものだなというふうに思っております。

そして、私のところにも心配して、リコールのペーパー等も来ておりますけれども、それがいけないと言っているわけじゃありませんが、片方で交渉していて、片方でリコールするというのは、それは交渉としては、私は人間として成り立たないと思っております。ここで交渉しようとして、私がこういうふうに進めようとするときに、これはけしからんぞとかなんとかということになると、それはちょっと、私の意見です。それはちょっと違うのではないかなというふうに思っておりますので、やはり私も冷静になって、きちんと話をさせていただきます。

そして、以前、医師会の一部の方から公開討論会をしたいというお申し出もあります。市民の中にも求める声もあります。これについては、私も公開討論会については、まだ私も、これはぜひ行いたいというふうに思っておりますので、その仲介の労もぜひ、前議長の谷口議員にお願いできれば、本当にありがたいというふうに思っております。あすへのかけ橋に、やはり市政の中心人物である方がなされること、これが私は本当に大切なことだと思いますし、私はそれをぜひお願いしたいと、このように考えております。一生懸命頑張ってまいりたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の市長の御発言ですけれども、気持ちはわかります。私は、率直に申しますが、医師会

の依頼を受けてとか、医師会のことで、今、いわゆる医師会との話、いわゆる市民の方々心配されていることを申し上げたわけではございません。市民の方々の気持ちが双方に通じるものがあればということで申し上げたわけでございますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

考え方としては、市長が今おっしゃったことについては、同じ考えですよ。それは確かに、市民全体のことを考えたときにですね。いつまでもいがみ合っただけという表現はおかしいですけども、すべき問題じゃございません。しかし、やっぱり、きちんとするべきことは、きちんとお互いが主張することも大事です。

それから、公開討論会の件ですけども、実は、公開討論会は当然やるべきだと。それぞれチラシで訴えたりすることよりも、むしろ市民全体の中で、それぞれの立場の考え方を出して論じることは大いに結構ですから、それは私も医師会の、医師会の方という意味じゃないですよ。それぞれの考えを持った方々に、やろうじゃないかと呼びかけはしたいと思えますよ。それぐらいの気持ちでおります。

次に移ります。

実は、ことしが戊辰戦争の140年です。その前に、教育行政の問題の中で、これを取り上げたいと思えますけれども、現在、武雄市を含めまして、子どもたちに実は、本当に朝騒いで授業にならんという時期があったわけでございますけれども、子どもたちに読書運動、朝の授業前に、始業前に読書をするということでやっておられたところが、非常に効果があると。そしてまた、読書運動というものが非常にその地域の中にも、子どもたちの中にも浸透しているということでございますが、その点について教育長の考えを承りたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

お話にありましたように、朝の読書につきましては、佐賀県の状況は非常に全国でも高いということで、せんだって新聞にも掲載されていたところでございます。

ねらいは、先ほどおっしゃった、落ちついた生活、それからまた、読書を親しむと、ひいては学力向上にもつながるわけでありまして、そういう大事な時間として各学校で取り組んでいるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

読書でございますけれども、今、議会議員各位も随分、読書家はたくさんいらっしゃると思いますが、私は、一番本を読んでいるのは松尾初秋議員じゃなからうかと思えます。私も少々本を読むのには負けんぐらい読んでいるつもりでおりますけれども、松尾議員は、本当

に年に300冊ぐらいお読みになっているんじゃないでしょうかね。そういう気がします。私はきょうは2冊本を借りて、「歴史のしずく」という中で非常に名言がいろいろあります。これを1つずつ披露すると、なかなか時間が足りませんのでですね。ただ、人のにおいというのを、この本の中で読んだんですよ。

これは、秦の始皇帝に関係するわけですけど、「奇貨居くべし 春風篇」の中にあるんですが、呂不韋という人の中で、人の性質ということが書いてあります。「呂不韋は、湯のにおいを感じ、奇妙なことを考えた。水はほとんどにおいがしないのに、水を煮るとにおいが生ずる。物がそうであれば、人もそうであろう。人が熱気を帯び、心が沸けば、その人の本当のにおいがする」という言葉でございます。

私は、幾ら燃えたぎっても、なかなか人の感動するにおいにはなりませんけれども、市長の答弁とか、副市長の答弁を聞いていると、やはり、これは人のにおいがするなということを感じたわけです。においの好みはそれぞれありますから、私はあえて言いませんけれども、やはり、お互いにその問題について真剣に考えて燃えれば、それぞれの独特のにおいがするんだなど。要するに、個性が出てくるという意味だろうと思いますが、私は、松尾議員から拝借した「歴史のしずく」という本を読みながら、本当にいろいろな議論、論議を通じて、そういうことを感じたわけでございます。

そこで、歴史の問題に戻りたいと思いますが、どういう人のにおいがするかということが今からの問題だと思えます。

実は、ことしの9月1日が、新暦で9月1日、旧暦で言うと慶応4年の7月15日は、鍋島茂義公が朝廷から、至急参内すべきという報があったわけです。そのとき、実は、慶応4年は御存じのように、鳥羽・伏見の戦いで戊辰戦争が始まった年でありますし、同時に、4月11日には江戸城が無血開城いたしました。勝海舟とか、鹿児島の小松帯刀。それで、小松帯刀と友達だった、本当大親友だった、武雄にいますね、大親友が。それが山口尚芳ですね。そういうことが、その中に出てくるわけです。

山口尚芳のことに後はなりますけれども、鍋島茂昌公が京都で参内をして、天杯を拝し、岩倉具視の取り次ぎで勅諭を賜り、錦の御旗を、実は今、武雄の歴史資料館にありますけれども、錦の御旗をいただいて、そして、兵庫に戻って、同時に、旧暦の7月28日に、現在で言うと9月の、きょうですね、きょうになりますね。いや、8月3日、ごめんなさい。8月3日が、実は、新暦のきょうなんです。それで、武雄隊が、山内の方も含めて、戊辰戦争で奥州列藩の戦いに挑むわけですが、その非常に歴史的な日に私は今一般質問しているわけですよ。

そういうことで、ちょうど、その翌々日には、実は、武雄で一番最初の戦死者が出たわけです。樋口泉兵衛さん、八並の人ですね。そういうことを、いつかお話したことがあると思えますが。

そういったような形の中で、実は、武雄隊が持ったアームストロング砲というのが庄内軍を、戦争で戦いしました後、鶴岡藩ですけれども、そのときに、その前の日ですか、実は白虎隊の会津藩、白虎隊は御存じですね。の会津藩が降伏をして、戊辰戦争の大きな局面を閉じたということでございますけれども、要するに、そのときに、実は武雄の方々がたくさん亡くなっておられます。いつも言うようでございますけれども、そういう方々の霊をなぐさめるために、秋田の方々が、本当に、いわゆる区画整理のときに出てきたお墓が名も知らぬお墓と思ったら、実は武雄の馬渡栄助さんだったということから、わざわざお骨と遺品を持って武雄にお見えいただいて、本当に秋田の方々は武雄の方々にお世話になったということで、慰霊にお見えになったことは御存じのとおりでございます。特に、そのとき、大軍団を組んで行かれたのが山内の方です。その話を先日いたしましたところ、議長が、ことしはぜひ秋田に行ってお墓参りをしたいと言っていたので、非常に私はうれしく思いました。

歴代市長、歴代議長も、必ず秋田に行っているんですよ。これは、ただ秋田で戦死者をとむらうということではなくて、そういうふうな日本人の心の中にある、いわゆるそれぞれの感謝の気持ち、真心というものが、そういう交流を通じて行われているということを、実は申し上げたかったわけでございます。

ところが、今度、秋田の戊辰戦争のことでありますけれども、実は意外なことに、戊辰戦争の企画展の準備が進んでおりますが、同時に、私はおもしろいことは、実は、意外と戊辰戦争と同時に、直接的な関係はどうかは別として、武雄と鹿児島との関係とか、NHKで「篤姫」の問題が出てまいります。市長室の入り口には、「篤姫」は張っております。ですけれども、「篤姫」そのものがどうこうじゃございませんが、「篤姫」の言葉に出てきた言葉に、私は非常に共感を抱いたわけです。「篤姫」のときに、小松帯刀が篤姫を好きだった人ですけれども、その方が江戸開城のときに立ち会った勝海舟と対話する中で、こういうことがある方のブログサイトに書かれています。勝麟太郎がこういうふうな、「上等な人間てのは力で人を動かさないものですよ」と、江戸っ子ですから、べらんめえ調で言ったんでしょう。要するに、本当は力で人間を動かしちゃいかんと、本当に人を動かすのは心で動かさにゃいかんよということを対話の中で言っているわけですね。私は、非常にそのことに感銘を受けました。

先週の日曜日のテレビ番組に出てまいりましたけれども、そういうふうな、いわゆる力、何といいますか、島津藩が軍隊を連れて行って圧力かけたような形で勅諭といいますか、いわゆる公武合体を有無を言わず決めさせたという経過の中で、このことが出てくるわけですけど、そういうふうな問題の中で、実は、要するに、勝海舟と小松帯刀は話をします。そういうことの中で出てくるのは、何でも力とか数で押し切らんで、本当に私は、そういう心、話をして、みんな人間同士ですから、話をしていけば、お互いに活路が開けるかわかりません。そういうことを勝海舟が、あの江戸城の陥落寸前の土壇場の中でも、そういう話し合い

をしたんだということを見ましたときに、私はすばらしいなというふうな感じを受けて、その場面を見たわけです。

そのとき、実は、坂本龍馬と、坂本龍馬に非常に詳しい松尾議員がおっしゃいますが、坂本龍馬と小松帯刀は非常に仲がよかったわけですよ。そういうふうな状況も、ここに記録にございます。

そういうふうなことの中で私が思いますのは、やはり武雄の歴史の中で、非常に、日本の文明開化ではないですけども、いわゆる江戸から明治に移る新しい時代に大きな力を果たした人たちが武雄の歴史の中にはたくさんいらっしゃるんだということ、いろいろ感じるわけでございますが、そういうふうな歴史的なものについて、どういう取り組みですね、それは教育の中であっても大事だと思いますよ。例えば、私は、先般の議会で、ふるさと納税ですか、寄附金の問題等を取り上げましたときに、石川啄木のように、ふるさとを追われるように行った人は、なかなかふるさとに寄附しませんけれども、しかし、本当にふるさとに誇りを持ち、やっぱり自信を持って自分のふるさとを愛する人は、きっと朝日のあの方のように、私財をなげうっていろいろと御協力いただくということもあります。それは、やっぱりふるさとに対する愛着、愛情、そして誇りがあるから、そういうものだと思いますが、そういうふるさとの先人たちに対する教育というのはどういう形で行われているかを教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

お話にありましたように、すばらしい先人がいらっしゃるわけでありまして、先ほど申しました朝の読書などの中でも、佐賀のお話、武雄の話等を教材として読んだという例も実際に見られますし、現在では、市立図書館、県立図書館等も読書用にそういう書物を回していると、回覧していると、希望によってですね。そういうこともございます。

また、道徳教材等の中で、かつて作成された資料等もございますし、現在では、以前と比べるとかなり地域に出っていく機会もあるわけでありまして、そういう面で、実際に指導しているわけですけども、これは、さらにその系統性とか、それから合併した後の広がり等もありますので、さらにまた考えていくべき点もあろうかというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

よくわかりました。そういうふうなふるさとのすばらしい歴史、伝統、そして人物等についても、そういう教育というのは、やっぱり大事なもののじゃないかという気がいたしますし、それはもう、日々の生活の中で感じていくべきことだと思います。

ここに、「武雄市長物語」というブログのコピーを持っていますが、市長も非常に歴史文学には関心があるようでございまして、「篤姫」の話がここに書いてあります。NHKに対する資料提供とか、そういうことで。実は私も先般、新幹線の着工式のと、嬉野に行きましたときに、石井前市長さんとお話をいたしました。そのときに、やはりみんなでたまたま、NHKの「篤姫」のテロップに、要するに文字が武雄市提供というのが書いてあるんですよ。それはなぜかと、鹿児島が持たんような資料も武雄は持っていますので、そういうものをぜひ提供してほしいという話があって、これは市長が橋渡しされたんじゃないですかね。そういうふうに関心を受けましたけれども。

そういう中で、「篤姫」と武雄というものの問題をクローズアップして、それを何かに生かしたいというのが、恐らく市長の考えだったろうと思いますけれども、そういうふうなことについて、市長の見解を承りたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

「篤姫展」については、たまたま福岡で、勤務時間外に講演をしたときに、たまたまですけども、「篤姫」の屋敷プロデューサーが私のところに見えられて、ドラマ「佐賀のがばいばあちゃん」のロケ地の市長ということで、親交を深めることになりました。それがあって、その前に、私は「篤姫」を毎週見えていますけれども、たまたま、その資料提供に武雄市というのがあったのは知りませんでした。後で、これは市民の方々から、出ていただいということ、非常にこれはうれしく思って、これは何とかせんばということ、私は、あらゆる企画展とか歴史展というのは、やっぱり顔が要ると思います。単に戊辰戦争展であったりとか、単に武雄の偉人展であっても、それはやっぱり振り向いてくれないんですね。しかし、篤姫のいた薩摩藩とこういうつながりがあったであるとか、あるいは、あの衣装がここにあるといったら、やっぱり歴史にそう関心がない人たちでも足を向けると思うんですよ。私は、そういう心のこもった企画展をやりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、篤姫を擁した薩摩藩を通じて、武雄がどういうふうなかわりをしたかといったことも出したいと思っております。そういう意味で、先ほど、石井良一さん、石井元市長のおじいさんの「武雄史」の中に、小松帯刀と山口尚芳さんが一緒に江戸城に駆け込んだという話は、非常に私も印象深く、これはブログにも書きましたけれども、印象深く残っていますし、最近、佐賀藩と縁のある中公新書で、これもブログで紹介をさせていただきましたけれども、この中にも、鍋島茂義公であるとか山口尚芳さんが出てこられます。そういったことも含めて、私は今回の「篤姫展」で展示をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の市長の話で、要するに、篤姫については、私も同じような考えを持っております。市長がいろいろと篤姫についても見識の深いことを存じておりますけれども、ただ戊辰戦争と言っても人は集まらないとお思いかわかりませんが、戊辰戦争は人が集まるんですよ。それだけ市民の中に愛着がありますから。だから、「篤姫展」を一緒にされたらいいですね。そしたらいいですよ。そういうことで、どういう形になるか、それは教育委員会がなさること、いわゆる観光課がやるわけじゃないですから、あくまでもそういう教育委員会のサイドでどんどん進めていただいて、そして、篤姫のことも、戊辰戦争のことも同じ時代の同じ流れの中であります。必ずしも戊辰戦争と篤姫が一致しないように、物語ですから、部分はあるかわかりませんが、少なくとも江戸城開城というのは、戊辰戦争の1つの中にありますので、そういうことを含めて、やっぱり調整をして、すばらしい2つの企画展が成功するように期待をしたいと思います。

あと3分しかございませんので、一言だけ申し添えておきたいのは、実は、武雄から八百屋さんが消えていっているわけですよ。なぜかという、いわゆる武雄の青果市場がなくなったわけです。そうすると、どういうことかという、これは朝市に関係するだけでは言いませんけれども、朝市とかそういうもので、実は、近所のお年寄りとか近所の方々が朝買いますね。安いとつい1週間分買ってみたり、3日分買ってみたりします。土曜朝市、日曜朝市あります。それはそれで、町の中の景気とか刺激のためにいいし、また、観光客のためにいいと思います。

ただ問題は、近所の大きな大手のスーパーとか大型店、そこでも野菜があるし、あるいはスーパーでもやっているということの中で、実は一番、スーパーマーケットに行っておばあちゃんたちもお話をするわけにいきません。やはり、八百屋さんは何でもあるわけですから、そこに行くと、お互いが、いわばお年寄りの交流の場でもあるわけですよ。いわば、極端に言うと、そういったようなお年寄りが行って、歩いて買って買い物できる場所が、武雄からだんだんなくなっているわけですよ。そういうものは、やはり頭の中に考えていかにやいかなんというのを思いました。

先月末、1カ所、私の近くの八百屋さんもやまりました。長い間、お父さんが病気でしたけれども、あとは娘さんたちが3人でしっかり頑張って、そして、地域のおばあちゃん、おじいちゃん、そういう方々、奥様方の、いわば、何かのときの話し相手、いわゆる愚痴の聞き役、あるいは通る人の道案内までしてもらった八百屋さんでしたけれども、なくなりました。そういう武雄の町から八百屋さんが消えていく。朝市、結構ですよ。本当にそれなりの、

皆さん一生懸命頑張っておりますけれども、今は、朝、野菜をつくった方々も、農協に、あるいは野菜市場におさめないで直売店に持って行ってみたり、そういうことが多いものから、これが影響していないとは言いません。随分、やっぱり影響があると思います。しかし、ただ、それじゃ、やめんさってしょうがなかたいということではなくて、やはり地域のそういうよりどころ、拠点となるものがだんだんなくなっていくことを、私は政治の場でもやっぱり考えていくべきじゃないかと思います。

私は、1週間に2回朝市に行くわけですよ。土曜の朝市、日曜の朝市、しつこいぐらいに私は必ず、行きかかったら行きますから、続けて行っています。長いところは10年行っています。そういうことで、日曜朝市もできるだけ行くようにしていますが、買うときは、せめて、土曜朝市で1日分、日曜朝市で1日分、あとは近所の八百屋さんで買うとか、気配りをしながら買い物をする、そういうまちおこしも必要でないかという気がいたしますけれども、そういう点で、本当に、いわゆる朝市も大事ですけども、そういう地域の八百屋さん等をどうして守るかということも頭の中に入れてもらって、そういう零細な小さいお店であっても、市民のために役立っているということを感じていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょう。最後の質問です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

やはり、バランスを持った政策展開が必要だと思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で、30番谷口議員の質問を終了させていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 18時12分